

# 平成 28 年度業務実績等報告書

平成 29 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

---



## 目 次

◆ 平成 28 年度業務実績及び自己評価の概要	1
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
＜公害健康被害補償業務＞	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	20
2. 都道府県等に対する納付金の納付	34
＜公害健康被害予防事業＞	
1. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	39
2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	45
3. 調査研究	48
4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供	53
5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成	63
6. 関係地方公共団体の事業に対する助成	71
＜地球環境基金業務＞	
1. 助成事業に係る事項	75
2. 振興事業に係る事項	95
3. 地球環境基金の運用等について	107
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	119
＜維持管理積立金の管理業務＞	123
＜石綿健康被害救済業務＞	
1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施	126
2. 救済給付の支給に係る費用の徴収	136
3. 制度運営の円滑化等	138
4. 救済制度の広報・相談の実施	147
5. 安全かつ効率的な業務の実施	155
6. 救済制度の見直しへの対応	158
＜環境研究総合推進業務＞	
1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	160
2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進	174

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 組織運営	180
2. 業務運営の効率化	193
3. 業務における環境配慮	207
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算、収支計画、資金計画	212
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	228
IV. 短期借入金の限度額	235
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	237
VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	238
VII. 剰余金の使途	239
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	240
2. 職員の人事に関する計画	241
3. 積立金の処分に関する事項	250
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	252
<参考>	
○別紙1 主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況	254
○別紙2 閣議決定のフォローアップ状況	257

# 平成28年度業務実績及び自己評価の概要

## 1. 第3期中期目標期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

## 2. 機構の目的及び業務の内容

### 目的(機構法第3条)

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

### 業務内容(機構法第10条)

1. 公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)に基づく公害健康被害補償業務
2. 補償法に基づく公害健康被害予防事業
3. 民間団体の環境保全活動への支援業務及びこれら活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供、研修
4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
6. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく(1)認定、(2)救済給付の支給、(3)特別事業主からの特別拋出金の徴収
7. 環境の保全に関する研究及び技術開発、成果の普及及びその活用の促進、助成金の交付
8. 1から7の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修

1

## 3. 機構の経営理念、経営方針及び行動指針

### 経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

### 経営方針

- ・ 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- ・ 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- ・ 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるように努めます。
- ・ 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

### 行動指針

#### <機構の使命を果たすための行動>

- ・ 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- ・ 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- ・ 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

#### <業務に取り組む姿勢>

- ・ 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- ・ 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- ・ 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

2

## 4. 組織運営上の課題

### ■平成28年度の組織運営の課題

- ①「人材の育成」－ 研修体系の再構築に続く、人事評価制度の見直し
- ②「内部統制の強化」－ 内部統制、情報セキュリティ等の更なる高度化
- ③「新規事業への対応」－ 環境研究総合推進費事業の移管にも的確に対応
- ④「情報発信の強化」－ ステークホルダーに対する効果的な情報発信、特に石綿健康被害救済制度の周知広報
- ⑤「組織・要員の見直し」－ 事業管理部の今後のあり方など、より効率的な組織体制を検討



### ■平成29年度の組織運営の課題

平成28年度までの取組状況等を踏まえ、次の5項目を組織横断的な課題として掲げ、取組を推進。

- ①「人材の育成」－ 過去2か年で見直しを進めてきた「研修制度」と「人事評価制度」の定着及び更なるブラッシュアップを図る。
- ②「組織・要員の見直し」－ 債権管理回収業務の状況を踏まえ、同業務を所掌する事業管理部を平成29年度中に経理部と統合する計画。  
さらに、「係制度の見直し(チーム制の導入)」等を検討。
- ③「働き方改革への対応」－ 政府の方針を踏まえ、「長時間労働の是正」等の施策を推進。
- ④「環境研究総合推進費事業の運営安定化」－ 平成28年10月に環境省から移管された事業の着実な運営に尽力。
- ⑤「予防事業、地球環境基金事業等に係る検討」  
－ 基金運用益の減少に伴い、より効率的・効果的な事業実施方法等を更に検討。

3

## I-1. 公害健康被害補償業務

### 1. 汚染負荷量賦課金の徴収(報告書P. 20~33)

#### 【主な実績】

#### (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

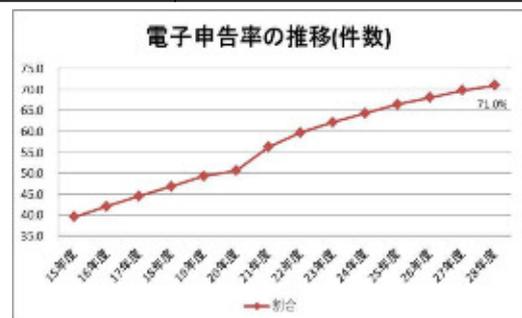
- ① 納付義務者の申告率は99.5%(8,242件中、未申告事業者38件)、申告額に対する収納率は中期計画の目標(99%以上)を上回る99.986%と、今年度も高い実績を確保した。
- ② 期首に8件あった過年度分申告に係る滞納事業者については、納付計画に基づく滞納の解消(2件)や破産による清算結了(1件)により、廃業状態または破産手続中等である5件にまで圧縮した。
- ③ 適正な賦課金申告を確保するため、納付義務者に対する実地調査を、中期計画の目標(平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件))を上回る107件(70%増)の調査を計画的に実施した。

(単位:円、消費税等抜)

24年度委託費	28年度委託費(対24年度増減比)
169,507,228	155,379,659(▲8.33%)

#### (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

- ① 徴収業務に係る委託費については、平成24年度実績に比し、中期計画の目標(5%以上の縮減)を上回る8.33%の縮減を実現した。
- ② オンライン申告等の電子申告比率について、件数で71.0%、申告金額で91.5%に達し、平成30年度末までに70%以上とする中期計画の目標を2年前倒しで達成できた。



4

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 納付義務者の利便性の向上を図るため、インターネットを利用した電子納付(Pay-easy(ペイジー))に対応すべく、平成30年1月から運用を開始できるよう手続を進めた。
- ② 照会事項等に対応し、「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」を改訂した。
  - ・ 申告納付説明・相談会、アンケート、問い合わせ等の多い事項への説明書きを追記
  - ・ オンライン申告について、照会の多い事項への説明書きを追記
  - ・ 実地調査及び審査の際、申告内容でよく誤りが見られる事項の追記
- ③ 昨年度作成した動画サイトを、全納付義務者に対して紹介チラシの配布や、申告納付説明・相談会での上映を通じて利用を促した。その結果、2千件を超える閲覧があり、有効に活用いただいている。
- ④ 納付義務者が使用するパソコンの最新環境への対応や、申告関係書類のアップロード時のエラー等への対応など、オンライン申告システムに必要な改修を実施した。

【主な指標】(平成27年度→28年度)

- ・ 申告額に係る収納率99%以上を維持 99.997%→99.986%
- ・ 徴収業務に係る委託費の縮減 8.69%→8.33%
- ・ 実地調査の確実な実施 65%増→70%増
- ・ 電子申告の促進 69.8%→71.0%(件数)、87.2%→91.5%(金額)

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

5

2. 都道府県等に対する納付金の納付(報告書P. 34~38)

【主な実績】

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

- ① 全45都道府県等を3年に1回のサイクルで実施している補償給付費等の事務処理について、17都道府県等に対して現地指導調査を実施し、その結果については環境省に報告した(昨年度は12都道府県の実施)。
- ② 公害健康福祉事業について6都道府県等の実態調査を行い、創意工夫のある事項等を整理し、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報を提供した(昨年度は5都道府県等の実施)。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

- ① 都道府県等の担当者からの要望に応えるため、オンライン申請システム(納付業務システム)について、今年度は最新のパソコン環境(Windows10等)に対応ができるようシステムの改修を行った。
- ② 納付業務システムの担当者研修会は、ニーズを聴取した上で、全45都道府県等のうち要望のあった21都道府県等(27人)の全ての者を対象に研修を実施し、受講者アンケートによる「研修の満足度」は89%の者から「有意義・やや有意義」の評価を得た。

【主な指標】(平成27年度→28年度)

- ・ 現地指導の実施都道府県等 第1種地域(10→15)、第2種地域(2→2)
- ・ オンライン申請を行う都道府県等数 100%→100%

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

6

## I-2. 公害健康被害予防事業

### 1. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善(報告書P.39～44)

#### 【主な実績】

#### (1) ニーズの把握と事業への反映

- ① 公健制度と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等の団体との連絡会を開催し、予防事業の効果的なあり方について意見交換を行った。
- ② ぜん息患者等のニーズに基づき、次の事業に反映させた。

ニーズ	事業内容	事業区分
・専門医への相談・交流機会の確保 ・就学期のぜん息患者へのサポート ・思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供 ・COPDに対する認知度の向上、重症化の防止	・市民公開講座 ・ぜん息講習会 ・ミニ体験教室、実技講習 ・講習会、呼吸リハビリ教室	知識の普及
・ぜん息患者教育スタッフの養成	・講習会、養成講座	知識の普及・研修
・呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成	・養成講座	研修

#### (2) 事業参加者に対するアンケートの実施と事業への反映

- ① 知識普及事業及び研修事業参加者にアンケート調査及び一部事業における事業終了2ヶ月後に追跡アンケート調査を実施し、得られた意見等を市民公開講座に反映させた。
- ② 第三期中期目標期間(平成26年度～30年度)における事業の重点化・効率化を図るため、i)調査研究及び知識普及事業:縮減又は統廃合等による合理化、ii)公害健康被害予防事業を担う人材育成の充実と強化、iii)地方公共団体が行うソフト3事業に対する支援を一層推進した。
- ③ 「ソフト3事業」を実施する地方公共団体が事業を評価・分析できるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施した。

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

7

### 2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保(報告書P.45～47)

#### 【主な実績】

#### (1) 事業の重点化・効率化

「事務・事業の見直しの基本方針」及び平成26年度から開始した予防事業の見直し結果を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業及び知識普及・研修事業に重点化するとともに、事業効果の高い事業となるよう事業内容の改善に取り組んだ。

事業区分	主な事業内容
調査研究	・予防事業の重点課題に則した課題の研究を継続して実施
知識の普及	・機構ホームページ「ぜん息などの情報館」に、次の情報を掲載 ア) ぜん息等に関する情報を一元的に発信することができる「ぜん息・COPDプラットフォーム」の公開 イ) 新規作成したパンフレットのウェブコンテンツ及び患者教育用スライド等を掲載 ・啓発冊子の合理化、ユーザビリティの向上を図るため、複数のパンフレットを再編・統合した「子どものぜん息ハンドブック」を発行
研修	・助成事業に必要な知識と技術を習得する「事業研修」(基礎)と地域において患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」(専門)を実施 ・予防事業を担う人材育成の充実と強化を図るため、平成27年度に試行的に実施した「ERCA予防事業人材バンク」を本格稼働
助成事業	平成26年度の抜本的見直しによるソフト3事業の見直し後のメニューに積極的に取り組んでいる地方公共団体の事例について、次の取り組みを実施 ア) 実務者会議の場でグッド・プラクティス事例として情報を提供 イ) 環境改善に係る計画作成事業(助成事業)に、大気環境施策上の課題解決に向けた事業も対象

8

(2) 収入の安定的確保

現在の低金利の状況下、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用に努め、また自立支援型予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保に努めた。 <基金運用収入 平成28年度 7.02億円、平均利回り:1.55 %>

(3) 次期中期目標期間に向けた予防事業のあり方検討

収入の範囲内で最大限の効果が発揮されるよう、予防事業メニューの見直しや事務経費の削減等を検討し、環境省とも随時協議を行った。

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

**3. 調査研究(報告書P.48～ 52)**

【主な実績】

(1) 予防事業の重点施策に則した課題の研究を継続して実施し、調査研究費の総額を、平成24年度比で10%以上削減するとの中長期計画を上回る50%の削減を達成した。

(2) 調査研究成果の事業での活用や学会等での発表は次のとおりである。

- ① 機構HPで公表するとともに、研究成果集を作成、関係地方公共団体・関係団体等に配布
- ② 機構が行う各種事業等での発表・活用、内外の学会や論文での発表

【主な指標】 調査研究費総額の削減 (27年度)37%削減 → (28年度)50%削減(平成27年度末で2課題終了)

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

**4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施(報告書P.53～ 62)**

【主な実績】

(1) 各種普及啓発事業の効果的な実施

パンフレット類を作成するとともに、ぜん息専門医等による講演会・講習会等を随時開催し、またぜん息・COPD電話相談室を通年で実施した。

(2) 事業参加者の評価

これら普及啓発等事業の参加者において、定量的指標である有効回答者の80%以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。

(3) 新たな普及啓発事業の実施



新たな取組	事業内容等
NPO法人等との協業事業	地域におけるCOPD対策推進事業、ぜん息予防等に関する出張型講習会
パンフレットの再編・統合	・7種類のパンフレットを再編・統合した「子どものぜん息ハンドブック」を発行 ・成人向け統合パンフレットの作成に向けた検討開始
GOLD日本委員会との共催事業	(一社)GOLD日本委員会と共催でCOPDの予防等に関する講習会
大気環境対策セミナーの開催	セミナーにおいて、PM2.5に関する専門的知見や最新の情報を提供

(4) 機構ホームページ ウェブコンテンツ「ぜん息などの情報館」を活用した情報提供

- ① 新規作成パンフレットのウェブ版コンテンツ及び患者教育スライド等を新たに掲載した。
- ② ポータルサイト機能と役割を担う「ぜん息・COPDプラットフォーム」を新たに公開し、国・地方公共団体及び協力団体が発信するぜん息・COPDの予防等の最新の知見や情報を幅広く提供した。



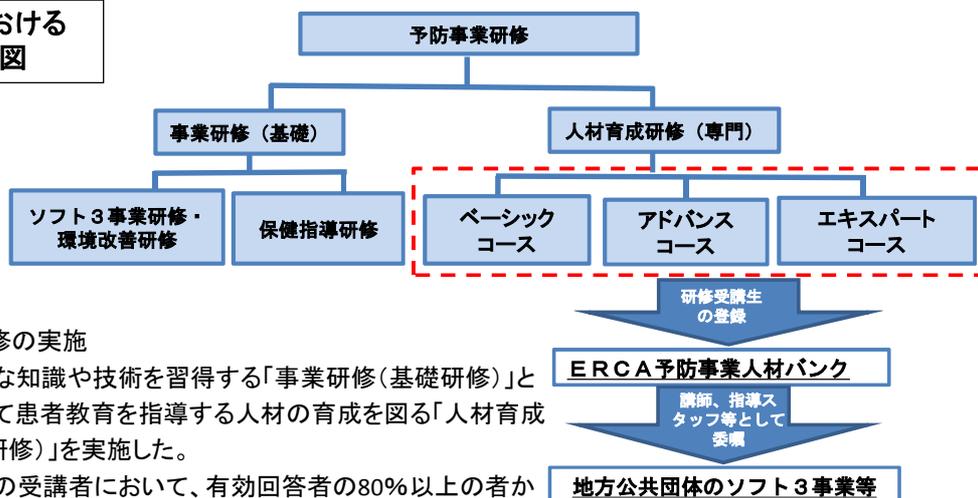
【主な指標】(平成27年度→28年度)

・事業参加者等による評価 有効回答者80%以上から上位2段階までの評価→80%以上

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

## 5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成（報告書P.63～70）

### 予防事業における 研修体系図



#### 【主な実績】

##### (1) 効果的な研修の実施

- ① 事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修(基礎研修)」と地域において患者教育を指導する人材の育成を図る「人材育成研修(専門研修)」を実施した。
- ② 全ての研修の受講者において、有効回答者の80%以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得るとの定量的指標を上回る90%以上の者から評価を得、特に、エキスパートコースにおいては受講者の100%から評価を得た。
- ③ ソフト3事業従事者を対象とした研修において、受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する追跡調査を実施し、80%以上の者から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得るとの定量的指標を上回る100%の上長から評価を得た。

##### (2) ネットワークを活用した人材支援の強化(「ERCA予防事業人材バンク」)

- ① 人材育成研修の受講者や学術団体等が認定する患者教育・指導のライセンスを有する指導者を人材バンクに登録し、2地方公共団体において4名の登録者をソフト3事業の講師として活用した。
- ② 登録者数を100人とするという目標に対して、155人の登録者を獲得した。

11

#### 【主な指標】（平成27年度→28年度）

- ・研修受講者による評価: 有効回答者の95%以上から上位2段階までの評価 → 90%以上
- ・研修受講者の上長による評価: 有効回答者の96%以上から「研修成果を効果的に活用できている」 → 100%

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

## 6. 関係地方公共団体の事業に対する助成(報告書P.71～74)

#### 【主な実績】

##### (1) 平成27年度から実施している見直し後のソフト3事業の定着及び支援

- ① 公害健康被害予防事業を担う人材を育成するために研修を充実させるとともに、実務者連絡会議などの機会を通じて、見直し後の事業に係るグッドプラクティス情報を提供した。
- ② ソフト3事業の助成事業費全体に占める比率は、80%以上としていた目標を大幅に上回る96.3%であった。

##### (2) 環境改善分野における見直しの推進

- ① 平成28年度から「計画作成事業」として、地方公共団体がNO2やSPM等を対象として実施する、対象地域における大気環境の改善を図ることを目的とした計画の作成や対策立案の実施を可能とし、2地方公共団体に対し助成した。
- ② 当該2地方公共団体の事業概要について、今後の「計画作成事業」の活用の推進を図るため、地方公共団体実務連絡会議の機会を通じて情報提供を行った。

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

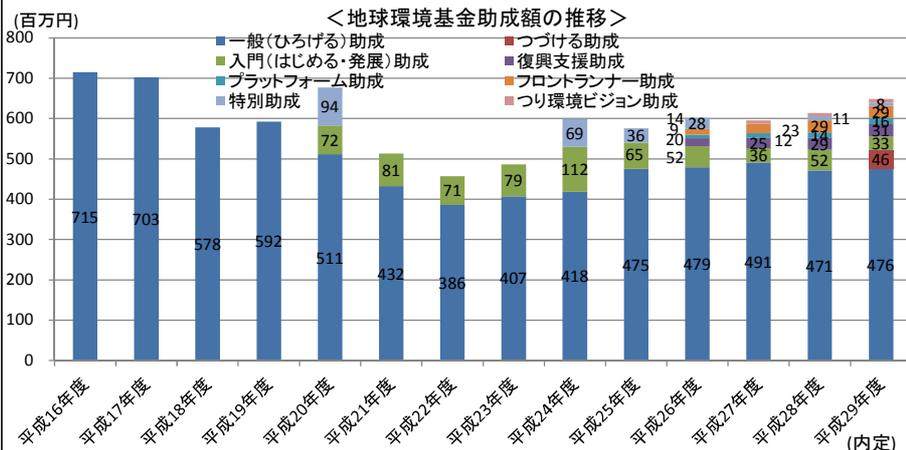
12

# I-3. 地球環境基金業務

## 1. 助成事業に関する事項(報告書P.75～94)

### 【主な実績】

- ・平成28年度は220件の活動に対し、618百万円の助成を行った。(交付実績ベース)(平成27年度206件・598百万円)
- ・特に平成28年度からは、東京2020に関連する環境活動を支援する「特別助成」を新たに設け、3件11百万円の助成を行ったほか、平成27年度から開始した(一社)日本釣用品工業会からの寄付金を原資とした「つり環境ビジョン助成」についても、水辺の環境保全活動8件、総額9百万円の助成を実施した。
- ・平成26年度から開始した、活動への助成と団体の人材育成をセットで行う「若手プロジェクトリーダー育成事業」については、第3期生12名を新たに採択した。
- ・助成先団体の成長と自立に効果の高い助成のあり方について、外部有識者による検討会を設けて検討を行い、その提言を受けて助成制度の見直しを行い、平成29年度助成の公募に反映させた。



(助成活動の一つ「Orca.orgさかまた組」による活動が、平成28年度開隆堂版英語教科書で紹介された)



(注)平成16年から28年度は実績ベース 平成29年度は内定ベース

## ＜参考＞助成方針検討委員会の主な提言と平成29年度助成への反映内容

主な提言	平成29年度助成への反映
発足から間もない小規模団体の活動を軌道に乗せるためには、初めての助成を受けたプロジェクトについては、活動が発展していることを条件に、引き続き助成を受けるための新規性の要件を緩和してはどうか。	地域に根付くことなどを目指し始めた活動が、持続的に継続できる活動へと定着することを目指し、入門助成(はじめる助成と名称変更)を受けた後さらに3年助成を受けることができる助成メニュー(つづける助成)を新設した。
何度か助成を受けた中規模な団体に対しては、連続した助成期間には何らかの制限を設け、評価においてそれまでの助成の効果を検証する仕組みを設けるべきではないか。	一般助成(ひろげる助成と名称変更)を連続6年受けた団体は、その後2年間は地球環境基金の助成を要望できないこととした。
多数回の助成を受けた我が国としては大規模な団体に対しては、新規性に乏しい低額のプロジェクトについては、助成回数に何らかの制限を設けることを含め、採択に当たり厳しく対応する一方で、プラットフォーム助成やフロントランナー助成に相当する先進性の高いプロジェクトについては、これまで以上の額と期間の助成を行い、相応の成果を求めるなど検討してはどうか。	フロントランナー助成(先進的な環境保全活動を重点的に支援するメニュー)は、常勤2名の条件を撤廃。ただし活動終了後2年間は地球環境基金の助成を要望できないこととした。 プラットフォーム助成(日本の環境NGO・NPOが横断的に連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指すメニュー)は、対象の活動を国際会議だけでなく、特定の環境課題解決に関する活動へと拡大した。
その他	「復興支援助成」は、特定非常災害に指定された熊本地震の復興に資する活動も対象に追加した。

- これまで助成を受けたことのない団体の採択、申請の処理期間等は、いずれも目標を達成した。
- 平成27年度から開始した概算払いについては、会計事務が適正に行われている等の条件を満たす団体について、対象を33団体に拡大した。
- 活動に対する評価に関しては、平成26年度から再編した新たな評価要領に基づき、平成27年度には試行（抽出）として実施した3年の活動が終了した団体を含め、1年目（事前目標共有）、2年目（中間コンサルティング）、3年終了（書面評価）のすべての助成先について評価を実施した。また、最大5カ年の助成を行うフロントランナー助成について、3年経過した団体に対し助成継続の可否を審査する継続評価を実施した。
- 多様な主体との連携を進めるため、地方環境パートナーシップオフィス（EPO）、他の助成機関、JICA/外務省等との意見交換会を開催した。また、企業のCSR担当者らの研究会に参加し協賛を呼びかけた。
- 環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため、助成団体活動報告会に加え、若手プロジェクトリーダーや海外派遣研修の成果報告会、助成に関する個別相談会、企業プロボノに関するワークショップを、エコプロダクツ展2017に合わせて開催した。



<中間コンサルティング>



<実地評価>  
(徳島県の自然保護・復元活動)



<若手プロジェクトリーダー成果発表会>

15

### 【主な指標】(平成26年度→27年度→28年度)

- ・自主財源(企業協働プロジェクト)による助成額 0→900万円→900万円
- ・若手プロジェクトリーダー育成数 16名→24名→36名
- ・概算払い対象団体数 0団体→18団体→33団体
- ・評価の対象とした活動数 84団体→140団体→182団体
- ・他の主体との連携会議の開催回数 3回→5回→13回

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

## 2. 振興事業に関する事項(報告書P.95~106)

### 【主な実績】

- 次代を担うユース世代の環境活動の促進に関しては、昨年度から開始した高校生対象の「全国ユース環境活動発表大会」を平成29年2月に国連大学にて開催したほか、新たに大学生を対象とした「全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2016)」の共催に加わり、環境大臣賞及び環境再生保全機構理事長賞等を授与した。昨年の全国ユース環境活動発表大会で理事長賞を受賞した高校に対し、副賞の国内環境体験プログラムを実施した。
- 平成26年度から開始した若手プロジェクトリーダー研修として、第3期生12名を採択した。3年目の第1期生に対しては、フィールド実習を含む最終年度の研修を行い、修了となった。
- 引き続き、地域のNGO・NPOのスタッフ向け研修、国際NGO活動を目指す者の海外派遣研修、わが国の環境NGOのデータベースの整備等を実施した。



<全国ユース環境活動発表大会>



<国内環境体験プログラムの様子>

16



＜若手プロジェクトリーダー研修＞



＜海外派遣研修(マレーシア)＞



＜研修の運営担当者ミーティング＞

【主な指標】(平成26年度→27年度→28年度)

- ・学生を対象とした交流事業の実施回数 0回→1回→2回
- ・若手プロジェクトリーダー研修の実施回数 1コース3回 → 2コース6回 → 3コース9回
- ・受講者アンケートにおいて「有意義であった」との評価を受けた割合 89.0% → 98.5%→ 97.7%

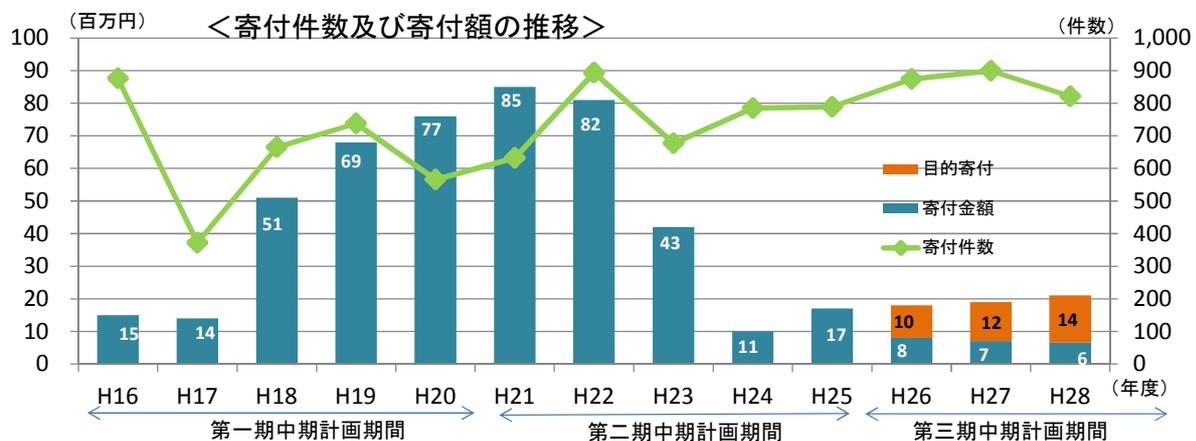
【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

3. 地球環境基金の運用等(報告書P.107～118)

【主な実績】

- ・ 企業に対しては「地球環境基金企業協働プロジェクト」、個人に対しては「地球環境基金サポーター」を中心に、環境イベント等でのブース出展、メディア広告のほか、商工会議所を通じての働きかけを行い寄付の獲得に努めた。(新聞広告5回、雑誌等8誌、イベント出展6回)その他、広報誌「地球環境基金便り」、「ききんレポート」、twitter等による情報発信に努めた。
- ・ 東京2020に関する環境活動を支援する「特別助成」の支援をオリンピック・パラリンピック公式スポンサー企業に呼びかけ、1社から寄付を得ることができた。
- ・ 「全国ユース環境活動発表大会」に充てる寄付についても、昨年度までの2社に加え、新たに2社からの寄付を得た。
- ・ この結果、寄付総額は前年度を上回り、寄付件数は前年度に及ばなかったものの、前中期計画期間の平均を上回り、5カ年間で前中期計画の総件数を上回るとの目標を達成するペースを維持している。

17



＜新聞広告＞



＜エコプロダクツ展2017＞



【主な指標】(前中期目標期間の平均・平成27年度→28年度)

- ・ 直接事業に充てる特定寄付社数及び寄付額 0件0千円 → 3件12,000千円 → 6件14,500千円
- ・ 寄付件数 755件 → ・899件 → ・821件
- ・ 寄付総額 47,524千円 → ・18,712千円 → ・21,036千円

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

18

## I-4. PCB廃棄物処理基金による助成業務(報告書P.119~122)

### 【主な実績】

- PCB処理費用の軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請(3,485件)の全件を適正に処理して助成金を交付した。
- このほか、拠出された基金の収納、基金の適切な運用、基金の状況に関する情報公開等の事務を実施した。
- 平成28年の法改正により導入された行政代執行のための基金について、受入のための所要の体制整備を行った。

＜軽減事業及び振興事業の実施状況＞

(単位：件、台、千円)

	27年度			28年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,680	8,898	2,139,889	3,485	7,910	1,918,167
振興事業			100,000			10,000

### 【主な指標】(平成27年度→28年度)

- 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数 100%→100%

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

## I-5. 維持管理積立金の管理業務(報告書P.123~125)

### 【主な実績】

＜維持管理積立金の積立て及び取戻し状況(平成29年3月末現在)＞

(単位：千円)

- 維持管理積立金の収納と取り戻し、積立金の適切な運用と利息の通知・払渡し、積立金の状況の通知等の事務を着実に実施した。

	積立		取戻(▲)		残高
	最終処分場数	金額	最終処分場数	金額	金額
27年度	793	8,397,589	60	1,347,846	90,119,574
28年度	686	5,581,057	51	1,503,738	94,196,893

### 【主な指標】(計画額→実績額)

- 維持管理積立金の運用益 277百万円 → 281百万円

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

19

## I-6. 石綿健康被害救済業務

### 1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施(報告書P.126~135)

#### 【主な実績】

- 平成28年度に1,081件(前年度1,046件)の申請を受け付け、前年度未処理案件394件と合わせた1,475件のうち1,168件を処理した。処理件数は対前年度17%増加しており、年度末時点の未処理件数は前年度末の約3/4に減少した。
- 平成28年度の認定状況は療養中の方781件、未申請死亡者の遺族147件及び施行前死亡者の遺族16件の計944件であり、前年度と比べ17%増加した。

＜平成28年度の進捗状況＞

(単位：件)

	前年度未処理	受付	処理	未処理
療養中の方	301	861	934	228
未申請死亡者	85	197	207	75
施行前死亡者	8	23	27	4
計	394	1,081	1,168	307

＜平成28年度認定状況＞

(単位：件)

申請疾病申請者	決定内容	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	認定	654(573)	103(105)	4(0)	20(12)	—	781(690)
	不認定	34(41)	40(24)	23(25)	36(19)	0(0)	133(109)
	取下げ	9(31)	7(6)	3(1)	1(2)	0(0)	20(40)
未申請死亡者	認定	115(81)	29(24)	1(0)	2(4)	—	147(109)
	不認定	24(11)	22(10)	6(3)	5(4)	0(0)	57(28)
	取下げ	0(4)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(5)
施行前死亡者	認定	13(9)	2(1)	1(0)	0(1)	—	16(11)
	不認定	0(0)	5(4)	1(1)	0(0)	0(0)	6(5)
	取下げ	4(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	5(2)
計	認定	782(663)	134(130)	6(0)	22(17)	—	944(810)
	不認定	58(52)	67(38)	30(29)	41(23)	0(0)	196(142)
	取下げ	13(36)	10(7)	4(2)	1(2)	0(0)	28(47)

20

- 療養中の方の申請から認定等決定までの、特殊事例を除く平均処理日数は98日であり、前年度106日からさらに減少している。1回の審議で医学的判定が行われた割合がやや減少しているが、これは、分科会限りでの判定が行われない類型の症状に関する申請が増加したことによる。しかし、申出前から医療機関に対し病理標本等の提出を積極的に求めたことにより、全体の処理期間を減少させることができた。
- 平成28年度は、認定された方及びそのご遺族に対し、総額34億1千万円の支給を行った(前年度比5.2%増)。支給に要する期間は、区分により前年度と同程度からやや増加したものもあるが、前中期計画期間からは概ね短縮されている。
- なお、経過観察が長期間にわたる被認定者に対し状況確認を行う方針の導入から3年が経過したため、状況確認手順を新たに策定し、対象者への確認を開始した。
- 平成29年5月までに認定の有効期間が満了する95件のうち85件の申請を受け付け、更新等の決定(更新76件、更新しない9件)を行った。

＜平成28年度 支給までの処理期間＞ (単位:日)

＜平成28年度療養中の方に係る平均処理日数等＞ (単位:日、件)

区分	認定等決定までの平均処理日数		判定申出までの平均日数	件数
1回の医学的判定	98	64 (67)	28 (32)	568 (507)
追加資料が必要とされたもの	[106] [110]	154 (175) [184]	[28]	334 (285) [346]

区分	内容	処理期間		
		平成28年度	平成27年度	第二期 中期 目標 期間
療養者関係	・医療費(償還)	63	59	64
	・療養手当(初回)	16	18	23
被認定者遺族等関係	・葬祭料	27	30	36
	・未支給の医療費等	51	52	83
	・救済給付調整金	61	63	91
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	・未申請死亡	18	15	17
	・施行前死亡	16	16	20

(注) ( )書きは、平成27年度の実績。計数は取下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。  
[ ]書きは石綿繊維計測案件(特殊事例)を含めた場合の日数と件数。

療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

処理期間は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象。

【主な指標】(前中期目標期間の平均→平成27年度→28年度)

- 療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数 151日→106日→98日

【自己評価】以上から、自己評価は[A]とした。

21

## 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収(報告書P.136～137)

【主な実績】

- 特別拠出金について、特別事業主4社に対し徴収決定額の通知を行い、全納分及び延納分の全額を徴収した。

【主な指標】

- 特別拠出金の徴収率  
前中期目標期間最終年度100% → 平成27年度100% → 平成28年度100%

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

## 3. 制度運営の円滑化等(報告書P.138～146)

【主な実績】

- 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における検討結果を受け、機構において対応すべき事項について環境省と協議を行うとともに、診断書の様式の電子データ化など、直ちに対応できる事項を実施した。
- 制度施行10年を機に、これまでの施行状況や統計データを取りまとめた「10年の記録」を作製し、関係方面に配布した。
- 申請窓口となる保健所担当者に対する説明会を全国9ブロックで開催するとともに、地方公共団体主催の研修会3か所、地方公共団体関係者向けの研修会4か所において制度の説明等を行った。また、保健所担当者が説明に用いるためのパンフレットを作製した。
- 医師、医療機関向けに制度周知を行うため、これまでに申請等に係る医学的資料の作成実績がある医療機関1,654か所など、合計で2,336か所に医師、医療機関向け手引きや各種パンフレットを送付した。

＜保健所説明会の様子＞



＜相談対応用パンフレット＞



＜学会におけるセミナー＞



＜中皮腫細胞診実習研修会の様子＞



22

- 環境省の依頼又は委託を受け、被認定者のばく露状況調査、中皮腫症例のデータベース作成、肺がんの申請者のばく露状況調査を実施する一方、診断の周知・診断精度の向上のため、中皮腫細胞診実習研修会(本年度は関東・関西に加え初めて九州地区で開催)や石綿小体計測精度管理に関する検討委員会を開催した。
- 医師等への石綿関連疾患・制度の周知のため、各種の学会等におけるセミナーや、県医師会主催の研修会を計18か所で行った。

【主な指標】(前中期目標期間最終年度 → 平成27年度 → 28年度)

- 申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 1,452病院→1,618病院→1,654病院
- 石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 11回 → 12回 → 18回

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

#### 4. 救済制度の広報・相談の実施(報告書報告書P.147~154)

【主な実績】

- 一般向けの制度周知については、前年度に行った広報の検証を行い、最も効果が高かったテレビCM及び新聞を重点とし、地上波49局・BS5局、全国紙・スポーツ紙(4紙5回)等で広報を行った。

＜新聞広告＞



＜TVCM＞



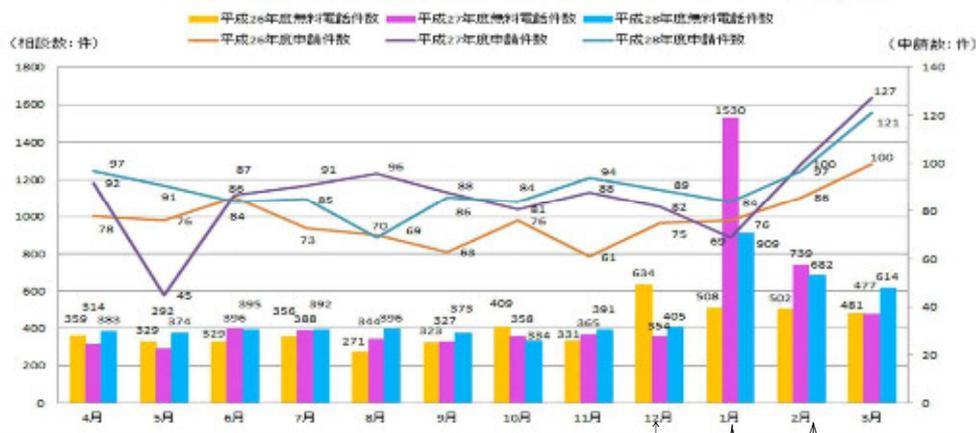
＜院内ビジョン・チラシ＞



23

- この他、医療機関における院内モニターやチラシ・ポスターによる広報を行ったほか、特に患者発生数の多い関西地区を中心に、地方ローカルTVの情報番組での制度紹介、住民説明・相談会、かつて石綿を多く使用した業界団体に対する説明会等を実施した。
- この結果、フリーダイヤル「石綿救済相談ダイヤル」への相談件数は5,648件(基準年比17%増)と、前年度に比べ約4%減となったが、28年度の広告経費は約73百万円と、27年度の約138百万円のほぼ半分の経費で概ね同程度の反応を得ることができた。最終的な結果である申請件数でも対前年度3.3%増加、特に未申請死亡者の遺族からの申請は約24%増加させることができた。

H26～28年度 無料電話相談件数(石綿救済相談ダイヤル) & 申請件数



■平成26年度:12月新聞広告25紙  
■平成28年度:12月新聞広告1紙

■平成27年度:1月テレビCM(地上波62局等) & 新聞広告6紙  
■平成28年度:1月テレビCM(地上波47局等)

【主な指標】(平成26年度(基準年)→27年度→28年度)

- 主な広報件数 新聞28紙等 → 新聞6紙・TVCM地上波62局等 → 新聞4紙TVCM地上波49局等
- フリーダイヤル照会件数 4,832件 → 5,884件 → 5,648件

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

24

## 5. 安全かつ効率的な業務の実施(報告書P.155～157)

### 【主な実績】

- ・ 個人情報の流出防止を中心とする情報セキュリティの確保に関する取組を一元的に管理するため、理事長を委員長とする「石綿情報セキュリティ委員会」を設置し、これまでに発生したインシデントや「ヒヤリ・ハット」事例を把握するとともに、当面実施可能な対策の検討を行った。
- ・ 内部統制システムの一環として作成した業務フローを基に、個人情報の流出リスクの抽出とその対策に関し、外部専門家に委託して分析を行った。
- ・ 個人情報を含む書類を保管している書庫の間仕切りの通気穴に人の侵入を防ぐ格子を設置した。
- ・ 救済業務に携わる全ての職員(派遣職員等を含む)を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を2回実施するとともに、外部講師によるヒューマンエラー研修を実施した。

### 【主な指標】 ・個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率

前中期目標期間最終年度100% → 27年度100% → 28年度100%

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

## 6. 救済制度の見直しへの対応(報告書P.158～159)

### 【主な実績】

- ・ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における制度見直しの審議に際し、救済制度の実施状況の統計資料等を環境省に提供した。
- ・ 同小委員会の検討結果を踏まえ、提言のあった事項の実施に関し、環境省と協議を行い、実施可能なものから着手した。
- ・ 事務処理期間の短縮のため環境省と協議を行い、医学的判定の審査件数の増加を図った。

【主な指標】 ・環境省との意見交換の実施 有

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

25

## I-7. 環境研究総合推進業務

### 1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施(報告書P.160～173)

#### 【主な実績】

#### (1) 環境研究総合推進業務を円滑・効果的に実施するための体制整備

- ・ 本業務を円滑に移管するため、平成28年4月に「環境研究総合推進準備チーム」を立ち上げ、10月からは「環境研究総合推進室」に改組し、環境省での推進費業務や他の配分機関での経験を有する職員を配置した。
- ・ 研究プロジェクトの公募・契約や、環境省・研究機関等との連絡調整を円滑に実施するため、会議室スペース等を備えた東京事務所を開設した。
- ・ 業務を適切に実施するため、業務方法書をはじめ所要の規程類39本を制定又は改正した。

<東京事務所会議室>



<広報パンフレット>



<e-Radにおける周知>



#### (2) 平成29年度新規課題の公募・採択

- ・ 平成29年度新規課題の公募に当たり、本推進費が当機構に移管されたことを広報するパンフレットを製作し、関係方面に配布した。
- ・ 機構ホームページに環境研究総合推進費WEBサイトを立ち上げるとともに、大気環境学会、日本水環境学会等16の学会等のサイトにも広報を掲載した。
- ・ 公募に当たっては、東京・京都他に加え、初めてつくば地区で開催するなど5カ所での公募説明会を開催した。

26

- これらの結果、29年度新規課題の申請は前年度と同じ251件と、直近3年間の平均を上回った。  
特に、パリ協定を踏まえ重点的に採択することとされた低炭素領域の申請は前年度27件→37件に増加し、民間企業からの申請も2件→11件と大きく増加した。
- 申請された研究課題については、プログラム・オフィサー(PO)によるプレ審査を経て、外部有識者による環境研究推進委員会において審査を行った。  
審査に当たっては、事務が機構に移管されたことに伴い、環境省担当者が審査に参画し加点を行うなど行政ニーズを適切に反映するための仕組みを整備した。
- 審査の結果、55件の新規課題を採択した。特に、気候変動対策に関する課題を重点的に採択するとともに、若手枠、課題調査型研究(戦略FS)、民間企業等による次世代事業の課題についても採択することができた。

<公募区分別の申請件数及び採択件数>

公募区分	①環境問題 対応型研究	②革新型研究 開発(若手枠)	③課題調査型研究 (戦略FS)	④次世代事業	合計
申請件数(前年度)	214(217)	30(33)	2(—)	5(1)	251(251)
採択件数	46	6	1	2	55

※昨年度の申請件数は今年度の公募区分に合わせて整理。①～③委託費、④補助金

<領域別の申請件数・採択件数及び採択率>

研究領域	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
申請件数(前年度)	37(45)	37(27)	79(82)	41(43)	57(54)	251(251)
採択件数	6	13	14	8	14	55
採択率	16.2%	35.1%	17.7%	19.5%	24.6%	21.9%

【主な指標】・新規課題公募における申請件数 直近3年間の平均248件 → 平成28年度251件

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

27

## 2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進(報告書P.174～P.179)

### 【主な実績】

- 研究機関において予算の弾力的な執行、研究の効率的な実施が可能になるよう、下表のような措置を講じるとともに、手続・様式等は極力他の競争的資金と統一することとし、そのための所要の規程等を整備した。これにより、移行前と比べ、研究者にとっての利便性を大幅に向上させることができた。
- 行政ニーズに沿った研究の推進のため、研究の進捗管理に当たるPO8名を配置し、中間評価により指導対象とする課題の要件を従来の[C]以下から[B]以下に引き上げた。
- 研究公正の確保に関し、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」の整備等を行うとともに、新規採択課題の研究機関を対象に会計説明会の実施に合わせて研究公正に関する講習を実施する準備を行った。

<業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの概要>

事項	移管前	移管後
1) 契約期間	単年度契約	2年度を上限とした複数年契約
2) 研究費の支払い	確定払い(一部概算払い)	4分割払い(一括払いも可)
3) 直接経費の費目間流用	直接経費総額に対し20%以上の流用をする場合には、変更契約の締結要	流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の50%を超えない場合は承認不要。
4) 購入物品の取扱い	資産の帰属は研究期間中は研究機関、終了後は返還を求めることがある	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円(税抜)以上の物品の資産の帰属は研究機関
5) 研究機器の合算購入	—	本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める。
6) 研究費の繰越	—	翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することのできないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越が可能。
7) 研究費の執行可能日	契約締結日以降	契約の効力の発生日(4月1日)以降

### 【主な指標】

・研究費の利便性に関する研究者アンケートの評価  
(機構による配分は29年度からのため未実施)

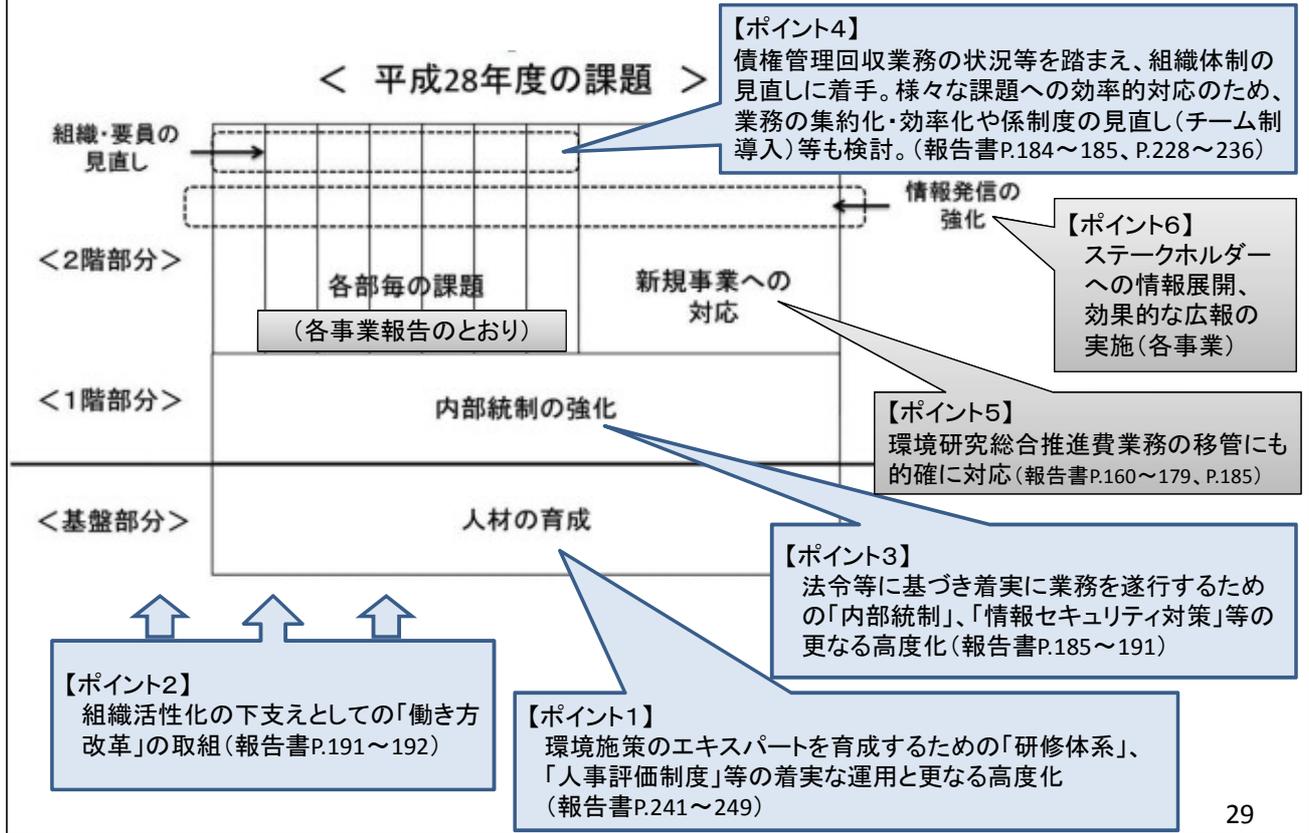
【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。



<継続課題担当者の会計説明会>

28

- Ⅱ-1. 組織運営(報告書P.180~192)、Ⅱ-3. 業務における環境配慮(報告書P.207~211)  
 Ⅲ-2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理(報告書P.228~234)  
 Ⅷ-2. 職員の人事に関する計画(報告書P.241~249) 等



**【ポイント1】環境施策のエキスパートを育成するための「研修体系」、「人事評価制度」等の着実な運用と更なる高度化(報告書P.241~249)**

◎新たな人事評価制度の導入・定着

《人事評価制度の見直し要旨(27年度)》  
 「目指すべき職員像」や「職位ごとに期待される役割」、「業務スキルマップ」等の到達点明確化や、自ら課題を発見し積極的に取り組む職員等の評価などにより、職員の一層の成長を図る。

「職員行動指針」を体現する環境施策のエキスパート職員

- 1 明るく活気ある職場環境を育む職員
- 2 社会に範を示し、国民に信頼される職員
- 3 機構のミッション・業務目標の達成に貢献する職員
- 4 周囲との連携の下、業務の効率性を追求する職員
- 5 新たな課題に挑戦する職員

その実現のために…

◎研修体系の高度化と着実な運用

- ①組織全体の研修運営に係るPDCAサイクル明確化(継続的な高度化を図る)
- ②研修目的等の明確化と研修効果向上(各部門の業務専門性研修にも「育成目標」設定)
- ③28年度研修計画に基づき、100講座を延べ1,876人が受講

これら人事施策の連動により、効果的な職員育成の取組を推進。

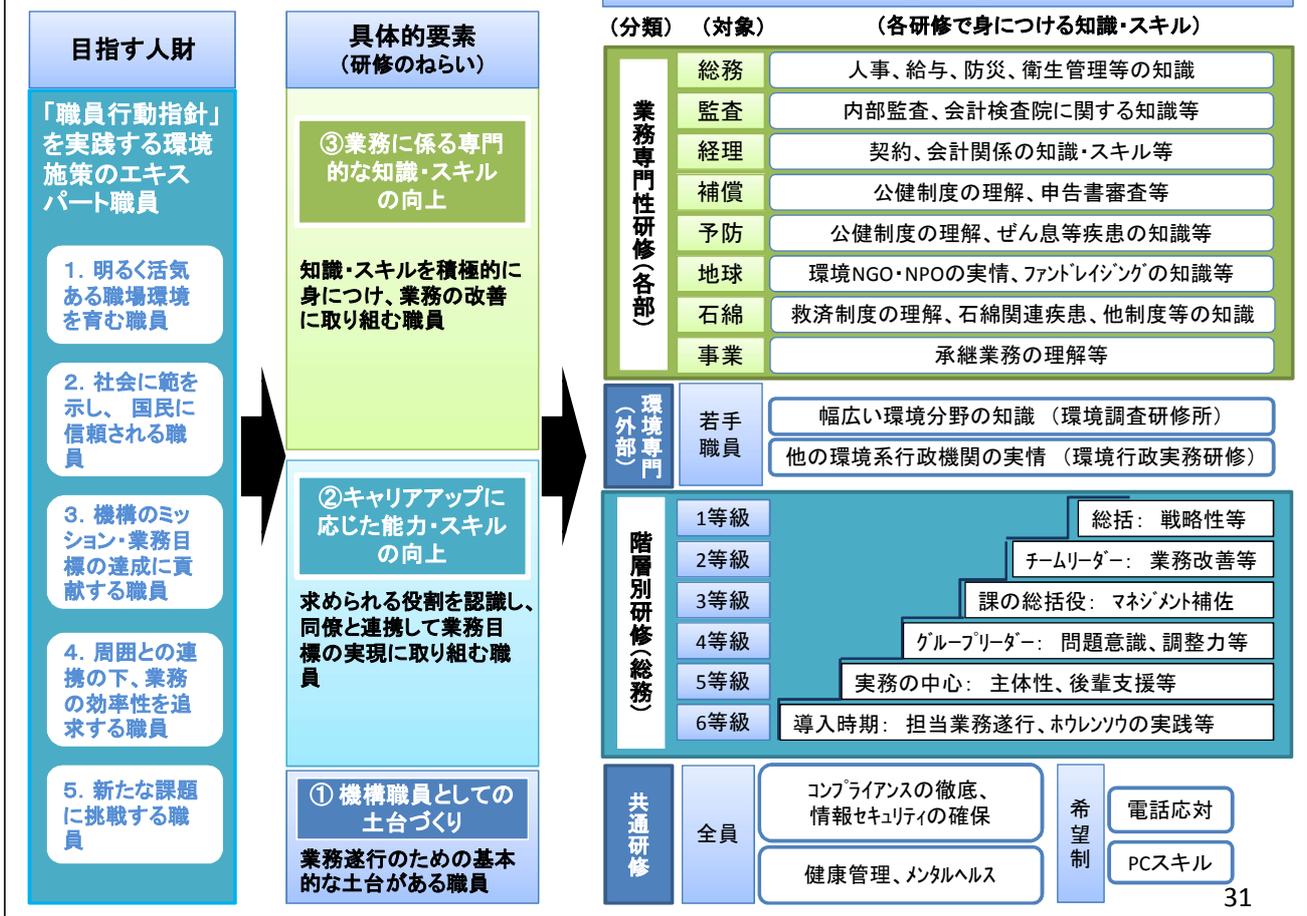
28年度は、  
 (1) **新評価制度の定着と着実な運用**  
 (2) **併せて導入した「指導役」の仕組みによる人材育成**を中心に取り組む。

評価結果を次年度の昇格、昇給、賞与等に適正に反映。

↓

士気の高い組織運営に尽力。

【参考】ERCA研修体系(概略)



【ポイント2】組織活性化の下支えとしての「働き方改革」の取組(報告書P.191~192)

28年度の重点的取組は、

- ①長時間労働の是正(職場のコミュニケーション推進)
- ②ストレスチェック(安衛法改正に的確に対応)
- ③ダイバーシティ(障がい者雇用、女性活躍推進等)

③ダイバーシティについては、法人としての目標を着実に達成。

	28年度実績	目標値
障害者雇用	3.9%	法定雇用率2.3%
女性登用	8.8%	女性管理職8%

【ポイント3】法令等に基づき着実に業務を遂行するための「内部統制」、「情報セキュリティ対策」等の更なる高度化(報告書P.185~191)

◎内部統制の推進等

- ① 28年度「内部統制システム整備計画」を軸に、業務フロー作成・リスク洗い出し等を前年度から引き続き実施  
また、「経営と現場との対話」も継続(理事長意見交換会、内部統制役員面談)
- ② 関係法令の改正等を踏まえて、内部規程の改正、職員教育等を着実に実施するなど、コンプライアンスを着実に推進(マタハラ防止等について、的確に対応)
- ③ 法人としての「リスク管理方針」を定め、リスク顕在(障害等発生)時の対応を明確化  
特に、機構の3大リスク(機微な個人情報の漏えい、情報セキュリティインシデント発生、金融資産の毀損)については、個別の管理方針を策定  
また、事務事故報告の徹底など、障害発生時において、トップに速やかに情報が上がるレポーティングラインを明確化  
「業務継続計画(BCP)」についても、訓練等を通じて課題を把握し、更なる実効性の向上を企図
- ④ 内部統制等監視委員会など、外部有識者による検証や監査を適切に実施

↓(次スライドに続く)

↓(【ポイント3】 続き)

### ◎情報セキュリティ対策の高度化

27年度は、「業務ネットワークのインターネットからの遮断」等を実施

→ 28年度は、更なる情報セキュリティ対策の高度化を図るべく、残存リスクを評価した上で次の対策を実施

- ① 「サーバ及びネットワーク脆弱性診断」及び「外部監査(マネジメント監査、ペネトレーションテスト(侵入テスト))」により、サイバー攻撃対策の有効性を検証・対応し、セキュリティレベルの向上を図る“情報セキュリティPDCAサイクル”の確立に着手
- ② 職員に対する教育・訓練(標的型メール攻撃訓練など)、政府のセキュリティ基準変更に伴う対応等を着実に実施
- ③ 情報セキュリティ委員会(年5回開催)において、上記の取組の他、ウェブサーバの遠隔地バックアップサイト整備、複合機への認証機能導入等について検討を重ね、いずれも28年度内に実現
- ④ 個人情報保護及び情報公開についても、
  - 外部委託業者による情報漏洩事故の防止策(規程整備、実地検査 など)
  - マイナンバー管理の一層の適正化(職員向け説明会、アクセス制限の追加 など)を行うなど、的確に対応

➡ 引き続き、法人の内部統制、情報セキュリティ等の高度化に向けた取組を実施。

【ポイント4】債権管理回収業務の状況等を踏まえ、組織体制の見直しに着手。  
様々な課題への効率的対応のため、業務の集約化・効率化や係制度の見直し(チーム制導入)等も検討。(報告書P.184～185、P.228～236)

### ◎債権管理回収業務の状況

<正常債権以外の債権残高(第3期中期目標期間)>

(単位:億円)

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
正常債権以外の債権残高	218	167	115	88
対前年度増減	-	▲51	▲53	▲26

➡ 本中期目標期間における「正常債権以外の債権残高を100億円以下」との目標に対して、着実に債権残高を減少させ、**2年前倒しで目標を達成(28年度期末残高:約88億円)**

※この他 ・長期借入金の償還を確実に実施(28年度中に全債券の償還を完了)。  
・資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、28年度は短期借入を実施せず。

### ◎組織体制の見直しに着手

#### ① 債権管理回収業務に係る見直し

- 債権管理回収業務を所掌する事業管理部において、財務資金課を債権管理課に統合し、3課体制から2課体制に縮減(平成28年4月)
- 同部について更なる縮減・統合の検討を進め、平成29年度中に経理部に統合する計画を策定

#### ② チーム制の検討

係制度の廃止・チーム制導入について検討を重ね、平成29年度中の見直しを予定(内部統制上の諸課題等に対応するため、更なる業務運営効率化を図るもの。)

↓(次スライドに続く)

↓(【ポイント4】 続き)

◎更なる業務集約化・効率化の取組を並行して展開

- ① 各部門に共通する業務の集約化  
 共通業務(予算執行、契約、システム管理、旅費など)について、総務部・経理部に集約一元化する検討を進め、契約事務について一部試行(今後更に検討)
- ② 管理業務のアウトソーシングによる効率化  
 出張チケット手配事務、給与計算事務の外注を検討し、平成29年度中に実現の見込
- ③ 業務システム改修による効率化  
 新経理システムの運用を開始するとともに、債権管理システムの改修を着実に実施

これらの取組により、組織として業務運営の更なる効率化を推進。

【その他】業務における環境配慮(報告書P.207～211)

- ① 環境配慮実行計画等を策定し、組織的に各種取組を推進  
 ↓
  - 電気使用量・・・27年度実績から更に2%削減
  - 用紙使用量・・・27年度実績から更に6%削減
  - OA機器・照明等使用による温室効果ガス排出量・・・27年度実績から更に2%削減
- ② 「様々な主体との連携」、「ユース世代・子どもたちへの普及啓発」をトピックスとした「環境報告書」を作成・公表・配布
- ③ 職員によるボランティア、地域・社会への貢献活動等について、引き続き組織的に推進

II-2. 業務運営の効率化(報告書P.193～206)

【主な実績】

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

① 一般管理費、② 業務経費

(単位:百万円、%)

	中期計画	27年度		28年度	
	計画予算	実績	中期計画比	実績	中期計画比
一般管理費	421	405	▲3.7	389	▲7.6
業務経費	1,519	1,405	▲7.5	1,372	▲9.7

<一般管理費>  
 28年度実績額は第3期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲7.6%の水  
 準  
 [中期計画の削減目標▲6.5%]

<業務経費>  
 28年度実績額は第3期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲9.7%の水  
 準  
 [中期計画の削減目標▲4%]

③ 人件費等(ラスパイレス指数推移(平成21～28年度))

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	112.1	112.8	108.5	108.3	106.4	108.0	110.7	105.3 (見込み)

平成27年度ラスパイレス指数は前年度比で2.7ポイント上回る水準

28年度の契約66件のうち、環境研究総合推進業務の開始のための契約5件(緊急性)を除き、競争性のある契約に付した

(2) 随意契約等の見直し ～ 平成28年度調達等合理化計画を策定し、推進

① 契約に係る競争の推進

(単位:百万円)

	27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	45	330	56	763
企画競争・公募	4	186	5	140
競争性のある契約(小計)	49	516	61	903
2者以上	(47)	(481)	(57)	(776)
1者以下	(2)	(35)	(4)	(127)
競争性のない随意契約	3	109	5	178
合計	52	625	66	1,081

28年度は、一者応札・応募は4件  
 一者応札・応募が継続発生していることから、契約手続審査委員会の事前審査では、特に競争性を確保するための調達方法や要件の設定に重点を置いた審査を実施

② 調達に関するガバナンスの徹底

・新規に発生した5件の競争性のない随意契約について、契約手続審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証を実施

契約手続審査委員会において、会計規程に規程された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会への事前説明と承認を得た上で、真に緊急性が認められるものに限り随意契約とした

### Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

#### 1. 予算、収支計画、資金計画(報告書P.212～227)

##### 【主な実績】

○収入・支出(法人総計)

(単位:億円)

	計画予算	実績	差額
収入	580	567	▲13
支出	596	540	▲56

支出については、毎月の予算執行状況をチェックするとともに、四半期毎に理事会で検証を実施

一般競争入札の徹底等により経費の節減に努めた結果、運営費交付金の縮減を実施

○運営費交付金債務、当期総利益

(単位:百万円)

	27年度末	当期発生	当期取崩	28年度末	当期総利益
公健勘定	92	-	7	86	▲33
石綿勘定	-	-	-	-	-
研究勘定	-	5	-	5	12
基金勘定	187	-	13	174	51
承継勘定	227	-	40	187	1,235
計	506	5	60	451	1,264

承継勘定における利息収支差(606百万円)及び建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入(428百万円)並びに業務の効率化による経費の縮減等(231百万円)により、当期総利益は1,264百万円

○資金別・種類別の平均運用残高

(単位:億円)

	普通預金 A	大口定期 B	譲渡性預金 C	有価証券等 D	運用合計 E(B+C+D)	資産合計 (A+E)
残高	512	485	827	1,036	2,348	2,860
運用割合	17.90%	16.97%	28.91%	36.22%	82.10%	100%
対前年増減	+15.42%	+7.02%	▲24.81%	+2.37%	▲15.42%	-

マイナス金利政策の下、運用策の確保が難しい運用環境の中、きめ細やかな資金運用に取り組んだが、運用先金融機関の厳しい引き受け姿勢等もあり、運用割合は前年度比▲15.42%となった

なお、29年度以降の機動的かつ有益な運用環境を整備するため、当機構が取得できる有価証券に関する主務大臣の指定について、運用リスクの管理を前提に弾力化する措置を手当ていただいた。

#### Ⅷ-3. 積立金の処分に関する事項(報告書P.250～251)

##### 【主な実績】

- 主務大臣の承認を受けた積立金について、計画で定めたとおり取り崩した。  
公害健康被害予防事業の業務の財源として24百万円、自己収入で取得した資産の減価償却等として5百万円

37

#### Ⅷ-4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項(P.252～P.253)

##### 【主な実績】

- 業務の必要性やスケールメリットなどを考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を実施(12件)

以上により、各項目の自己評価については、次のとおりとした。

項目	自己評価
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	
1. 組織運営	B
2. 業務運営の効率化	B
3. 業務における環境配慮	B
Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1. 予算、収支計画、資金計画	B
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な管理	S
Ⅳ. 短期借入金の限度額	B
Ⅷ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
2. 職員の人事に関する計画	B
3. 積立金の処分に関する事項	B
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B

##### ●B評価の項目について

年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

##### ●S評価の項目(承継業務に係る債権・債務の適切な管理)について

本中期目標期間における「正常債権以外の債権残高を100億円以下」との目標に対して、債権残高減少に伴い、多くの回収困難案件が残る中、着実に債権残高を減少させ、2年前倒しで中期目標を達成(28年度期末残高:約88億円)したため、自己評価をSとした。

38

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜公害健康被害補償業務＞

#### 1. 汚染負荷量賦課金の徴収

##### ■中期目標

###### (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

###### (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70%以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

###### (3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

##### ■中期計画

公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

###### (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

###### (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減を図る。

② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。

###### (3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

## ■平成 28 年度計画

### (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。

ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。

イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。

これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。

② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績（63 件）に比し中期計画の目標である 50%増（95 件以上）の实地調査を計画し実施する。

### (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、本年度においても 5%以上の委託費の縮減を達成する。

② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。

これらの取組により、中期計画に掲げた電子申告率を申告件数・申告金額で 70%以上を 2 年前倒して達成する。

### (3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。

ア. 納付義務者のニーズを踏まえ、汚染負荷量賦課金の納付について徴収・審査システムとマルチペイメントネットワーク等を接続することにより、インターネット等を利用した電子納付を実現するため、平成 29 年度から利用可能とするシステム整備、取扱金融機関等との調整及び電子納付による事務処理の仕組みの構築に着手する。

イ. 汚染負荷量賦課金及び申告・納付手続について適切な周知、理解の促進を図るため、制度について分かりやすく記載した手引き、様々な記入例を交えた申告書の記入説明書等を作成、配布する。手引き等については、納付義務者のニーズ等を踏まえ、必要な修正を行う。

ウ. 申告の手続などについて、分かりやすく説明した動画サイトをホームページに掲載し、周知を図ることにより、納付義務者の制度や手続に対する理解を深める。

エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者のニーズを把握し、オンライン申告システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、平成 27 年に発生した他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。

- 才. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、申告納付説明・相談会などを通じて徹底を図る。
- ② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。
- ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。
- イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条、第 62 条

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
汚染負荷 量賦課金 の適正・公 平な徴収	申告額に係 る収納率 99%以上を 維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%		
	実地調査の 確実な実施	平成24年度実績に 比し50%増（95事 業所）	58%増 （100事 業所）	65%増 （104事 業所）	70%増 （107事 業所）		
汚染負荷 量賦課金 徴収業務 の効率的 実施	徴収業務に 係る委託費 の縮減	平成24年度実績に 比し平成30年度末 までに5%以上の 縮減	8.61%	8.69%	8.33%		
	電子申告の 促進	電子申告の比率を 平成30年度末まで に70%以上	68.2%	69.8%	71.0%		

### <その他の指標>

- 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
- 納付義務者等に対して提供するサービスの向上

### <評価の視点>

- 被認定者に対する補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公正に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること

## ■評定と根拠

### <自己評定>

B

### <根拠>

以下のとおり、賦課金徴収に係る適正性・公正性を確保する申告率・収納率の目標達成は、難易度が高く機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は目標を大幅に上回る水準（120%）以上であること、電子申告率も中期計画に定める目標を2年前倒しで達成したこと及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、自己評定をBとした。

- 多くの企業が厳しい経営環境にある中、粘り強い対応を行い、申告率・収納率とも 99%を上回り、特に収納率は中期計画に定める目標を上回る 99.986%であり、破産等の特別な要因を除くと 100%確保していることは、顕著な成果である。  
 なお、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震による納付義務者について、被災地域の申告・納付の期限の延長を行うなど迅速な対応を行った。
- 申告内容の適正を確保するため、実地調査を計画的に実施し、平成 24 年度実績（63 件）に比し 50%増（95 件）の目標を大幅に上回る 70%増（107 件）の調査を達成した。
- 民間競争入札による徴収業務に係る委託費については、平成 24 年度比 8.33%の縮減を実現した。その結果、中期計画に定める目標（5%）を大幅に上回り、目標に対する達成度は 167%となる。
- オンライン等による電子申告の推進については、中期計画に定める電子申告率 70%の目標を、年度計画において 2 年前倒しで達成する目標を掲げ、申告件数で 71.0%、申告金額で 91.5%を確保することができた。さらに高い電子申告率の達成に向けオンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った。
- 納付義務者のニーズに基づき、汚染負荷量賦課金の納付について、インターネットを利用した電子納付の実現に向けた取組を開始したほか、オンライン申告システムの最新環境に対応した改修をするなど、納付義務者の利便性や効率性を高める取組を行った。

#### ■課題と対応

- 厳しい経済状況の中で、補償給付費等の財源である汚染負荷量賦課金の申告・納付についての納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保することが難しい状況下、粘り強い督促の結果、高い水準を確保した。今後も効果的な督促手法を確立し、対応していく。
- 納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付を実現させるため、幹事金融機関やペイジー共同利用センターの選定、徴収・審査システムの改修を開始し、平成 30 年 1 月より運用開始ができるよう着実に取り組んでいく。
- 申告・納付を行う納付義務者の担当者が適正に申告が行えるよう引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供していく必要がある。今後も納付義務者のニーズを把握し、各種の取組を行っていく予定である。

## ■主要な業務実績

### (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 被認定者に対する補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行った。

#### ア. 未申告納付義務者に対する申告督促の実施

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月16日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数 8,242 事業所から熊本地震による被災地域である熊本県の 97 件を除いた 8,145 件の事業所のうち、未申告者は 430 事業所であったが、法に基づく重要な制度であること、厳しい経済状況ではあるが申告・納付の必要なことなどを粘り強く丁寧に説明し、383 事業所が申告に応じ、清算終了等で納付義務の消滅した 9 非該当事業所を除いた 38 事業所 (0.5%) まで縮小させ、99.5%と高い申告率を確保することができた。

また、未申告者の様態に応じた督促手法を行う「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」を7月8日に制定し、この手法に基づき個々の未申告者の実情に応じた対策を行った。

なお、申告期限の延長の解除後、熊本県の納付義務者 97 件全てが、12 月末までに申告・納付を完了している。

＜未申告者に対する督促の実施結果（平成 29 年 3 月末現在、熊本県を除く）＞

区 分	督促対象 事業所数	申告に 応じた事業所数	非該当 事業所数
商工会議所による督促 (6/15 まで)	430(374)	340 (244)	0(0)
機構による督促 6/16 以降	90(130)	43 (76)	9(10)
督促実施後 未申告事業所数	38(44)		

※ ( ) 書きは、平成 28 年 3 月末の数値

#### イ. 未納の納付義務者に対する納付督促の実施

法律、内部規程及び「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」に基づき、賦課金を納付しない納付義務者（以下「滞納事業者」という。）に対する納付督促を行った。

##### (ア) 現事業年度分

- ・ 電話による督促を 133 件の滞納事業者に対して行った。
- ・ 督促文書を 2 通発行した。
- ・ 現地訪問による督促を 1 件行った。

以上の取組により、130 件の収納を行い、収納率は 99.986%となった。納付計画中の 3 件を除く全件の収納が完了した。

(イ) 過年度分

- ・ 期首 8 件の滞納事業者については、納付計画に基づき 2 件の滞納が解消、また、1 件について破産により清算終了となり、廃業状態や破産手続中等である 5 件にまで圧縮した。

＜汚染負荷量賦課金の収納状況（平成 29 年 3 月末現在）＞ （単位：千円、％）

年度	計画額 (a)	申告額 (b)	収納済額 (c)	計画額に対する申告率 (d=b/a*100)	申告額に対する収納率 (e=c/b*100)
平成 28 年度	(32,521,169) 31,106,120	(33,090,539) 31,179,114	(33,089,473) 31,174,811	(101.751) 100.234	(99.997) 99.986

※ ( ) 書きは、平成 28 年 3 月末の数値

ウ. 納付義務の承継に関する明確化

汚染負荷量賦課金に係る納付義務の承継に起因する未申告者、滞納事業者を未然に防ぐため、納付義務者が合併、分割、事業譲渡など組織形態が変更したときの納付義務の承継について明確にし、マニュアル等で明示した。

(資料編 P1\_補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2\_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2\_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3\_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

(資料編 P4\_補償 4 平成 28 年度 未申告事業者に対する申告督促の実施)

(資料編 P5\_補償 5 熊本地震による納付義務者への対応、申告状況)

② 申告内容の審査及び実地調査の実施状況

汚染負荷量賦課金の適正・公正な申告を確保するため、申告書の内容を審査するとともに、申告内容を詳細に確認する必要があるものは実地調査を行った。

ア. 申告書審査による修正及び更正の状況（平成 29 年 3 月末現在）

（単位：件）

区分	机上審査	実地調査	計
当年度修正	26	5	31
当年度更正	38	7	45
過年度修正	6	29	35
過年度更正	0	17	17
計	70	58	128

イ. 実地調査の状況

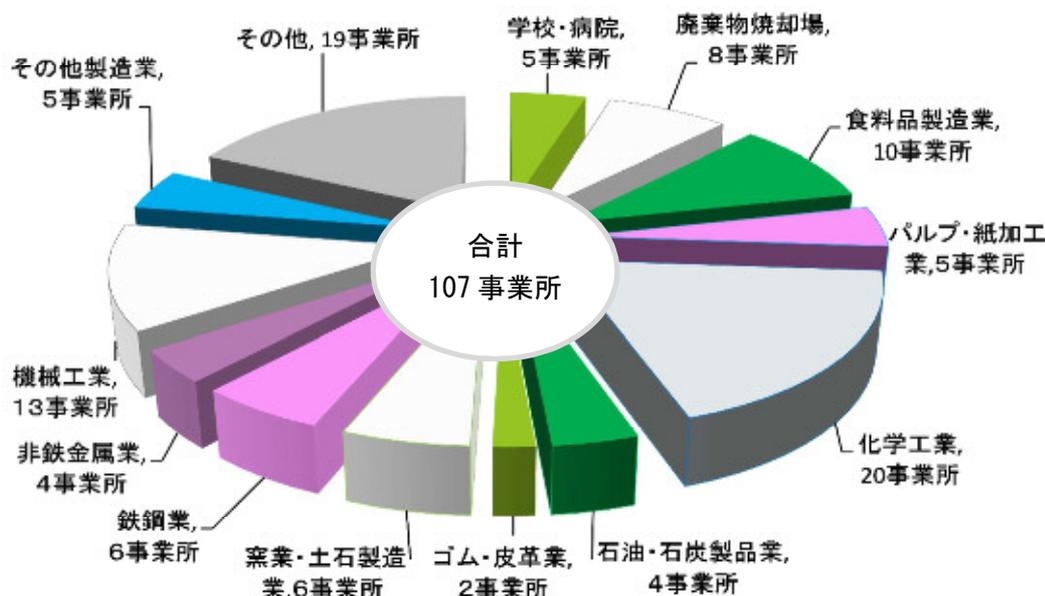
実地調査件数については、平成 24 年度実績（63 件）に比し 50%増（95 件）とする目標に対し、平成 28 年度においては目標を上回る 70%増（107 件）の調査を完了した。

なお、実地調査においては、製造工程及びばい煙発生施設等の稼働状況の説明を受け、施設や排ガス工程を現場で詳細に確認している。さらに、申告書作成の根拠となった原始帳票類（107事業所×5年間分＝535件）を精査するなど、申告内容を詳細に調査した。

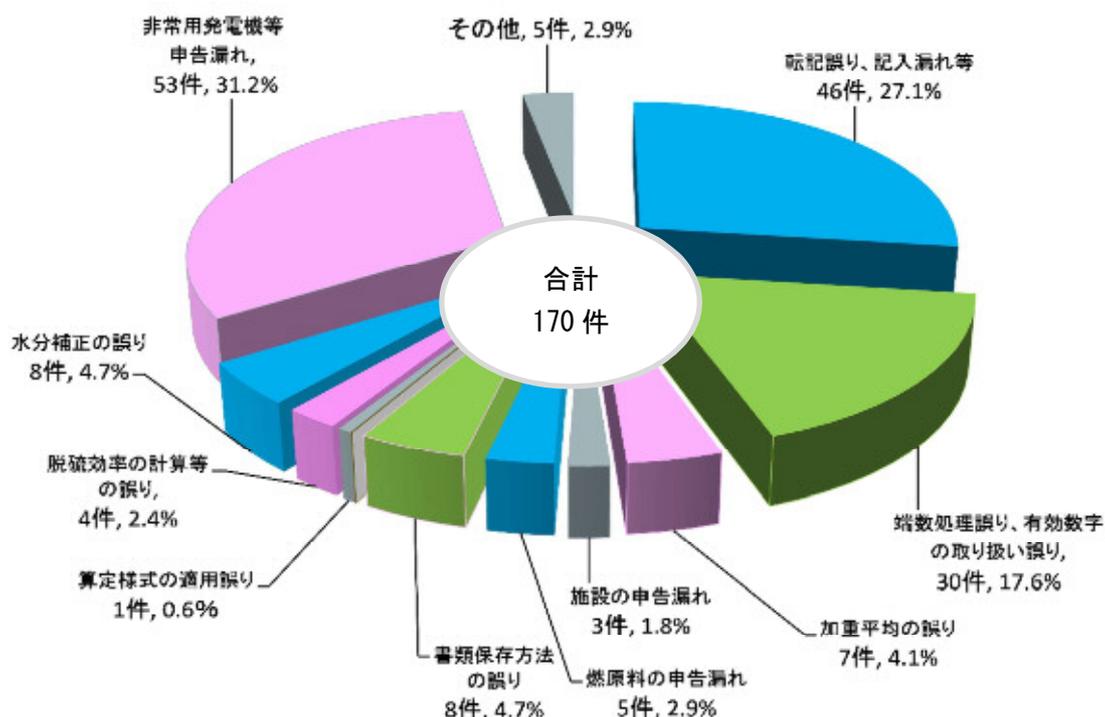
その結果、賦課金額に変更があるものは、上記のとおり修正及び更正処理を行うとともに、適正な申告となるよう指導を行った。

なお、修正が発生する原因等を分析した結果、転記誤り、端数処理誤りなど誤りが多かった内容については、次年度の申告納付説明・相談会において周知することとした。

平成 28 年度に実地調査を実施した 107 事業所の業種別内訳



平成 28 年度の実地調査における指導内容



(資料編 P6\_\_補償 6 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等)

## (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

### ① 徴収業務に係る委託費の縮減

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、民間競争入札の結果、日本商工会議所に徴収業務の一部を委託し各地の商工会議所と連携し、申告納付説明・相談会の開催、申告書類の收受、簡易な申告・納付に係る相談、未申告者への督促を行っている。

平成28年度徴収業務に係る委託費については、以下のとおりであり、中期計画に定める平成24年度比5%減を大幅に上回る8.33%の縮減が図られた。

＜委託費の縮減（平成29年3月末現在）＞

（単位：円、税抜）

平成 24 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (平成 24 年度比縮減率)
169,507,228	154,767,504 (▲8.69%)	155,379,659 (▲8.33%)

※ 委託費の増加は、主に商工会議所で受け付けた申告件数の増加（21件）及び日本商工会議所による各地商工会議所への指導件数の増加（5件→17件）によるものである。

### ② オンライン申告の促進

平成 27 年度までの取組により、平成 28 年度申告では、電子申告率は 71.0%に達し、申告件数・申告金額で 70%以上を 2 年前倒しで達成するととの平成 28 年度計画を達成することができた。

平成 28 年度は、「平成 28 年度オンライン申告促進計画（平成 28 年 9 月 12 日）」を策定し、「納付義務者の要望を把握・整理し、それをオンライン申告に反映させ、使い勝手を良くすることにより、電子申告率 70%以上の水準を維持するとともに、さらなる電子申告の拡大に努める」との目標を定め、各種取組を実施した。

#### ア. オンライン申告促進文書の発送

用紙申告及びFD・CD申告を行っている事業所(2,713件)に対し、「オンライン申告促進」の文書を9月21日に発送した。また、オンライン申告事業所(3,632件)に対し、「平成29年度算定様式雛型ファイルダウンロード開始について」の文書も9月21日に発送し、継続的なオンライン申告の実施を依頼した。

(資料編 P8\_補償 7 平成 29 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について)

#### イ. オンライン申告セミナーの開催

用紙申告並びにFD・CD申告を行っている事業所担当者だけでなく、オンライン申告に不慣れな方にも理解してもらうため、オンライン申告事業所担当者も対象に、オンライン申告セミナーを開催する。

平成 28 年度は、平成 27 年度参加の多かった 6 地域及びアンケートで参加希望の多かった 9 地域を追加、商工会議所の協力を得て、10 月から 12 月の間に開催した。

（開催地域：15、参加者 126 名、平成 27 年度 18 地域、106 名）



(資料編 P10\_\_補償 8 オンライン申告セミナー開催のご案内)

ウ. 個別事業所へのオンライン申告の推奨

- (ア) 用紙申告及びFD・CD申告の事業所のうち、複数の対象工場の申告を1人で担当している事業所(7件)に対し、オンラインでの申告を依頼した。
- (イ) 対象工場が30以上ある納付義務者(8件)に対し、全事業所でオンラインでの申告を依頼した。

エ. 実地調査におけるオンライン申告の推奨

実地調査に際して、用紙又はFD・CDで申告している事業所(34件)に対し、オンラインでの申告を依頼した。

オ. オンライン申告から用紙申告及びFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所への対応

平成28年度、オンライン申告から用紙申告又はFD・CD申告に移行した事業所(80件)及びFD・CD申告から用紙申告に移行した事業所(15件)に対し、アンケート調査を実施し、内容を取りまとめた。今後は、オンライン申告への再移行の方策とその対応可能性を検証の上、実施に向け取り組んでいく。

○ アンケート内容

(ア) 申告方式を変更した理由(主な意見)

- ・オンライン申告システムが最新環境(Windows10)に未対応
- ・社内セキュリティが強化され、「exeやzipファイル」が使用不可

(イ) オンライン申告を再度行うための条件等(主な意見)

- ・使用可能ブラウザの拡張(Google Chrome、Firefox等)
- ・オンライン申告システムの最新環境(Windows10)への対応(P32参照)

<申告方式別の申告件数及び申告金額(平成29年3月末現在)> (単位:件、%、千円)

区分	平成27年度				平成28年度			
	件数	構成比	申告金額	構成比	件数	構成比	申告金額	構成比
オンライン申告	5,068	61.6	25,601,623	77.4	5,205	63.3	23,068,521	74.0
FD・CD申告	672	8.2	3,253,026	9.8	631	7.7	5,454,694	17.5
電子申告	5,740	69.8	28,854,649	87.2	5,836	71.0	28,523,215	91.5
用紙申告	2,486	30.2	4,235,890	12.8	2,393	29.0	2,655,899	8.5
合計	8,226	100.0	33,090,539	100.0	8,229	100.0	31,179,114	100.0

※ 平成27年度は平成28年3月末の数値。

※ オンライン申告金額が減少したのは、大手電力会社の会社分割による新会社への納付義務の引継ぎに時間を要し、電子申告等届出書の提出が間に合わなかったため、平成28年度はFD・CD申告となったことによる。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者に対するサービスの向上

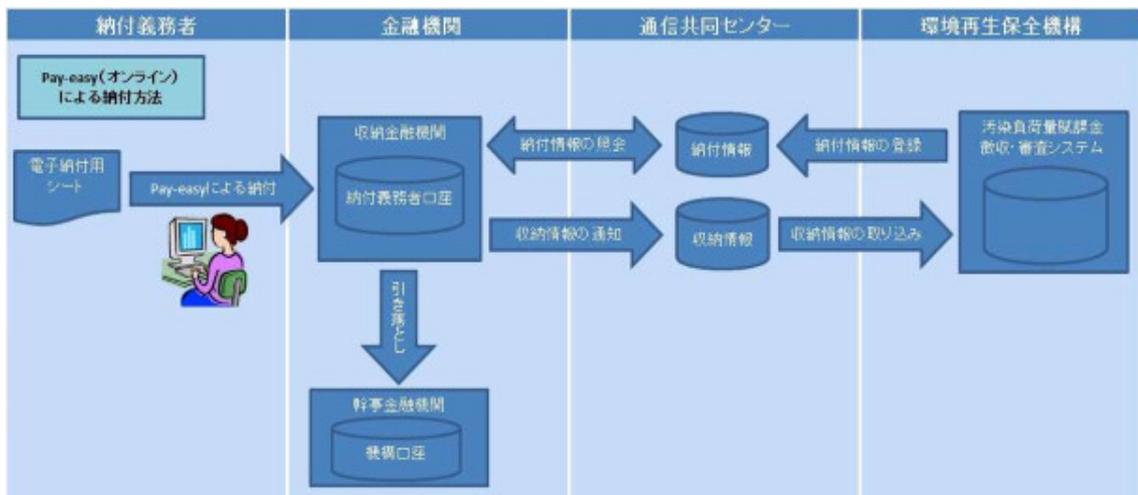
納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続の簡素化など質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。

ア. 汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書により金融機関で納付が行われているが、昨今、インターネットバンキングによる決済が主流になりつつあり、納付義務者からもインターネット等を利用した納付についての要望が増加した。これに応えるため、平成 27 年度に実施した賦課金の電子納付に係る予備的調査の結果、インターネットを利用した電子納付（Pay-easy(ペイジー) 収納サービス）が可能であるとの提案を受け、平成 29 年度からの実現（平成 30 年 1 月本稼働予定）に向け、次の対応を行った。

- ・ 幹事金融機関の選定
- ・ 幹事金融機関と徴収・審査システムを接続する共同利用センターの選定
- ・ 幹事金融機関、共同利用センター及び徴収・審査システム改修業者と導入のための協議
- ・ 収納金融機関の拡大に係る検討と対応

○ 電子納付の流れ



イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂

平成 29 年度への年度更新及びシステム改修に伴う修正とともに、納付義務者からの質疑・照会（申告納付説明・相談会、アンケート、問い合わせ等）を反映し、平成 28 年度版の改訂を行った。主な改訂内容は次のとおり。

(ア) 申告納付説明・相談会、アンケート、問い合わせ等照会の多い事項の追記。

＜汚染負荷量賦課金（過去分、現在分）の説明＞

**汚染負荷量賦課金とは？**

汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用のうち8割分を充てるために、有害物質（SOx）の排出量に応じて負担を求めます。

その汚染負荷量賦課金の額は、納付義務者が工場・事業場（事業所）で排出したSOxの排出量に応じて算定することになります。具体的には、指定地域解放前の排出量に基づく「過去分賦課金額」と、前年のSOx排出量に基づく「現在分賦課金額」を合算した額となります。

過去分賦課金額は、全国一律のSOxの単位排出量当たりの賦課金額である過去分賦課料率に、各事業所が昭和57年から61年までの5年間に排出したSOx量に基づく「SOxの累積換算量」を乗じて求めます。

現在分賦課金額は、各事業所の所在する地域に適用されるSOxの単位排出量当たりの賦課金額である現在分賦課料率に、申告する前年の1月1日から12月31日の間に排出したSOx排出量を乗じて求めます。

汚染負荷量賦課金額	=	過去分賦課金額	+	現在分賦課金額
過去分賦課金額	=	昭和57年から61年までのSOx累積換算量	×	過去分賦課料率
現在分賦課金額	=	前年のSOx排出量	×	現在分賦課料率

(イ) オンライン申告におけるダウンロード、アップロード時で照会の多い事項の追記。

＜zip ファイルの展開(解凍)方法＞

＜申告ファイルのアップロードエラー＞

**Windows標準機能でzipファイルを展開(解凍)するには**

Windows 10/Windows 8.1/Windows 7をお使いの場合

- 1 ダウンロードしたZIPファイルのアイコンをダブルクリックする。  
エクスプローラーが開きます。
- 2 エクスプローラー画面から、**圧縮されたフォルダ**をクリックする。  
この画面から、Excel形式ファイルを開くことができます。
- 3 展開先を選択して、**展開**をクリックする。  
ZIPファイルと同じフォルダに、ZIPファイルと同じ名前のフォルダが作成され、その中にExcel形式ファイルが展開されます。
- 4 ZIPファイルと同じ名前のフォルダをダブルクリックする。  
このZIPファイルの中身が、Excel形式ファイルの展開されたフォルダとして表示されます。

手順4で開いたフォルダ内のExcel形式ファイルを開いてください。

**不正ファイル選択エラー画面**

申告ファイルアップロード エラー

左記のメッセージが表示された場合、該当のExcel形式ファイルには、入力ミスがあります。下記の手順にしたがって、入力ミスの箇所を確認し、再提出(アップロード)してください。

- ① 提出(アップロード)時にエラーがあったExcel形式ファイルを開く
- ② エラーメッセージをクリックする
- ③ 欄内にしたがって、入力ミスの箇所を入力する
- ④ 再提出(アップロード)をクリックする
- ⑤ 入力が入力完了するまで②と③の手順を繰り返す
- ⑥ エラー画面が表示されなくなったことを確認し、**提出(アップロード)**をクリックし、任意の場所にExcel形式ファイルを保存する
- ⑦ オンライン申告サイトにログインし、保存したExcel形式ファイルを再提出(アップロード)する
- ⑧ Excel形式ファイル以外(アップロード)画面からはExcel形式ファイル以外のファイルは送信できません。
- ⑨ Excel形式ファイル以外の添付書類をアップロードする場合は、添付ファイル提出(アップロード)で送信してください。

(ウ) 実地調査及び審査の際、申告内容でよく誤りが見られる事項の追記。

＜1時間当たりの最大排出ガス量の説明＞

**汚染負荷量賦課金申告書の作りかた**

1. 申告書の作成

2. 申告書の確認

3. 申告書の提出

4. 申告書の再提出

5. 申告書の再提出

6. 申告書の再提出

7. 申告書の再提出

8. 申告書の再提出

9. 申告書の再提出

10. 申告書の再提出

11. 申告書の再提出

12. 申告書の再提出

13. 申告書の再提出

14. 申告書の再提出

15. 申告書の再提出

16. 申告書の再提出

17. 申告書の再提出

18. 申告書の再提出

19. 申告書の再提出

20. 申告書の再提出

21. 申告書の再提出

22. 申告書の再提出

23. 申告書の再提出

24. 申告書の再提出

25. 申告書の再提出

26. 申告書の再提出

27. 申告書の再提出

28. 申告書の再提出

29. 申告書の再提出

30. 申告書の再提出

31. 申告書の再提出

32. 申告書の再提出

33. 申告書の再提出

34. 申告書の再提出

35. 申告書の再提出

36. 申告書の再提出

37. 申告書の再提出

38. 申告書の再提出

39. 申告書の再提出

40. 申告書の再提出

41. 申告書の再提出

42. 申告書の再提出

43. 申告書の再提出

44. 申告書の再提出

45. 申告書の再提出

46. 申告書の再提出

47. 申告書の再提出

48. 申告書の再提出

49. 申告書の再提出

50. 申告書の再提出

51. 申告書の再提出

52. 申告書の再提出

53. 申告書の再提出

54. 申告書の再提出

55. 申告書の再提出

56. 申告書の再提出

57. 申告書の再提出

58. 申告書の再提出

59. 申告書の再提出

60. 申告書の再提出

61. 申告書の再提出

62. 申告書の再提出

63. 申告書の再提出

64. 申告書の再提出

65. 申告書の再提出

66. 申告書の再提出

67. 申告書の再提出

68. 申告書の再提出

69. 申告書の再提出

70. 申告書の再提出

71. 申告書の再提出

72. 申告書の再提出

73. 申告書の再提出

74. 申告書の再提出

75. 申告書の再提出

76. 申告書の再提出

77. 申告書の再提出

78. 申告書の再提出

79. 申告書の再提出

80. 申告書の再提出

81. 申告書の再提出

82. 申告書の再提出

83. 申告書の再提出

84. 申告書の再提出

85. 申告書の再提出

86. 申告書の再提出

87. 申告書の再提出

88. 申告書の再提出

89. 申告書の再提出

90. 申告書の再提出

91. 申告書の再提出

92. 申告書の再提出

93. 申告書の再提出

94. 申告書の再提出

95. 申告書の再提出

96. 申告書の再提出

97. 申告書の再提出

98. 申告書の再提出

99. 申告書の再提出

100. 申告書の再提出

#### ウ. 汚染負荷量賦課金動画サイトの周知

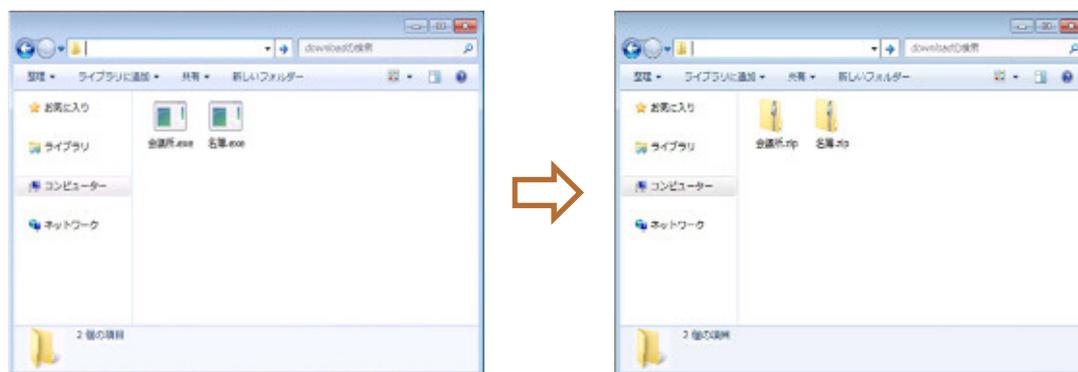
平成 28 年 3 月に作成した公害健康被害補償制度や申告書類の作成方法・手続等を解説した汚染負荷量賦課金動画サイトについて、平成 28 年 4 月に全納付義務者に紹介用チラシを配布するとともに、後述する申告納付説明・相談会で一部動画を利用するなどにより周知を図り、2 千件を超える閲覧があった。

#### エ. オンライン申告システムの改修

納付義務者からの意見・要望・照会等をもとに、次のシステム改修を行った。

- (ア) 納付義務者が最新環境 (OS:Windows10、ウェブブラウザ: Microsoft Edge、アプリケーションソフト: Excel2016) でシステムを利用するための改修
- (イ) 申告関係書類 (申告書、算定様式等) の不具合 (アップロード時エラー等) の改修

また、セキュリティ対策として委託先の商工会議所が利用するファイル (「委託業務関連ファイルシステム」、「納付業務予定者名簿」) を「exe」形式から「zip」形式に変更した。



「exe」ファイル

「zip」ファイル

なお、納付義務者の情報を取り扱うため、情報セキュリティポリシーの遵守を職員に徹底させるとともに、機構が実施する情報セキュリティ研修の受講、新任職員に対するシステム研修を実施した。

オンライン申告システムはインターネット環境にあるが、同システムは利用制限機能を有しており、これによりログイン時間の短縮が図られ、外部からの攻撃に対するリスク軽減に寄与している。

#### オ. 納付義務者からの問い合わせへの対応

申告・納付期間である 4 月 1 日から 5 月 16 日までの間に機構や商工会議所に対する問い合わせについて、適切に対応した。商工会議所で回答できない事項は機構が引き継ぎ、当該納付義務者に直接説明を行った。なお、申告において誤りや照会が多かった事項については、商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付説明・相談会を通して説明する予定である。

##### ○問い合わせ件数

フリーダイヤル : 954 件 (平成 28 年 4 月 1 日～5 月 31 日)  
業務課メール : 231 件 (平成 28 年 4 月 1 日～5 月 16 日)

## ② 汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進

汚染負荷量賦課金の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。

### ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施

納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を平成 29 年 3 月 2 日に開催（参加者数：126 名）した。

### イ. 申告納付説明・相談会の実施

委託商工会議所と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国 151 商工会議所 103 会場（出席納付義務者数：2,791 事業所）で 4 月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続きを説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。

なお、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、これらを基に既述の取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会で意見を集約し、平成 29 年度の説明・相談会等に反映する予定である。

意見・照会	反映状況
・オンライン申告システムで使用できるパソコン環境を広げて欲しい。	・Windows10 が平成 29 年度申告より使えるようにオンライン申告システムを改修した。
・オンライン申告をする際、エラーが発生し、Excel ファイルがアップロードできない。	・アップロードエラーにならないように平成 29 年度版申告・納付の手続きマニュアルに、アップロードに係る留意事項を記載した。
・会社の組織形態が変わったとき（営業譲渡、施設の賃貸借等）に、どのような手続きをすればよいか。	・平成 29 年度版申告・納付の手続きマニュアルに、具体的な手続き方法を記載した。

（資料編 P12\_補償 9 平成 28 年度汚染負荷量賦課金申告説明・相談会での対応について）

## 2. 都道府県等に対する納付金の納付

### ■中期目標

#### (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

#### (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

### ■中期計画

#### (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに関係情報を国及び都道府県等に提供する。

#### (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。

### ■平成 28 年度計画

#### (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。

さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して情報提供を行う。

#### (2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等のニーズ等を把握し、事務処理の効率化が図れるよう改修する。

また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを適正に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現地指導の実施都道府県等数	原則3年間で全ての都道府県等に実施。(旧第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等)	旧第一種地域13都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等	旧第一種地域15都道府県等 第二種地域2都道府県等		
オンライン申請を行う都道府県等数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%		

### <その他の指標>

- 納付業務システムの適切な利用のため、研修要望に対応した研修会の実施。

### <評価の視点>

- 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

## ■評定と根拠

### <自己評定>

B

### <根拠>

以下を踏まえ、補償給付費等の納付業務に係る事務処理の適正化・効率化を図るための対応を適切に行っていることから、自己評定をBとした。

- 納付業務に係る現地指導については、全45都道府県等のうち17都道府県等に対して実施し、適正な事務処理がなされるよう指導を行った。
- 公害保健福祉事業については、昨年度を上回る6都道府県等（平成27年度：5都道府県等）の実態調査を行い、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。
- 都道府県等の担当者の意見・要望に対応するため、最新のパソコン環境に対応できるようにシステムの改修を行った。

- 納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった 21 都道府県等の全ての者を対象に研修を行った。なお、平成 29 年度はアンケート結果を踏まえ、東京、大阪、名古屋の全ての会場で 5 月と 8 月に研修会の開催を計画した。

#### ■課題と対応

- 被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、都道府県等の協力を得て公害保健福祉事業の実態把握を本格的に実施し、創意工夫のある事例等を収集し、今後の事業に有益な情報提供を行う。
- 毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修会」を継続して開催する。今後も研修の実施に当たり、実施場所及び実施回数を増やす等、研修ニーズを把握しきめ細かな対応を図っていく。

#### ■主要な業務実績

##### (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

##### ① 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る現地指導

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の実績は、次のとおりである。

(平成 29 年 3 月末現在) (単位：百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
補償給付費納付金	40,592	39,411
公害保健福祉事業費納付金	88	85
合 計	40,680	39,496

この納付金について、納付申請から実績報告までの手続が適正に行われているか確認するため、対象となる 45 都道府県等に対し原則として 3 年に 1 回のサイクルで現地指導を実施しており、平成 28 年度は 17 都道府県等（平成 27 年度 12 都道府県等）に対して実施した。

- ・ 旧第一種地域（かつて著しい大気汚染によって疾病が多発した地域）15 都道府県等
- ・ 第二種地域（汚染原因者との因果関係が明らかな地域）2 都道府県等

調査の結果、訂正が必要な 2 都道府県等に対しては、環境省とも相談の上、再発防止の指導を行い実績報告書の再提出を求め、適正な処理を行った。

なお、現地指導調査の結果については、全調査の終了後、取りまとめ、環境省に報告した。

(資料編 P13\_\_補償 10-① 旧第一種地域被認定者数の年度別推移)

(資料編 P13\_\_補償 10-② 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移)

(資料編 P14\_\_補償 11 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

(資料編 P15\_\_補償 12-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況  
(旧第一種地域))

(資料編 P16\_\_補償 12-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況  
(第二種地域))

## ② 公害保健福祉事業の実態把握

被認定者の健康を回復させ、健康を保持・増進し、必要なりハビリテーション等を行う公害保健福祉事業について、6都道府県等（平成27年度5都道府県等）の実態調査を、他の都道府県等に実施状況等を周知し、参考としてもらうことを目的に行った。

月日	都道府県等	事業名
10月28日	中央区	息苦しさを和らげるゆっくり音楽療法
11月7日	名古屋市	呼吸筋ストレッチ体操（楽しい軽体操）
11月7日	文京区	呼吸器ストレッチ体操
11月11日	墨田区	ストレッチ体操と呼吸訓練
11月18日	大牟田市	呼吸リハビリテーションの概要
12月5日	目黒区	呼吸器リハビリ教室

平成27年度の調査結果について、東京都及び指定地区（19区）が開催する「公害保健事務担当者連絡会議」及び予防事業部主催の「公害健康被害予防事業実務者連絡会議」の場で、他の都道府県等での事業計画の参考となることを目的に情報提供を行った。

なお、平成28年度の実態調査結果については、特に公害保健福祉事業で創意工夫のある事項等を整理し、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。



（名古屋市）



（墨田区）

## （2）納付申請等に係る事務処理の効率化

### ① 納付業務システムの改修

平成28年2月に実施したアンケート調査に基づき、都道府県等の担当者の意見・要望に対応するため、最新のパソコン環境（OS：Windows10、ウェブブラウザ：Microsoft Edge、アプリケーションソフト：Excel2016）に対応できるようにシステム改修を行った。

また、都道府県等の担当者から、現地指導調査、納付業務システム担当者研修会及びアンケート調査（平成29年2月実施）を通じてシステムに関する意見・要望を聴取し、平成29年度の改修に向けた計画を策定している。

② 納付業務システムに係る研修の実施

納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査により、開催場所、開催時期など参加のしやすさの意見・要望を把握し、対象となる 45 都道府県等 21 都道府県等から研修要望があった 27 人(平成 27 年度:27 都道府県等から 38 人)全ての者を対象に研修を行った。

平成 28 年度の現地指導調査やシステム研修後のアンケートから「川崎以外でも早期に開催できないか」との要望があり、次年度は東京・大阪・名古屋で 5 月・8 月の開催を計画した。

なお、研修終了後のアンケートによる「研修の満足度」は、参加者の 89%から「有意義・やや有意義であった」との高い評価を得た。

<納付業務システム研修 アンケート結果>

項目	評価	集計結果	備考
研修開催時期	適当	20 名/27 名 (74%)	未記入 1 名
研修の満足度	有意義・やや有意義	24 名/27 名 (89%)	

## <公害健康被害予防事業>

### 1. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善

#### ■中期目標

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

#### ■中期計画

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

#### ■平成 28 年度計画

公害健康被害予防事業の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

平成 26 年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成 28 年度においては、平成 27 年度までに立ち上げた各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

#### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

### <評価の視点>

本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

### ■ 評価と根拠

#### <自己評価>

B

#### <根拠>

以下のとおり、ぜん息患者、地域住民及び関係機関・団体などのニーズ把握と事業への反映、より効果の高い事業への優先的実施、事業の統廃合による合理化・重点化・効率化の推進及びソフト3事業における事業実施効果の測定と事業内容の改善に着実に取り組んだことから、自己評価をBとした。

- 患者団体等との連絡会における意見・要望の聴取、市民公開講座や研修等事業参加者へのアンケート調査の実施により、ニーズを的確に把握し、それらニーズを整理・分析し、各種の知識普及事業や研修事業において具体的に反映させた。
- 予防事業の見直しをさらに進め、パンフレット類等啓発・教育ツールを統合・再編し、新たにぜん息情報ポータルサイト「ぜん息・COPDプラットフォーム」を開設するとともに、予防事業を担う「ERCA予防事業人材バンク」の強化を図ることができた。
- ソフト3事業の実施効果について、「集計・分析システム」を用いて継続的に測定し、評価・分析結果をもとに事業効果が一層高まるよう事業実施方法や指導内容の見直しに取り組むとともに、事業の内容及び効果を取りまとめた冊子を作成した。

### ■ 課題と対応

- ソフト3事業の内容及び効果を取りまとめた冊子は平成29年度に関係地方公共団体へ配布する予定であり、助成事業の見直し後のメニューの効果的な実施に繋げるために、関係地方公共団体に対して冊子の活用の推進を図る必要がある。
- 予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民、関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらニーズに基づく事業効果・効率性の高い事業を実施するなど、今後とも事業対象者に対して質の高いサービスを提供していく。

### ■ 主要な業務実績

#### (1) ニーズの把握と事業への反映

##### ① 患者団体等との連絡会の開催

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。）を踏まえて設置した、公害健康被害補償制度

と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等の団体との連絡会を2月に開催し、ぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）を取り巻く最新の情報や動向を共有するとともに、予防事業の効果的なあり方について意見交換を行った。

（資料編P19\_\_予防3 意見交換を実施した団体）

② 患者等のニーズに基づき実施した事業

「事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、その結果の事業内容の改善への反映として、把握したニーズに基づき、次の事業を継続して実施した。

（資料編P17\_\_予防1 公害健康被害予防事業の概要）

（資料編P28\_\_予防7 平成28年度知識の普及事業実施状況）

（資料編P31\_\_予防8 平成28年度研修事業実施状況）

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成28年度に実施した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	（一社）日本臨床栄養学会との連携による市民公開講座を新規に開催した。 ＜専門医による市民公開講座＞ 平成28年10月30日（日本臨床栄養学会共催）	知識の普及
2. 就学期のぜん息患者のサポート	地域においてぜん息・COPDの啓発に取り組んでいるNPO法人等との協働事業として、地域の学校等に従事する専門職を対象とした出張型のぜん息講習会を10箇所で開催した。	知識の普及
3. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。また、記録会参加者を対象とした「ぜん息に関するミニ体験教室」及び「全員参加型の実技講習」を実施した。 平成28年9月22日 関西地区 平成28年10月15日 関東地区	知識の普及
4. COPDに対する認知度の向上、重症化の防止	（一社）GOLD日本委員会との共催により、地方公共団体の職員、地域の医療従事者等を対象に、COPDの認知度の向上、呼吸リハビリテーションの普及を目的とした講習会を平成28年度は、2カ所で開催した。 平成29年1月23日 大阪地区 平成29年1月25日 神奈川地区	知識の普及



### ③ 直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業への参加者及び研修事業参加者（計 4,542 名）にアンケート調査（回収率 79.2 パーセント）を実施し、各事業への満足度及び意見等を収集した。さらに、市民公開講座、水泳記録会の事業参加者に事業終了 2 ヶ月後に追跡アンケートを実施し、平成 27 年度アンケート結果を平成 28 年度事業に反映した。

	27 年度アンケートの要望	28 年度反映内容
市民公開講座	ぜん息や食物アレルギーなどの最新情報を知りたい。	市民公開講座（日本臨床栄養学会）を開催し、子どもの食物アレルギーとぜん息の最新情報についての講演を開催。 （平成 28 年 10 月 30 日）

(2) 公害健康被害予防事業の第 3 期中期目標期間（平成 26～30 年度）における見直しの実行  
地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に実施し、調査研究や知識普及事業は縮減又は統廃合等による合理化を進め、事業の重点化と効率化を一層推進した。

平成 28 年度は、各事業において次の取組を行った。

#### ① 調査研究

平成 26 年に新規採択した重点課題について 3 年度目の研究を実施し、継続して調査研究費の削減を図った。

#### ② ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

パンフレット類等に分散している小児ぜん息の情報等を一元化するとともに、啓発・教育ツールの合理化を推進するため、複数のパンフレットを統合し、パンフレットの再編を進めた。また、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」の利便性向上を図るための全面リニューアルを行うとともに、新たにぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担う「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開し、協力団体が発信するぜん息・COPDの予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した。

#### ③ 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

研修生のニーズや参加状況等を踏まえ、平成 27 年度に研修コースを体系的に再編した一方、ソフト 3 事業の見直し後のメニューを効果的に推進するため、平成 27 年度から新たに新設した、地域において患者教育を指導する専門家の育成を図る人材育成研修を実施するとともに、患者教育・指導の専門のライセンスを有するコメディカルスタッフと連携を図るシステム「ERCA 予防事業人材バンク」を設置することにより立ち上げた人材育成・支援プロジェクトを進め、予防事業を担う人材育成の充実と強化を図った。

#### ④ 関係地方公共団体の事業に対する支援

平成 26 年度に効果的・効率的な事業内容に抜本的な見直しを行ったソフト 3 事業の見直し後のメニューを地方公共団体がより効果的に実施できるよう、地方公共団体職員を対象とした研修の充実やグッド・プラクティスの情報共有の機会の提供など地方公共団体をソフト面で支援し、ソフト 3 事業の見直しを効果的に推進した。

#### (3) ソフト 3 事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

機構は、地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となる「集計・分析システム」を構築し、地方公共団体へ提供している。地方公共団体は、当該システムを活用し、ソフト 3 事業の効果について評価・分析を行い、その結果を踏まえ、事業効果がより一層高まるよう事業の実施方法や指導内容の見直しに取り組んでいる。機構は地方公共団体と協力して、ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を今年度も実施した。

また、日本小児アレルギー学会にて本調査の結果を発表し、ソフト 3 事業の事業効果の周知を図った。平成 27 年度からの助成事業メニューの見直しに合わせ、質問票の内容修正を行った。さらに、地域の住民や医療従事者等のソフト 3 事業への理解を高め、より効果的な事業実施に繋げるため、事業の内容及び効果をまとめた冊子の原稿を作成した。冊子は平成 29 年度に配布する予定である。

(資料編 P32\_\_ 予防 9 平成 28 年度ソフト 3 事業等実施状況)

(資料編 P33\_\_ 予防 10 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P34\_\_ 予防 11 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―)

## 2. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

### ■中期目標

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

### ■中期計画

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

### ■平成 28 年度計画

#### （1）事業の重点化・効率化

公害健康被害予防事業の実施内容を、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

#### （2）収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金について、低金利トレンドの固定の長期化が予想される状況を踏まえ、市場等の動向に適時・的確に対応して、運用方針に基づく安全で有利な運用を行う。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

#### <評価の視点>

事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

#### ■ 評価と根拠

##### <自己評価>

B

##### <根拠>

以下のとおり、低金利が続く状況の中、安全で有利な運用に努め、事業費を確保するとともに、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復につながる事業に重点化を図り、また事業内容の改善を進めたことから、自己評価をBとした。

- 第3期中期目標期間（平成26から30年度）の3年目として、平成25年度末に取りまとめた予防事業の見直しの考え方を具現化・実行するため、初年度及び2年目の見直しの継続実施と新たな事業の本格実施など事業の効率化を進めつつ、より効果の高い事業への見直し、重点化を図ることができた。
- 公害健康被害予防基金については、現在の低金利状況の下、市場等の動向を注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めた。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図ることができた。

#### ■ 課題と対応

- 低金利状況が継続しており、今後の収入見込みは更なる減少が想定されることから、引き続き、平成26年度から実施している公害健康被害予防事業の見直しに係る取組を着実に進めるとともに、更なる事業の重点化・効率化に取り組む必要がある。

#### ■ 主要な業務実績

##### (1) 事業の重点化・効率化

「事務・事業の見直しの基本方針」及び平成26年度から開始した予防事業の見直し結果を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業及び知識普及・研修事業に重点化するとともに、事業効果の高い事業となるよう事業内容の改善に取り組んだ。

- ① 助成事業については、見直し後メニューの下、各助成事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体の事例について実務者会議の場で、グッド・プラクティス事例として発表し、他の地方公共団体へ情報提供を行った。また、地域が抱える環境施策上の課題解決に向けた計画作成事業は2地方公共団体に助成するとともに、当該計画概要を他の地方公共団体へ情報共有を行った。

- ② 調査研究については、平成 26 年度から、環境保健分野では 3 課題（9 件の調査研究）、環境改善分野では 2 課題（2 件の調査研究）を継続して実施し、課題の重点化や実施計画書の合理化により調査研究費総額を平成 24 年度比で 50%削減した。
- ③ 知識の普及事業については、患者教育の強化のため、機構のホームページ「ぜん息などの情報館」において、新たに国、地方公共団体及び協力団体が発信するぜん息等に関する情報を一元的に発信することができる「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開した。また、啓発冊子のユーザビリティの向上及び合理化のため 7 つのパンフレットを 1 冊に再編・統合し、小児ぜん息の情報を一元化したパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行したほか、地方公共団体が利用できるようウェブコンテンツや患者教育スライド等を「ぜん息などの情報館」に掲載した。
- ④ 公害健康被害予防事業を担う人材の育成については、地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の従事者等を対象とした研修及び地域においてぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施するとともに、地方公共団体が行う助成事業（特にソフト 3 事業）の担い手不足に対する人材支援強化策として、平成 27 年度に試行的に実施した「ERCA人材バンク」を本格稼働させた。当該バンクの登録者情報を地方公共団体が活用し、平成 28 年度は 2 地方公共団体において講師として招聘された実績があり、今後も一層の活用を図っていく。

## （2）収入の安定的な確保

低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図った。

（単位：百万円）

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	687	716	1.59	686	699	1.55
補助金	200	200	—	200	200	—

（資料編 P 18\_\_予防 2 公害健康被害予防基金債券運用状況）

（資料編 P 121\_\_共通 10 運用方針について）

## （3）次期中期計画期間に向けた予防事業のあり方の検討

低金利状況が当面継続することが予想されるため、昨年度から機構内部において次期中期目標期間に向けた抜本的な予防事業の見直しについて議論を開始しており、得られる収入の範囲内で最大限に予防事業の効果が発揮されるよう、予防事業のメニューの見直しや事務経費の削減等を検討し、環境省とも随時協議を行った。

### 3. 調査研究

#### ■中期目標

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

#### ■中期計画

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

#### ■平成 28 年度計画

(1) 調査研究の重点的な実施

中期計画に基づき重点化を行った調査研究を、着実に実施する。環境保健分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（9 件の調査研究）を継続して実施する。大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 2 課題（2 件の調査研究）を継続して実施する。

なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

(2) 外部有識者による評価

各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。これらの評価結果については、各調査研究の実施者にフィードバックして次年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映

調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。

また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調査研究費の総額の削減	平成 24 年度比で 10%以上削減する	同左	39%削減	37%削減	50%削減		
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する	同左	59 日	—	—		

注 1) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、平成 27 年度及び平成 28 年度は課題の採択年でないためである。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られて

いるか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。

## ■ 評定と根拠

### < 自己評定 >

B

### < 根拠 >

以下のとおり、年度計画に定めた研究総額を「平成 24 年度比で 10%以上削減する。」目標を大幅に達成（50%）しつつ、3 年計画の最終年度として実施した調査研究について、評価委員による事後評価を行うとともに、研究成果を各種事業での発表など事業にも反映させたことから、自己評定を B とした。

- 調査研究費総額は、平成 24 年度比 10%削減する目標を大幅に上回る 50%を削減した。
- 平成 26 年度から開始した 3 年計画の最終年度として、環境保健分野は 3 課題（9 件の調査研究）、環境改善分野は 2 課題（2 件の調査研究）を滞りなく実施し、調査研究成果発表会において外部有識者からなる評価委員による事後評価を行い、全課題で標準以上の評価を得た。
- 調査研究成果については、成果集の配布や事業での発表の機会を提供するなど活用を図った。

## ■ 課題と対応

- 平成 29 年度から実施する次期調査研究は、評価委員による検討をもとに地域住民のぜん息等の予防に係る事業や地域の大気環境の改善に資する課題に一層重点化を図っていく。

## ■ 主要な業務実績

### （1）調査研究の重点的な実施

平成 26 年度から開始している調査研究の三年度目として、今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した課題の研究を継続して実施した。環境保健分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（9 件の調査研究）を継続して実施した。大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 2 課題（2 件の調査研究）を継続して実施した。

なお、調査研究課題の重点化及び実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 50%削減した（平成 27 年度末で 2 件終了）。

（資料編 P 20\_\_ 予防 4 平成 2 8 年度環境保健分野に係る調査研究概要）

（資料編 P 23\_\_ 予防 5 平成 2 8 年度環境改善分野に係る調査研究概要）

### （2）外部有識者による評価

平成 26 年度から平成 28 年度に実施した環境保健・環境改善両分野の研究課題について、平成 29 年 3 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を行った。評価結果に

については、全ての課題で標準点以上（標準点は3.0）であった。

（資料編P24\_予防6 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について）



（3）調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映

- ① 環境保健・環境改善の両分野とも、平成27年度の調査研究成果を機構ホームページで公表するとともに調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、研究成果については、機構が行う各種事業等で積極的に発表するなど事業への一層の活用を図った。

<調査研究成果の主な発表事例>

	研究課題	発表事例
環境 保健 分野	「PM2.5のぜん息・ぜん鳴児への影響と対応措置の評価」	●大気環境対策セミナー（PM2.5）において研究成果の一部を講演
	「気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究」	●第23回アレルギー週間記念企画中央講演会において研究成果の一部を講演

- ② また、研究成果については、内外での学会や論文発表なども行われ、学問分野の発展や社会貢献に寄与している。

（平成28年度実績）

分野区分	研究件数	学会発表数	論文発表数
環境保健分野	9件	112件	76件
環境改善分野	2件	1件	0件

（注）学会発表数及び論文発表数については、当該年度の研究結果に関わらず、平成28年度中に発表された件数である。

（4）その他

- ① 次期調査研究公募課題の検討

次の課題に係る調査研究を平成29年度から実施するため、評価委員会の意見等を踏まえ公募課題の検討を行った。公募は平成29年4月に開始する予定である。

## ② 経理の適正化、透明性の確保

昨年度委託先会計担当者等を対象とした会計説明会を開催していることから、今年度は電話やメール等で会計・事務手続についての情報共有及び委託費の適正執行並びに今年度の変更点について周知徹底を図った。特に委託費で取得した備品については、その資産管理とともに、機構へ毎年報告するよう資産管理の徹底を図った。

また、委託先のうち6箇所に対して現地指導調査を実施し、受託機関における購入物品の検収方法、支出証拠書類、帳簿及び納入物品の確認等を行い、昨年度の現地調査（7箇所）と合わせて平成26年度から平成28年度に実施した調査研究の全ての委託先に対して現地調査を行うことができた。

#### 4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

##### ■中期目標

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

##### ■中期計画

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。

##### ■平成 28 年度計画

(1) 知識の普及等事業の重点的な実施

地域住民等に対して機構が直接、ぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及、情報提供を行う本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。

平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。

(2) 各種普及啓発事業の効果的な実施

地域住民等のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を図るため、パンフレット類の作成やぜん息専門医等による講演会・講習会の開催、ぜん息・COPD 電話相談室などの事業を積極的実施する。

これらの普及啓発事業を改善し、より効果的に実施していくために、参加者や利用者に対するアンケート調査で要改善点、理解度等を把握して、次の事業等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを目標とする。

(3) 新たな普及啓発事業の展開

公害健康被害予防事業の見直しにより平成 26・27 年度から新たに取り組んでいる NPO 法人等と連携した知識普及事業、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統

合・再整備、「eラーニング学習支援システム」の本格運用、大気環境対策セミナーなどの事業を着実に推進する。

(4) ホームページを活用する情報提供

ホームページの利点を活かして、機構ホームページ内の「大気環境・ぜん息などの情報館」で、パンフレット類の内容プラスアルファの情報、機構が開催する講演会等の紹介情報、調査研究等の他の公害健康被害予防事業を通じて得られた最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供する。

また、上記(3)と同様に公害健康被害予防事業の見直しによる新たな普及啓発事業の取組として、ホームページを改修して構築する関連団体等が発信するぜん息・COPDの予防等の情報を掲載するプラットフォームの利活用や、ユーザビリティの向上を着実に推進する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。	有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。	有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

ぜん息及びCOPDの予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

## ■ 評定と根拠

### < 自己評定 >

A

### < 根拠 >

地域住民に対する知識の普及及び情報提供は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業であり、以下のとおり、地域住民のぜん息の予防、ぜん息患者の自立支援に係る各種普及啓発事業を実施し、事業参加者のアンケート調査で高評価を得ることができた。また、「パンフレット合理化の基本方針」に基づき、ユーザビリティ向上のため統合パンフレットの作成、情報発信ツールの制作及び新たにぜん息情報のポータルサイトとしての役割を担うプラットフォームコンテンツの公開などメディアミックスを踏まえた難易度の高い新たな事業を行った。

このように、知識の普及事業については、年度計画を上回る成果を得ることができたことから、自己評定をAとした。

- ぜん息患者等の地域住民に対し、ぜん息専門医等への相談、交流機会を提供するために、市民公開講座、アレルギーの日関連行事、保育所等におけるアレルギー講習会等の各種事業を実施するとともに、ぜん息・COPD電話相談を通年で実施した。これら事業の全ての参加者において、有効回答者の80パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの評価を得ており、中期計画に定める目標を上回るレベルで達成することができた。
- パンフレット類等の啓発・教育ツールのユーザビリティの向上及び合理化を推進するため、小児ぜん息に係る複数の啓発冊子を一冊に統合・再編したパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行した。併せて、パンフレット以外にウェブコンテンツ、患者教育スライド等の情報発信ツールを制作し、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」上で提供した。
- NPO法人等と連携した知識の普及、「e-ラーニング学習支援システム」によるぜん息の知識等を習得する機会の提供、COPDの予防等に関する講習会及び大気環境対策セミナーの開催等、平成26・27年度から新たに取り組んでいる事業を引き続き着実に実施した。
- 新たな「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）」の強化として、ニーズの高いITツールを活用してぜん息の正しい知識を提供するため、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」を全面リニューアルするとともに、新たにぜん息情報のポータルサイト「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開し、ぜん息・COPDの予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した。情報の掲載に当たっては、学術研究団体、関連団体、NPO法人等に協力を依頼し、12団体の協力を得たことからイベント84件、トピックス24件の情報を掲載することができた。掲載数の増加に伴い、アクセス数も増加している。

## ■ 課題と対応

- 地域住民や医療従事者等の様々なニーズに応えるため、事業の重点化、事業内容の改善に引き続き取り組んでいく。特に新たに立ち上げた「ぜん息・COPDプラットフォーム」については、定期的な情報の収集・更新、情報発信源となる協力団体の追加等の取組を推進し、

コンテンツの一層の充実を図る必要がある。

## ■主要な業務実績

### (1) 知識の普及等事業の重点的な実施

平成 25 年度に取りまとめた公害健康被害予防事業の見直しの基本的考え方を具現化・実行するに当たり、「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）」の強化のため、ぜん息の正しい知識を情報発信するツールとして、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」において、国、地方公共団体及び協力団体が発信するぜん息等に関する情報も一元的に発信することができる「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開した。また、ユーザビリティ向上のため小児向け統合パンフレットの作成及びウェブコンテンツ、患者教育スライド等の「ぜん息などの情報館」への掲載を行った。これらのツールは、ぜん息等の患者に加えて、環境保健分野の助成事業において地方公共団体が効果的に利用できるように工夫し作成したものであることから、地方公共団体へより一層の活用を推進を図っていく。

### (2) 各種普及啓発事業の効果的な実施

#### ① パンフレット類の作成

ア. ぜん息及びCOPDの最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」（春・秋/年2回発行）については、引き続きウェブ版コンテンツも制作し、読者層の拡大を図った。  
イ. 小児ぜん息に関する情報は、複数のパンフレットに分散されているため、これを統合し、情報を一元化した小児ぜん息の基礎知識に関するパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行し、ユーザビリティの向上を図った。併せて、パンフレット以外のツールの充実も図るため、ウェブコンテンツ、患者教育スライド等を制作し、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」上で提供した。

<新規作成>

	冊子名等	発行部数（発行時期）
1	「おしえて 先生！ 子どものぜん息ハンドブック」	30,000部（平成28年7月）
2	「すこやかライフ」48号	60,000部（平成28年10月）
3	「すこやかライフ」49号	60,000部（平成29年3月）



「おしえて 先生！ 子どものぜん息ハンドブック」



「すこやかライフ No. 49」

ウ. ぜん息・COPDの予防や大気環境の改善に関する正しい情報を提供するための啓発・教育ツールとして、各種パンフレット等を作成しており、今年度は、地方公共団体等、医療機関、事業者、個人等からの要望に応じ、約56万部を提供した。

提供先	提供部数	利用目的
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	185,637部	ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料
医療機関	247,020部	受診患者への患者教育・指導等
個人等	132,123部	患者の自己管理用等
計	564,780部	(環境保健分野561,418部、環境改善分野3,362部)

## ② ぜん息専門医等による講演会・講習会の開催

### ア. 市民公開講座の開催

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした地域住民に対し、専門医への相談、交流機会を提供するため、(一社)日本臨床栄養学会との共催による市民公開講座を平成28年10月に開催した。



市民公開講座におけるパネルディスカッション



### イ. アレルギーの日関連行事の開催

2月20日の「アレルギーの日」に合わせ、(公財)日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。

### ウ. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催

厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図るとともに、「保育所におけるアレルギーガイドライン」の現場での更なる活用を促進し、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的とした講習会を、3ヵ年計画の2年度目である平成28年度は4箇所(岡山、大阪、福岡、神奈川)で開催した。

#### エ. ぜん息児水泳記録会の開催

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、健康の回復を図る上で大切な自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区（大阪プール）及び関東地区（東京辰巳国際水泳場）で開催し、計312名の参加を得た。

水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用し、ぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、吸入手技指導を交えたミニ体験教室及び全員参加型のピークフローメータの使用方法等の実技指導を併せて実施した。



ぜん息児水泳記録会



ピークフローメータの使用方法等の実技指導

#### オ. 教育セミナー等の開催

ぜん息等の患者の自己管理支援に当たり、患者教育の重要性が高まっていることから、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び国際喘息学会日本・北アジア部会と連携し、医師及び看護師等コメディカルスタッフを対象とした患者教育に係る教育セミナー等を開催した。

#### ③ ぜん息・COPD電話相談の実施

ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、常勤相談員（看護師）及び非常勤相談員（医師：日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）を配置したぜん息・COPD電話相談室を通年で開設し、計1,253件の相談に対応した。

計画的に広報を実施し、ぜん息・COPD患者等に対する電話相談室のより一層の周知を図った。

#### ④ エコドライブ普及ツールの貸出し

地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいてエコドライブ啓発の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを地方公共団体等に対して20件の貸出しを行った。

#### ⑤ 事業参加者の評価

平成28年度に実施した環境保健分野における全ての普及啓発及び自己管理支援事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の90パーセント以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。

事業分類	対象	開催数	参加者数	アンケート回答率	上位2段階の評価率
市民公開講座	ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護師等	1回 (3回)	335人 (929人)	68.7% (52.1%)	98.3% (97.5%)
アレルギーの日 関連行事(講演会)	ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護師等	1回 (1回)	283人 (347人)	70.7% (55.3%)	98.0% (96.9%)
保育所等における 普及啓発講習会	保育士、栄養士、看護師等	4回 (4回)	1,320人 (1,602人)	78.9% (87.3%)	98.6% (98.0%)
水泳記録会	ぜん息を持つ児童・生徒	2回 (2回)	312人 (329人)	86.5% (86.0%)	92.6% (93.7%)
教育セミナー等	医師、看護師等コメディカルスタッフ	2回 (1回)	334人 (175人)	32.3% (73.1%)	98.1% (99.2%)
ぜん息・COPD 電話相談	ぜん息・COPD患者とその家族等	12ヶ月 (12ヶ月)	1,253件 (1,371件)	88.5% (94.8%)	97.7% (92.5%)

※ ( ) 書きは前年度実績

### (3) 新たな普及啓発事業の展開

公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けたぜん息・COPDに関する啓発や情報発信の強化を図るため、市民向けの情報発信やネットワーク力に優れるNPO法人等との連携による協働事業を実施した。

#### ① NPO法人等との協働事業

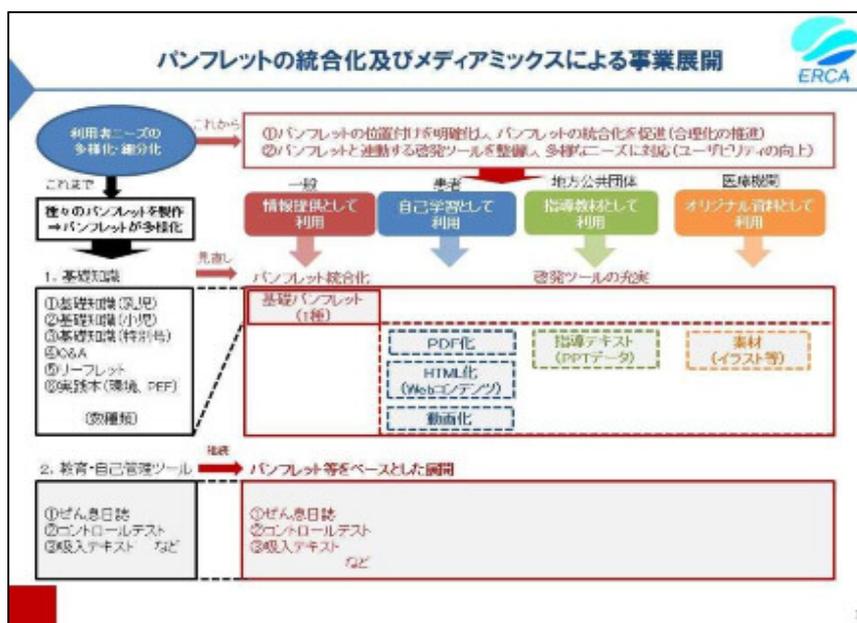
ア. 地域の特性を熟知したNPO法人等の知見やノウハウを活用して地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及・浸透させ、自己管理能力とQOLの向上を図るための「地域におけるCOPD対策推進事業(NPO法人等との協働事業)」を大阪及び岡山の2地域で実施した。

イ. 就学期のぜん息患者のサポートの強化を図るため、地域においてぜん息等の啓発に取り組んでいるNPO法人と連携し、地域の学校保健等に従事する専門職を対象とした出張型の講習会を実施する「ぜん息予防等に関する出張型講習会(NPO法人等との協働事業)」を10箇所で開催した。

#### ② パンフレット類の再編・統合

ア. 啓発冊子の合理化を推進するとともに、小児ぜん息に係る情報の一元化を図り、ユーザビリティ向上のため、ぜん息予防の基礎知識をQ&Aやリーフレットとして提供していた7種のパンフレットを1冊に再編・統合したパンフレット「子どものぜん息ハンドブック」を発行した(図1参照)。

図1 パンフレット合理化の基本方針



イ. 成人向け統合パンフレットの作成に向けた検討に着手した。

③ e-ラーニング学習支援システムの本格運用

ぜん息の知識等を習得する機会としての利用を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、環境保健調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページで運用した。

④ COPDの予防等に関する講習会（（一社）GOLD日本委員会との共催）

COPDは社会的な認知度が低いことが課題とされており、厚生労働省は平成24年に「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の目標としてCOPDの認知度向上（平成34年度までに認知度80パーセントにする）を掲げ、国を挙げてCOPDの認知度向上に取り組む方針を示しているが、認知度は27パーセント（平成27年度）と低い状況を踏まえ、地方公共団体健康政策担当者のCOPDに対する理解を深め、また、各地方公共団体での啓発活動に活かせるような支援を行うことがCOPDの認知度向上に当たって重要であることから、平成27年度から（一社）GOLD日本委員会との共催で実施している「COPDの予防等に関する講習会」を、平成28年度は大阪地区、神奈川地区の2地域で1月に実施した。

※（一社）GOLD日本委員会・・・COPDに関する正しい知識の普及を通じて国民の健康増進に寄与することを目的とし、平成24年10月に設立された。

Global Initiative for Chronic Obstructive Lung Disease (GOLD)

事業分類	対象	開催数	参加者数	アンケート回答率	上位2段階の評価率
COPDの予防等に関する講習会	地方公共団体の政策担当者、医療機関のコメディカル等	2回 (2回)	145人 (110人)	86.9% (86.4%)	92.9% (100%)

※（ ）書きは前年度実績

⑤ 大気環境対策セミナー ～PM2.5の現状と今後の取組について～

公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しの一環として、地方公共団体からのニーズの高かったPM2.5に関する専門的知見や最新の情報を提供するため、地方公共団体の技術系職員、大学の研究者や民間の測定事業者等を対象に、2月に東京で開催した。

事業分類	対象	開催数	参加者数	アンケート回答率	上位2段階の評価率
大気環境対策セミナー	地方公共団体の技術系職員、大学の研究者、民間の測定・分析事業者等	1回 (1回)	153人 (163人)	84.3% (84.0%)	79.1% (82.5%)

※ ( ) 書きは前年度実績

(4) ホームページを活用する情報提供

ぜん息やCOPDの予防や治療等に関する情報を提供することを目的として機構ホームページにウェブコンテンツ「大気環境・ぜん息などの情報館」を開設しており、今年度は新規作成したパンフレットのウェブ版コンテンツ、患者教育スライド等を追加するとともに、新たにぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担う「ぜん息・COPDプラットフォーム」を公開し、国、地方公共団体及び協力団体が発信するぜん息・COPDの予防等に係る最新の知見や情報を幅広く提供した(図2参照)。情報の掲載に当たっては、学術研究団体、関連団体、NPO法人等に協力を依頼し、12団体の協力を得たことからイベント84件、トピックス24件の情報を掲載することができた。掲載数の増加に伴い、アクセス数も増加した。

図2 「ぜん息・COPDプラットフォーム」の内容



<新規作成冊子のウェブコンテンツ展開>

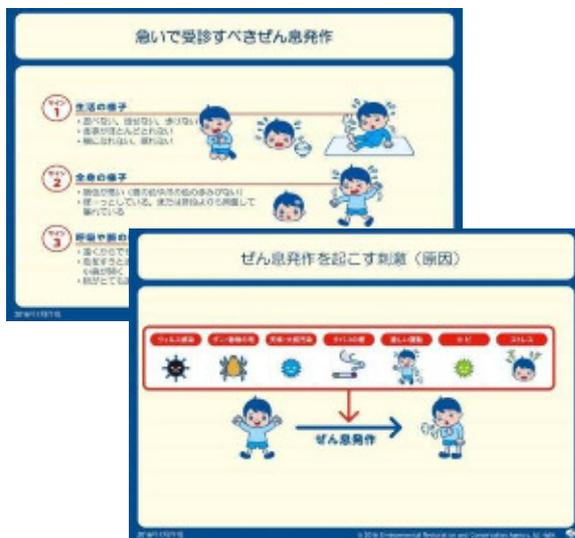
	冊子名	ホームページ掲載日
1	「すこやかライフ」47号	平成28年4月
2	「おしえて先生！子どものぜん息ハンドブック」	平成28年7月
3	「すこやかライフ」48号	平成28年10月



ウェブ版「すこやかライフ」



ウェブ版「小児ぜん息基礎知識」



「小児ぜん息 患者教育スライド」



「ぜん息・COPDプラットフォーム」

## 5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

### ■中期目標

地方公共団体が実施する公害健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

### ■中期計画

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

### ■平成 28 年度計画

#### （1）効果的な研修の実施

公害健康被害予防事業が置かれている重要な状況として、地方公共団体の実施体制が縮小化してきているということがある。一方、平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を知識の普及等事業と環境保健分野の助成事業を中心に行っていくことになる。これらを着実に実施していくためには、ぜん息等の患者の身近で自己管理の支援ができるような人材を的確に育成することが必要不可欠であり、以下に掲げる研修等を効果的に実施する。

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者に対して、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

これらの研修の内容等を改善し、より効果的に実施していくために、研修生に対するアンケート調査で理解度、研修ニーズ等を把握して、その後のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させるなど、常に質の向上を図る。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち 80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査も実施し、平均 80%以上の研修生から「研修成果を効果的に活用できている」など

のプラス評価を得ることを目標とする。

(2) ネットワークを活用した人的支援の強化

ソフト3事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化及びぜん息やCOPDの治療の進歩による自己管理支援の重要性の増大に対応するために、平成26年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」に基づく新たな事業として、平成27年度から「予防事業人材バンク」等を開始している。

「予防事業人材バンク」は、ぜん息やCOPDについて高度かつ専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフに登録していただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行うことを支援する仕組みである。

「予防事業人材バンク」への登録等の推進を積極的に図り、平成28年度における登録者数を100人とすることを目標とする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得る。	同左	有効回答者の90パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。	有効回答者の90パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。	有効回答者の90パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。		
地方公共団体が実施するソフト3	左記の研修受講者の所属上長に対して追		有効回答者の95パーセント	有効回答者の96パーセント	有効回答者の100パーセン		

事業の従事者を対象とした研修受講者の所属上長による評価	跡調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」などのプラス評価を得る。		以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。	以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。	トから「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。		
-----------------------------	---	--	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--	--

<その他の指標>

—

<評価の視点>

公害健康被害予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、地方公共団体が行う予防事業従事者及び地域の医療機関等に勤務する看護師等のコメディカルスタッフを対象とした研修を行い、研修受講者等から高い評価を得るとともに、専門性の高いスキルを持つコメディカルスタッフを活用する仕組みとして立ち上げた「予防事業人材バンク」の登録等の推進を積極的に図ったことから、自己評定をBとした。

- 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者等を対象とした研修及び地域においてぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）の患者教育スタッフを養成するための研修を実施した。
- 研修受講者の有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得るという目標に対して、それを大幅に上回る90パーセント以上から評価(94.7～98.1%)を得ることができた。また、ソフト3事業従事者の研修受講者については、所属上長に対する追跡調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上からプラスの評価を得るという目標に対して、「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を、全ての上長から得ることができた。
- 「予防事業人材バンク」への登録等の推進を積極的に図り、平成28年度における登録者数を100人とする目標を大幅に上回る155人の登録を獲得することができた。

■課題と対応

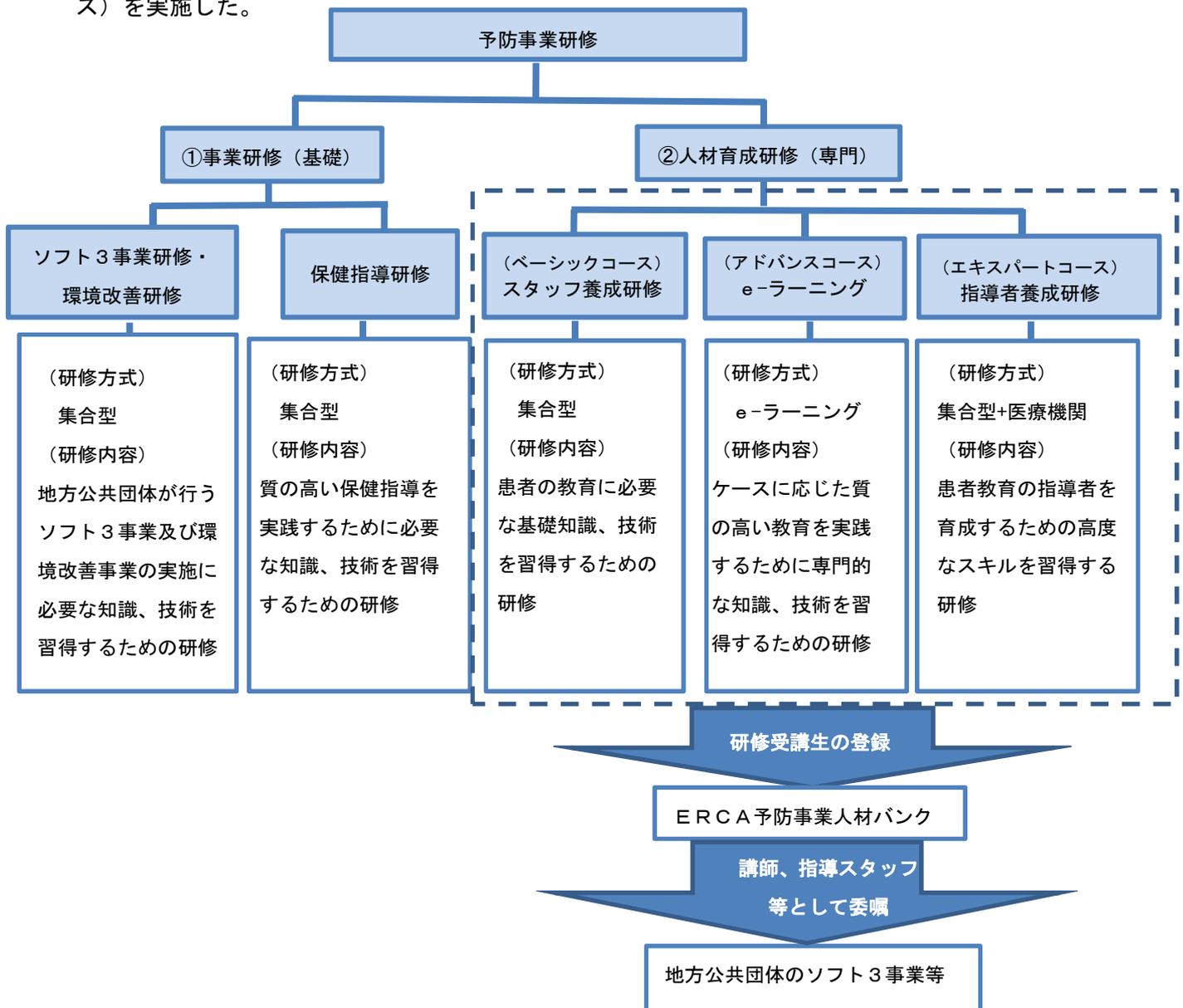
- 各研修をより効果的なものとするための取組を継続して行うとともに、「ERCA 予防事業人材バンク」については多くの登録者を獲得できているところであるが、地方公共団体に対して機構が新たに行っている事業ノウハウ及び企画立案の補助をパッケージした支援において登録者の活用を呼びかけるなど、人材バンクの活用に向けて一層の取組を推進する必要がある。

■主要な業務実績

(1) 効果的な研修の実施

「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成・支援に関する総合的取組」の実行

今後の公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しを図るため、平成 26 年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成・支援に関する総合的取組」に基づき、平成 27 年度から、事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」(基礎)と患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」(専門)に各研修コースを体系的に統合・再編するとともに、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修(エキスパートコース)を実施した。



① 地方公共団体（助成対象地方公共団体数：46）が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象とする研修

ア. 環境保健分野

（ア）地方公共団体が実施するソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。なお、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、実技の講義を取り入れるなどカリキュラムの見直しを行った。

（イ）予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度の初めに研修計画や各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、年間を通じて計画的に受講できるよう周知を行うとともに、各研修開催前に再度案内を行った。

（ウ）研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を習得する機会としての利用を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、環境保健調査研究で開発したeラーニング学習システムを機構ホームページで運用した。

（エ）有効回答者の90パーセント以上の受講者から上位2段階の評価を得た。

イ. 環境改善分野

（ア）助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする環境改善研修を実施した。実施に当たっては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、PM2.5に関する最新の知見、地域における取組事例、大気浄化植樹事業に関する一層の理解促進を目的としたカリキュラムを構成して実施した。

（イ）有効回答者の90パーセント以上の受講者から上位2段階の評価を得た。

ウ. 研修受講者による評価

平成28年度に実施した全ての研修において、受講者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の90パーセント以上の受講者から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。

また、ソフト3事業の従事者を主な対象とした事業研修については、研修受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する追跡調査を実施し、「研修成果を効果的に活用できている」ことについて有効回答者の100パーセントの上長から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。

上記の研修受講者及びその所属上長からの評価として、80パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得る達成目標としていたが、共に目標を大幅に上回った。

【アンケート調査結果①（研修受講者の評価）】

地方公共団体従事者向け研修コース	平成 28 年度			
	実施時期	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価率
ソフト 3 事業研修	6 月 8 日～10 日	38 人	100%	94.7%
保健指導研修	9 月 7 日～9 日	29 人	100%	96.6%
環境改善研修	1 月 12 日、13 日	59 人	91.5%	98.1%

【アンケート調査結果②（追跡調査（研修受講者の所属上長の後日評価））】

地方公共団体従事者向け研修コース	平成 28 年度	
	アンケート回答率	上位 2 段階の評価率
ソフト 3 事業研修	96.8%	100%
保健指導研修	96.5%	100%

② ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等（コメディカルスタッフ）を対象とする研修

ア. 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

（ア）受講希望者の増加に対応するため、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣型の研修ではなく、機構独自に企画して 11 月に岡山で実施した。

（イ）有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

イ. ぜん息患者教育スタッフ養成研修

（ア）ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を習得する機会を提供し、地域における患者指導の充実化に資する研修を、12 月に東京で実施した。

（イ）有効回答者の 98 パーセント以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

ウ. 呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修

（ア）地域で呼吸リハビリテーションを指導できる専門性の高い指導者を養成するための通年型の指導者養成研修を、7 月から 2 月まで東京で実施した。

（イ）有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

エ. ぜん息患者教育指導者養成研修

（ア）地域で患者教育を指導できる専門性の高い指導者を養成するための通年型の指導者養成研修を、9 月から 2 月まで東京他で実施した。

（イ）有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

【患者教育指導者養成研修の概要】

1. 編学	第1回、第2回		第3回、第4回		第5回、第6回		第7回	審査会
日	2016/9/10	2016/9/11	2016/11/5	2016/11/6	2017/1/14	2017/1/15	2017/2/11	2017/2/12
8:30								
9:00								
9:30		行動実習						
10:00				吸入の指導方法				
10:30	質疑応答		アドベージシオスから学ぶ患者を満足させるアドベージ指導者の指導		喘息コントロール	コミュニケーション②		グループ発表 (1グループ毎 発表20分 審査員コメント10分) ×4グループ 各グループ発表資料：全受講
11:00	全体OR	コミュニケーション①		コミュニケーション③				
11:30						コミュニケーション④		
12:00								
12:30								
13:00								
13:30	アレルギーの患者	コミュニケーション⑤	スキンケアの指導方法	環境整備	食物アレルギー	食事指導		全受講修正 審査員から各グループへ アドバイス
14:00				企業中継報告			コミュニケーション⑥	
14:30		GW 実習調整						
15:00	行動におけるアレルギー患者	グループワーク		グループワーク 保健師4名	企業指導	グループワーク		終了式
15:30								
16:00	循環器科連携OR		コミュニケーション⑦		審査会OR 研修フォロー		グループワーク	事務局挨拶
16:30								
17:00	講師の方法							
17:30								
18:00								

2. 施設実習  
 実習施設：①国立病院機構下志津病院、②国立成育医療研究センター、③都立小児総合医療センター、④神奈川県立子ども病院、⑤あいち小児保健医療総合センター、⑥国立病院機構三重病院、  
 ⑦信濃県立小児保健医療センター、⑧大阪府立呼吸器・アレルギーセンター、⑨大阪府済生会中津病院、⑩国立病院機構徳島病院 のいずれか。  
 実習期間：4日間

【呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修の概要】

7月22日(金)		7月23日(土)		7月24日(日)		7月25日(月)	
		9:00-10:30	呼吸理学療法	9:00-10:00	呼吸器疾患の看護の役割	9:00-10:30	呼吸理学療法の評価法
		10:30-10:45	休憩	10:00-11:00	正しい吸入療法の実践	10:30-12:00	胸部単純X線写真の見方・考え方
		10:45-12:00	呼吸不全のとらえ方	11:00-11:15	休憩		
		12:00-13:00	休憩	11:15-12:30	訪問看護	12:00-13:00	休憩
				12:30-13:30	昼食		
13:00-13:15	開会式・オリエンテーション	13:00-14:30	身体所見の取り方			13:00-14:50	呼吸リハビリテーションの地域連携
13:15-13:45	本事業の目的			13:30-15:00	訪問理学療法		急性増悪から在宅医療/シームレスなケアを目指して
13:45-14:30	COPDの早期診断・早期治療						
14:30-14:45	休憩	14:30-14:45	休憩				
14:45-16:00	呼吸リハビリテーション総論	14:45-16:00	間質性肺疾患	15:00-16:10	休憩		
16:00-16:10	休憩	16:00-16:10	休憩	事業企画の考え方とポイント			
16:10-17:30	慢性閉塞性肺疾患	16:10-17:40	呼吸リハビリテーションと地域連携	16:10-17:00	グループディスカッション		
項目	日付	内容		実習施設		実習期間	
実習	① 9月26日(月)～9月30日(金) ② 11月14日(月)～11月18日(金) ③ 1月23日(月)～1月27日(金) ※①～③の日程のうちいずれか1つを受講	呼吸リハビリテーション指導実習		公益財団法人結核予防会横十字病院		5日間	
項目	日付	内容					
まとめ 演習	2月中旬	10:00-12:00	グループディスカッション				
		13:00-16:00	各グループの発表と講評				

オ. 研修受講者による評価

平成 28 年度に実施した全ての研修において、受講者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の 98 パーセント以上の受講者から 5 段階評価で上位 2 段階までの高評価を得た。

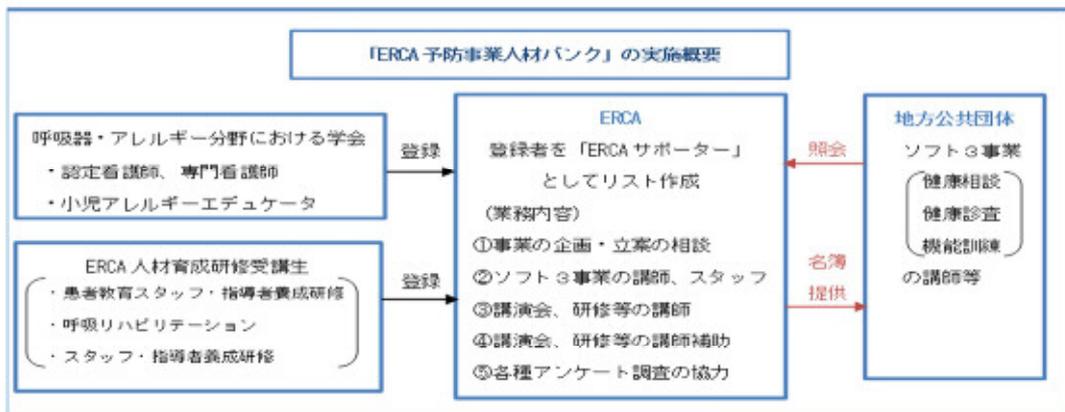
研修コース	平成 28 年度			
	実施時期	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価率
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	11 月 9 日、10 日	100 人	100%	100%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	12 月 1 日、2 日	60 人	100%	98.3%
呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修	平成 28 年 7 月 22 日 ～平成 29 年 2 月 9 日	15 人	100%	100%
ぜん息患者教育指導者養成研修	平成 28 年 9 月 10 日 ～平成 29 年 2 月 12 日	16 人	100%	100%

(2) ネットワークを活用した人材支援の強化

地域の予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向にあり、地方公共団体が行うソフト 3 事業の企画や実施を担う職員や保健師が不足しており、これら事業のスタッフの確保を支援する新たな人材支援のための取組として、機構が実施する患者教育スタッフ育成研修の受講者や呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者に登録してもらい、その情報を地方公共団体が活用してソフト 3 事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行う「ERCA 予防事業人材バンク」を立ち上げている。

平成 28 年度においては、新たな登録者の募集を行い、平成 28 年度における登録者数を 100 人とするという目標に対して、それを大幅に上回る 155 名の登録者を獲得することができた。

また、地方公共団体に対して、実務者連絡会議の場を通じた人材バンク登録者の紹介並びに人材バンク登録者の派遣、事業ノウハウ及び企画立案の補助をパッケージした支援を行うなど、人材バンクの活用に向けて取組を進めており、2 地方公共団体において延べ 4 名の登録者が助成事業の健康相談事業の講師として招聘された。患者目線に立った講話が参加者に好評だったとのことであり、これらの成果を他の地方公共団体に広め、今後より一層の利活用を促していく。



## 6. 関係地方公共団体の事業に対する助成

### ■中期目標

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

### ■中期計画

環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。

環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。

### ■平成 28 年度計画

#### (1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業等を行う関係地方公共団体に助成金を交付する本事業は、公害健康被害予防事業の中で特に重要な事業である。各地域における公害健康被害予防事業の着実な実施を支えるとともに、より効果的、効率的な実施に向けた取組を推進する。

#### (2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援

平成 26 年度からの第三期中期目標期間で具現化を進めている公害健康被害予防事業の見直しの背景は「ぜん息等の患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性の増大」であり、これへの具体的な対応を、この環境保健分野の助成事業と直轄事業の知識の普及等事業を中心に行っていくことになる。

環境保健分野の助成事業の見直しについては、関係地方公共団体等との調整・検討に基づく新たな助成メニューに対応する助成要綱等に改正をし、平成 27 年度の助成事業から適用しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、切れ間のないソフト面の支援を積極的に行う必要がある。このため、「グッド・プラクティス」等の積極的な情報提供、地方公共団体が自らが実施するソフト3事業の実施効果を測定・把握するシステムの運用支援、地方公共団体間での情報交換を推進する取組等を行う。

これらのことにより、関係地方公共団体によるソフト3事業の効果的な実施を推進することとし、ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率について、平成 28 年度においては 80%以上を目標とする。

#### (3) 環境改善分野の助成事業の具体的な見直しの推進

平成 28 年度から適用することとした、「計画作成事業（関係地方公共団体が、地域が抱える大気環境施策上の課題の解決に向けた計画を作成することも助成対象とするもの）」につい

て、より多くの地方公共団体の活用を推進する取組等を行う。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

#### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	—	—	96.3%		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

#### ■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、予防事業対象地方公共団体が実施する事業に対して確実に助成を行うとともに、見直し後の助成メニューが効果的なものとなるよう、ソフト面の支援として、積極的な情報提供や情報交換を推進する取組を行ったことから、自己評定をBとした。

- 平成 27 年度から実施している新たな助成メニューによる助成事業の 2 年度目であり、混乱を招くことなく実施することができた。見直し後の各助成事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体を選定し、地方公共団体実務者連絡会議の場で「グッド・プラクティス」事例として発表し、他の地方公共団体への事業計画の参考となるよう情報提供を行った。

- ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率について、年度計画に掲げた目標の80%を大幅に上回る96.3%とすることができた。
- 平成27年度に助成メニューの見直しを行い、平成28年度から適用した計画作成事業について、2地方公共団体に対し助成を行い、地方公共団体実務者連絡会議の機会を通じて、他の地方公共団体への事業計画の参考となるよう事業概要の情報共有を行った。

■課題と対応

- 環境保健分野及び環境改善分野において、見直し後の助成事業メニューの定着やレベルアップの好循環を図るために、引き続き様々な機会を通じて関係地方公共団体へのソフト面での支援を積極的に行う必要がある。

■主要な業務実績

(1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成

① 環境保健分野の助成

平成28年度は、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業105(103)百万円、健康診査事業109(100)百万円、機能訓練事業147(148)百万円、ソフト3事業へ計361(351)百万円の助成を行った。

※( )は平成27年度実績

(単位：人)

事業名等		平成27年度	平成28年度
健康相談事業	相談参加人数	28,752	32,887
健康診査事業	スクリーニング参加人数	72,633	81,440
機能訓練事業	事業参加延べ人数	24,258	24,399
合計		125,643	138,726

② 環境改善分野の助成

平成28年度は、計画作成事業10(0)百万円、大気浄化植樹事業1(5)百万円の助成を行った。

※( )は平成27年度実績

③ 効果的、効率的な助成事業の実施に向けた取組の推進

助成事業に関して、地方公共団体との間で、実務者連絡会議(第1回：7月、第2回12月)や、指導調査(9～11月)、要望事業ヒアリング(1～2月)等の場を通じ、事業の適正かつ効果的な実施についての周知や協議を積極的に行った。

(2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップの好循環を図るための積極的な支援

新たな助成事業メニューの定着やレベルアップの好循環を図るためにはソフト面の支援が

不可欠であることから、地方公共団体実務者連絡会議や研修の機会を通じて、見直し後の新たな助成事業メニューについての各地方公共団体の実施状況の情報共有、先進事例の紹介などを積極的に実施した。さらに、メニュー見直しの趣旨に則り、各助成事業に積極的に取り組んでいる地方公共団体を選定し、12月の地方公共団体実務者連絡会議の場において当該取組をグッド・プラクティス事例として発表し、他の地方公共団体へ情報提供を行った。また、機構ホームページ及びすこやかライフに掲載し、幅広く周知した。

また、地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を平成28年度も継続して実施した。

これらのことからソフト3事業の効果的な実施を推進することにより、平成28年度においては、ソフト3事業が助成事業費全体に占める比率は96.3%であり、これは80%以上としていた達成目標を大幅に上回った。

### (3) 環境改善分野の助成事業の具体的な見直しの推進

大都市の一部地域において、大気に係る環境基準が達成できていない状況を踏まえ、地域が抱える環境政策上の課題の解決に向けた計画作成や対策立案の実施を可能とするよう、平成27年度に助成事業メニューを見直し、「公害健康被害予防に係る助成事業の内容及び実施運営に関する達」を改正した。見直し後メニューの初年度である平成28年度は、達の改正によって新たに実施できるようになった計画作成事業について2地方公共団体から要望があり、大気浄化植樹（助成）事業と合わせて計11百万円の助成を行った。

2地方公共団体が行う計画作成事業については、地方公共団体実務者連絡会議の機会を通じて概要の情報共有を行い、地方公共団体へ活用の推進を図った。

## <地球環境基金業務>

### 1. 助成事業に係る事項

#### ■中期目標

##### (1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

##### (2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間の限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

##### (3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

##### (4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

##### (5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

#### ■中期計画

環境保全に取り組む民間団体（NGO／NPO）の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。

##### (1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。

## (2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間で限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。

## (3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

## (4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。

## (5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

## ■平成28年度計画

### (1) 助成の重点化等による効果的な実施

① 助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。

② 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」の活用の促進（年10件程度の採択を目指す。）を図る。

③ 助成事業の効果的な実施の観点から、これまでの助成の成果を検証し、環境保全活動を行う民間団体の発展に資するような助成のあり方について、外部有識者を交えた検討を行い、助成の枠組みの見直しを図る。

### (2) 助成先固定化の回避

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を受けた

ことのない団体への助成（全体の 20%を目指す）に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。

（3）処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。

（4）第三者機関による評価を踏まえた対応

助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有（初年度）、中間コンサルテーション（2 年度目）、書面評価（3 年度終了時）、実地評価（終了の翌年度）等を実施し、評価結果を公表する。また、評価結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。

（5）利用者の利便向上を図る措置

① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。

② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。

③ 民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境 NGO・NPO と企業との連携を促進するための交流会等を開催するとともに中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体のキャパシティビルディングに資する。

また、民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行う。

④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画通りに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払いを実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 3 号

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	—	—	—	900万円	900万円		
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度10人程度	—	16人	24人 （うち、 新規採択 者10人）	33人 （うち、 新規採択 者12人）		
評価対象団体数	—	8団体	84団体	140団体	182団体		
概算払い団体数	—	—	—	18団体	33団体		
他の主体との連携会議実施回数	—	—	3回	5回	13回		

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
Excel マクロファイル利用率	—	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%		
助成対象分野への重点化	—	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%		
海外助成アジア太平洋地域への重点化	—	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%		
これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%		
達成度	—	—	132%	119%	134%		
交付決定処理期間	平均処理期間 30日間以内	30日	28日	27日	26日		
支払申請処理期間	平均処理期間 4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日		

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

地球環境基金は、「民間団体による環境保全活動が持続的継続的に実施されるようになる」ことを目指し、ミッションとして、環境NGO・NPO活動の①質的、量的な充実②組織機能の強

化③地域での連携・協働④国際的な展開の4つの支援を掲げ、活動資金の助成、研修等を行っている。

ミッションに基づき、事業を展開しており、助成終了後のフォローアップ調査では、82.5%の団体が助成終了後も活動を継続しており、民間団体による環境保全活動の持続的継続的な実施に、地球環境基金事業は役割を果たしている。

このようなミッション及び事業の展開等を踏まえ、以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評定をBとした。

## 1. 環境NGO・NPO活動の質的、量的な充実

### ●企業協働プロジェクト実施による助成総額の増加額

環境NGO・NPO活動の量的な充実を図るため、平成26年度から発足した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、平成28年度も引き続き（一社）日本釣用品工業会の寄付による「つり環境ビジョン助成」を実施した。寄付金のうち、900万円を助成費に充て、助成総額の拡大を図った。（主要な業務実績（1）①エ参照）

### ●これまで助成を受けたことのない団体への助成件数

環境NGO・NPOの量的な充実を図り、助成対象の裾野の拡大を図るため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない59件（全助成件数の26.8%）の採択を行い、助成全体の2割以上の目標を達成した。（主要な業務実績（2）①参照）

### ●評価対象団体数

環境NGO・NPO活動の質的な充実を図り、助成活動の成果を向上させるため、平成26年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を順次導入した。平成28年度は、対象となる全ての団体（182団体）を評価し、評価制度の本格的実施へと完全に移行し、評価専門委員によるアドバイスなど助成活動の質の向上、活動の改善を支援した。（主要な業務実績（4）参照）

## 2. 環境NGO・NPO活動の組織機能の強化

### ●若手プロジェクトリーダー育成人数

環境NGO・NPOの組織機能の強化を図るため、今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援する若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを実施している。平成28年度は、応募32名の中から12名の対象者を新たに採択した。これにより1期生から3期生を合わせて33名を支援することができた。（主要な業務実績（1）②参照）

## 3. 環境NGO・NPO活動の地域での連携・協働及び国際的展開の支援

### ●他の主体との連携会議実施回数

環境NGO・NPOの地域での連携・協働を促進し、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するため、企業CSR担当者など他の主体との連携会議等を開催、参加した。また、環境NGO・NPO活動の国際的展開を促進するため、平成28年度は新たにJICA、JICCS及び外務省との間で国際協力、連携の取組及びNGO・NPO支援等について意見交換会を行うことで連携強化を図った（連携会議合計13回）。（主要な業務実績（5）④参照）

#### 4. 助成制度の安定的運営

##### ●概算払い団体数

助成金の利便向上を図るため、助成金の一部概算払いを平成27年度の18団体から増やし、33団体に対して実施した。(主要な業務実績(5)②参照)

##### ●交付決定処理期間

助成金の利便向上を図るため、助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間26日で実施し、交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間の目標を達成した。(主要な業務実績(5)①参照)

##### ●支払申請処理期間

助成金の利便向上を図るため、助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処理に努めた結果、4週間以内の23.7日で処理し、支払申請書受付から支払いまでの1件当たりの平均処理期間の目標を達成した。(主要な業務実績(3)参照)

#### ■課題と対応

—

#### ■主要な業務実績

##### (1) 助成の重点化等による効果的な実施

###### ① 助成対象について

###### ア. 概況

平成28年度の地球環境基金では、223件、総額659百万円の交付決定を行い、220件総額618百万円の活動に対して支援を行った。イ案件(国内の団体が開発途上地域で活動するもの)は34件総額121百万円、ロ案件(海外の団体が開発途上地域で活動するもの)は9件総額28百万円、ハ案件(国内の団体が国内で活動するもの)は180件総額509百万円である。

<平成28年度地球環境基金助成金実施状況> (単位: 件、百万円、少数点以下切捨て)

年度	一般助成		入門助成		特別助成		復興支援助成		プラットフォーム助成		フロントランナー助成		つり環境ビジョン助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	157	491	25	36	—	—	10	25	3	12	3	23	8	8	206*	598
うち新規	65 (14)	184 (47)	25 (25)	36 (36)	—	—	2 (2)	5 (5)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	8 (8)	8 (6)	8 (5)	102 (49)	247 (107)
H28	156	471	36	52	3	11	10	29	3	14	4	29	8	8	220	618
うち新規	65 (20)	185 (54)	35 (34)	51 (49)	3 (0)	11 (-)	1 (1)	3 (3)	1 (0)	4 (-)	1 (1)	6 (6)	6 (3)	6 (3)	112 (59)	269 (117)

(注) 括弧書きは、初めて地球環境基金の助成を受けた団体数。端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

\*平成27年度、交付決定は207件に対して行ったが、その後1件活動中止となったため206件となっている。同様に平成28年度、交付決定は223件に対して行ったが、その後3件活動中止となったため220件となっている。

##### イ. 助成対象の重点化

(ア)平成28年度の助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して

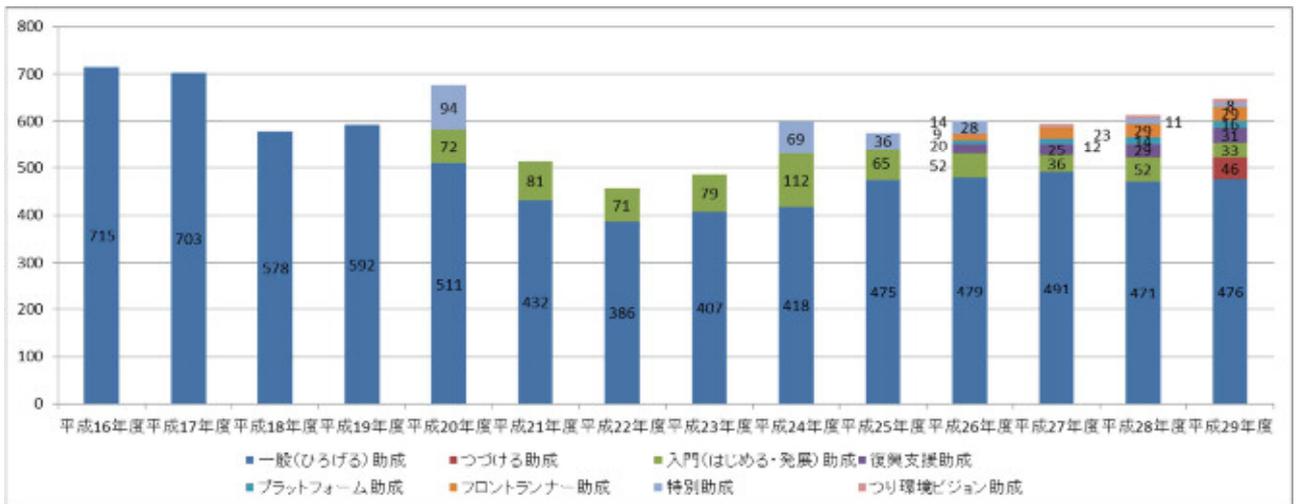
作成された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 223 件（国内案件：180 件、海外案件：43 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、214 件（95.9%）となった。

(イ) 海外の助成活動 43 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 32 件（74.4%）となった。

(資料編 P38\_地球 1 平成 28 年度助成金分野別件数内訳)

<地球環境基金助成金額の推移>

(単位：百万円、小数点以下切捨て)



(注) 平成 16 年から 28 年度は実績ベース 平成 29 年度は内定ベース

(資料編 P40\_地球 2 地球環境基金助成金の推移)

助成活動の一つである「Orca.org さかまた組」の活動が、平成 28 年度より中学 1 年生向け英語の教科書に掲載され、全国で 25 万 8 千人の中학생に紹介されることとなった。



中学校 1 年英語教科書『SUNSHINE ENGLISH COURSE 1』開隆堂出版 P69. P71 より引用

ウ. 特別助成の実施

平成 28 年度は、東京 2020 大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出等を目指す環境活動に対して支援を行う「特別助成」を創設し、3 件の活動へ助成を行った。

エ. つり環境ビジョン助成の実施

平成 27 年度に創設した「つり環境ビジョン助成」は、(一社)日本釣用品工業会による寄付額の大半を、寄付者の希望する水辺の清掃活動をはじめとした環境保全活動に助成するものである。平成 28 年度も引き続き、寄付金のうち 900 万円を 8 件の環境保全活動への助成に充てることにより、運用益では見込めない助成総額の拡大を図ることができた。

② 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

平成 26 年度に、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた 3 年間の人材育成プログラムである「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」を開始し、平成 28 年度の助成団体から新たに 12 名を採択した(応募 32 名)。若手プロジェクトリーダーは 3 年目の育成支援として延べ 38 名(1 期生 16 名(H26 年度開始、これまでに 4 名離脱)、2 期生 10 名(これまでに 1 名離脱)、3 期生 12 名)となった。平成 28 年度は 3 年間の育成支援プログラムを修了した 1 期生の若手プロジェクトリーダーが、12 月に開催した成果報告会において 3 年間のプログラムを振り返って発表した。

1 期生の中には、株式会社や一般社団法人を設立する事例もあり、地球環境基金助成が民間団体による環境保全活動の持続的な発展に効果があったといえる。

2 期生の所属する「持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会」が取り組んでいる「自伐型林業」が、これまでの高コスト林業に対して、限られた森林資源を永続的に管理していく低投資低コスト林業として、初めて平成 29 年度から農業高校向け教科書(実教出版『農業と環境』文科省検定済み)に掲載されることが決定し、社会的に認められる手法として確立したことを表す成果につながっている。

<主な若手プロジェクトリーダーの研修成果の例>

団体名	3 年間の研修成果(助成活動自体の成果も含む)
nature center risen	提案書の書き方やデザインの学びは企業への提案に活用し、新しい活動を始めることにつながりました。学んだことを実践できたことは卵から蝶を育てた気持ちのようにとっても達成感がありました。若手プロジェクトリーダー同士では、Facebook のつながりだけでなく、研修で顔を合わせることでお互いの活動に対する意見交換が生まれ、モチベーションの維持にもなりました。
環境ネットやまがた	助成活動では、市民共同発電所を設置しました。また、研修では、チラシ作成のポイント等を学び、現場で実践しました。各種イベントの広報にその経験が生かされています。

APLA	フィールド実習では、存在する社会課題を「自分ごと」として捉えられる人を増やすことが重要だと認識しました。また、研修で実施したワークを団体に持ち帰って議論を深めることができました。
------	---

### ③ 助成制度の見直し

平成 27 年 12 月より、外部有識者からなる「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会（以下、助成方針検討委員会）」を立ち上げ、平成 5 年から平成 27 年度に地球環境基金の助成を受けた団体の収入等の調査やヒアリングを行った。環境保全活動を行う民間団体の発展に資するような助成のあり方について検討を行い、取りまとめた報告書（機構ホームページに公開）を地球環境基金の助成制度や採択を決定する助成専門委員会（10 月 24 日開催）へ提示し、平成 29 年度助成金募集案内へ本内容を反映した。

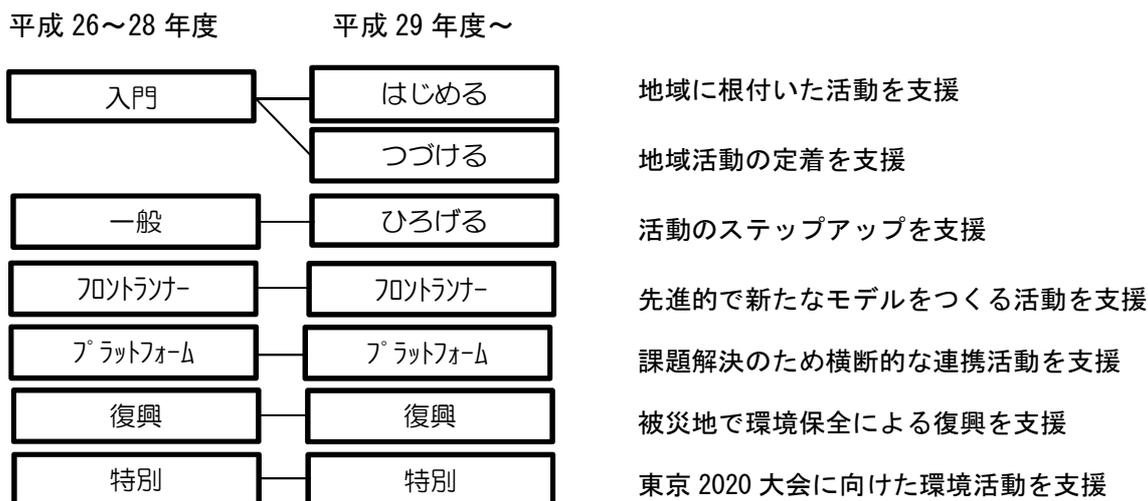
#### <助成方針検討委員会による主な提言>

- ・ 発足から間もない小規模団体の活動を軌道に乗せるためには、初めての助成を受けたプロジェクトについては、活動が発展していることを条件に、引き続き助成を受けるための新規性の要件を緩和してはどうか。
- ・ 何度か助成を受けた中規模な団体に対しては、連続した助成期間には何らかの制限を設け、評価においてそれまでの助成の効果を検証する仕組みを設けるべきではないか。
- ・ 多数回の助成を受けた大規模な団体に対しては、新規性に乏しい低額のプロジェクトについて助成回数に何らかの制限を設けることを含め、採択に当たり厳しく対応する一方で、プラットフォーム助成やフロントランナー助成に相当する先進性の高いプロジェクトについては、これまで以上の額と期間の助成を行い、相応の成果を求めるなど検討してはどうか。

#### <平成 29 年度募集案内に反映した主な項目>

目的	反映項目
地域の環境活動を軌道に乗せ定着させるため	・ 地域に根付くことなどを目指し始めた活動が、持続的に継続できる活動へと定着することを目指し、入門助成（はじめる助成と名称変更）の後、さらに 3 年間の助成を受けることができる新たな助成メニュー（つづける助成）を新設した。
環境活動をより発展させ団体がステップアップするため	・ 一般助成（ひろげる助成と名称変更）を連続 6 年受けた団体は、その後 2 年間は地球環境基金の助成を要望できないこととした。
先進的な環境活動や複数の団体による連携協働を進めるため	・ フロントランナー助成（先進的な環境保全活動を重点的に支援するメニュー）は、常勤 2 名の条件を撤廃。ただし活動終了後 2 年間は地球環境基金の助成を要望できないこととした。

	・プラットフォーム助成（日本の環境NGO・NPOが横断的に連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指すメニュー）は、対象の活動を国際会議だけでなく、特定の環境課題解決に関する活動へと拡大した。
特定の環境課題解決のため	・「復興支援助成」は、特定非常災害に指定された熊本地震の復興に資する活動も対象に追加した。



#### ④ 平成 29 年度助成活動の採択

- ア. 平成 29 年度の助成について助成専門委員会（10 月 24 日）において国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む平成 29 年度助成金募集案内を決定した。（資料編 P41\_地球 3 平成 29 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）
- イ. 平成 29 年度の助成について、助成専門委員会（3 月 9 日）において採択案を決定し、運営委員会（3 月 28 日）での審議を経て、3 月 31 日付け、225 件の活動を内定した。

#### (2) 助成先固定化の回避

- ① 平成 28 年度の助成金採択に当たり、地球環境基金運営委員会（平成 28 年 3 月 30 日）の審議を経て、223 件の助成案件を内定（平成 28 年 3 月 31 日）、交付決定（6 月 10 日）し、機構ホームページに公表した。なお、3 年を超える継続採択案件はなかった。
- また、環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に 59 件の助成（全助成件数 220 件の 26.8%（新規活動件数 80 件のうち 59 件、73.7%））を行い、全助成件数の 2 割以上となった。
- ② 団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会において、地球環境基金の助成を受けた団体の助成回数を調査したところ、平成 5 年度から平成 27 年度にのべ 4,419 件の助成を行ってきた中、11 回以上受けている団体数は 57 団体であった。

こうした状況から、助成方針検討委員会の提言を踏まえ、10月24日の助成専門委員会において、ひろげる助成（旧一般助成）を平成29年度から連続して6年間受けた団体は、その後2年間は基金の助成金に要望できないこととし、資金調達や活動戦略など次の展開を考え、団体を自立させる契機とすることとし、募集案内に反映した。

### ③ 助成事業の周知広報

#### ア. 助成団体合同説明会の開催

地球環境基金が呼びかけ結成したNGO・NPO支援団体連絡会（後述）が契機となって、10の助成団体との合同説明会を、セブン-イレブン記念財団と機構との共催で9月10日（東京）に開催し、約130名の環境NGO・NPO関係者が来場した。

#### イ. 平成29年度助成金説明会の開催

地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境NGO・NPOの数が多  
い地域、要望件数の少ない地域を中心に各地で助成金説明会を開催した。

#### <助成金説明会実施状況>

開催方法	開催場所及び開催日
地球環境基金主催 9箇所 （地方EPO等と連携）	北見（12/1）、仙台（11/1）、東京（11/29）、甲府（12/7）、長野（11/30）、草津（12/6）、岡山（12/6）、高知（11/30、四国地方は、四県サテライト中継を実施）、熊本（12/9）
他のNGO・NPO支援団体との共同実施 4箇所	東京（9/10）、京都（9/24）、札幌（10/23）、鹿児島（11/19）



（助成団体合同説明会）



（助成金説明会（滋賀県草津市））

#### ウ. 各種媒体による周知広報

平成29年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、全国の環境NGO・NPOにメール案内を送信した（約2,000件）。また、11月に募集案内を約4,300部作成し、約1,870箇所へ送付した。

このほか、Twitterや機構ホームページを活用し、団体の活動の紹介を行った。

- ・直近3年間に助成を受けた団体 597箇所
- ・地方EPO、全国の環境カウンセラー協会、国際交流協会、  
温暖化防止センター、全国の社会福祉協議会等 323箇所
- ・報道機関（新聞社（全国紙・地方紙）、地方放送局） 501箇所
- ・行政機関、学校等 452箇所

また、大手検索サイトYahoo! JAPANとGoogleでウェブ上での広告展開（ディスプレイ広告、リスティング広告）を平成28年12月15日から平成29年1月16日の期間に実施した。



（Yahoo! JAPANディスプレイ広告）

（リーフレット）

### （3）処理期間の短縮

助成金の支払申請に係る事務（年5回）については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、平均処理日数を計画どおり4週間以内で実施した。

<平成28年度支払申請に係る事務処理日数>

	目標	平成28年度
平均日数	4週間（28日）	23.7日

### （4）第三者機関による評価を踏まえた対応

#### ① 評価制度の本格的実施

平成26年度から再編した新たな評価要領に基づき、対象となるすべての団体を評価した。これにより、評価対象となる182団体の評価を実施し、平成28年度に評価制度の本格的実施へと完全に移行した。

（資料編P43\_地球4 新評価システムの移行スケジュール及び試行的実施について）

#### ア. 事前目標共有

事前目標共有は、活動1年目の71件を対象に行っている。内定から内定団体説明会の2週間程度の短期間に、評価専門委員が、地球環境基金から送付した新規活動の要望書の目標設定について確認を行い、コメントシートに評価を記載するものとなっている。評価専門委員から返信されたコメントは、4月の助成団体との内定団体説明会において機構職員から助成団体にフィードバックを行い、事前目標共有の合意形成を図った。最



#### ウ. 事後評価（書面評価）

平成 27 年度に活動 3 年目を終了した 46 団体を対象に、事後評価（書面評価）として評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して団体から提出された書面を元に評価を行った。

#### エ. 事後評価（実地評価）

平成 27 年度に活動 3 年目を終了し、ウ. 事後評価（書面評価）を行った 46 団体の中から書面評価の得点の上位、中位、下位から 6 団体を抽出し、評価専門委員が、平成 28 年 10 月～11 月の間に活動現場や団体事務所を訪問し、ヒアリング調査を 5 団体に対し行った。ヒアリングでは、評価専門委員が活動の課題や問題点、今後の活動の発展のために必要な事柄を聴取し、必要に応じて、改善のためのアドバイスをを行った。なお、抽出した 1 団体については、海外情勢により現地調査を実施しなかった。

（資料編 P44\_地球 5 平成 27 年度事後評価実施結果、平成 28 年度事後評価実施結果）

#### オ. 継続評価

平成 26 年度から始まったフロントランナー助成は、他の助成メニューと異なり、日本国内において新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動に対して支援しており、3 年目に行う第三者評価（評価専門委員による評価）の結果によっては、最大 5 年間までの助成が可能となっている。平成 28 年度は、本助成がスタートして初めて 3 年目にあたり、評価項目や評価シートなど新たに作成し、7 月の評価専門委員会において手法を決定した。10 月には、本助成 3 年目を迎える 2 団体に対して、評価専門委員が助成団体を直接訪問し、活動の目標の達成度及び実施の効率性をヒアリング調査し、助成活動の効果、自立発展性を評価し、その結果をすぐに助成団体へフィードバックした。本結果は、平成 29 年 3 月開催の助成専門委員会に対して提出した。

#### <実地評価>



徳島県徳島市  
（徳島県の自然保護・保全・復元）



秋田県由利本荘市  
（菜の花畑を活用した総合環境教育）

<継続評価>



東京都内



岐阜県郡上市

(サステイナブル・ツーリズム国際認証制度の日本導入・普及) (鳥獣被害対策における中間支援組織の育成・提言・ネットワーク化)

カ. 助成終了後のフォローアップ調査

平成 24 年度から 26 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況について、平成 28 年 6 月にフォローアップ調査を実施した。

調査対象 43 団体のうち 40 団体から回答を得た調査結果は、以下のとおりであり、助成終了後も活動を継続している団体が 8 割を超えている。

また、他団体等とのネットワークが構築されるなど助成活動の波及効果があったことが窺える。

	回答項目	件数	対象団体数に対する率
1)	活動が現在も継続している (うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施)	33 (23)	82.5% (69.7%)
2)	他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった	19	57.6%
3)	他団体等とのネットワークが構築された	20	60.6%
4)	活動の参加者が増えた。パンフレット等配布物の配布数が増えた	16	48.5%

※対象団体数：設問 1) 40 件、設問 2)～4) 設問 1)について「継続している」と回答した 33 件 (複数回答可)

(資料編 P46\_地球 6 助成事業に関するフォローアップ調査について (平成 28 年度))

② 評価専門委員会の開催

平成 28 年 7 月 21 日に第 1 回評価専門委員会を開催し、助成専門委員会への提言、中間コンサルテーション、実地評価の評価対象活動の選定等について審議した。また、4 月の助成団体との内定団体説明会において合意形成を図った事前目標共有の結果について報告した。

平成 29 年 2 月に第 2 回評価専門委員会を開催し、評価要領の改正、中間コンサルテーション及び実地評価の振り返り等を行った。

### ③ 平成 27 年度事後（終了年次）評価の公表

平成 26 年度に一般助成 3 年目を終えた 46 活動のうち、試行的に 14 活動を対象に、事後評価（書面評価）を行ったところ、136 点満点中、平均点は 78 点であった。（①計画の妥当性、②目標の達成度、③実施の効率性、④助成活動の効果、⑤自立発展性の視点から、17 項目各最高 8 点で算出）

これら 14 活動の中から得点の上位、中位、下位からそれぞれ 2 件、計 6 件を抽出し、平成 27 年度に評価専門委員による事後（終了年次）評価を実施したところ、A 評価 1 件、C 評価 1 件、D 評価 3 件、E 評価 1 件であった。（A から E の 5 段階）

この結果を平成 28 年度第 1 回評価専門委員会（平成 28 年 7 月 21 日）で取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともに結果概要を機構ホームページで公表（平成 28 年 9 月）した。

評価が低いコメントとしては、「新たな人材の育成不足、会員数が横ばいであることから自立発展性が感じられない」「協力者の拡大、事業の広がりに不可欠な関係者、専門家の巻き込み等が確認できない」「上位目標、アウトカム、アウトプットの設定があいまい」といったものがあつた。

他方、評価が高いコメントとしては、「助成期間中に NPO 法人化したことから、問題意識を掲げた市民団体が、より視野を広げ進化したといえる」「多様なアクターが集まり、活動について議論をする場を設定したことに対して一定の評価をしたい」「海外での活動において、団体の担当者とカウンターパートである県関係者間の緊密な協力体制、信頼関係が大きな役割を果たしている。加えて関連部局全体の支援、受け入れ中学校の協力、他部局、地元住民の参画などがあいまって、かなり理想的な事業の展開と発展が図られており、助成事業終了後も既存組織を活かして継続される仕組みを構築中であり、自立的な発展が期待される。」といったものがあつた。

評価結果を踏まえ、より効果的に要望の採択が行われるよう評価専門委員から助成専門委員会に対する提言がなされ、本内容を平成 29 年度助成金募集要領及び審査方針へ反映した。

### (5) 利用者の利便性向上を図る措置

① 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 26 日（平均処理期間 30 日以内）で実施した。

#### ② 一部概算払の実施

活動 2 年目、3 年目の団体のうち、ア「前年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、結果 33 団体（2,500 万円）に対して、助成金 50% を上限に概算払いを実施した。

#### ③ 助成金支払申請等の利便性向上

ア. 助成金支払申請書の利便性を向上させるために構築した Excel マクロファイルについて、4 月の内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成 28 年度版を公表した（平均利用率 84.1%）。また、助成金支払い事

務の双方の軽減を目指し、更なる利用率の向上のため、助成団体との個別打ち合わせ等の機会に積極的に利用を促している。

イ. 助成金支払早期化のため、支払申請の約3週間前に助成団体宛一斉メールを各支払い毎（年間5回）送信し、申請勧奨を行っている。

ウ. 平成29年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請Excelマクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。

#### ④ 他の主体との連携・協働の促進

ア. 環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため「地球環境基金活動報告会」を12月10日に開催した。

<活動報告会の主なプログラム>

- ・活動3年目を迎える50団体による活動報告会
- ・若手プロジェクトリーダー成果発表会
- ・海外派遣研修成果報告会
- ・助成金個別相談会
- ・全体交流会

<活動報告会>



(活動発表)



(交流会)



(若手プロジェクトリーダー発表会)



(プロボノ入門ワークショップ)

#### イ. 地域の環境保全活動との連携促進

地域における環境保全活動の連携促進を図るため、環境省地方環境パートナーシップオフィス（地方EPO）と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて地方EPOと意見交換を実施した（平成28年8月）。

また、11月から12月にかけて、地方EPOと協力し、助成金説明会を実施した。

#### ウ. 多様なステークホルダーとの連携

今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには、環境NGO・NPOの力だけでは難しい。このため、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携することにより環境問題の解決策を模索することが重要である。こうしたことから、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、新たに以下のような多様なステークホルダーとの連携を図った

#### (ア) 助成事業の質向上のためのネットワーク形成

##### ○NGO・NPO支援団体連絡会の開催

平成26年度に地球環境基金が、環境保全活動に助成を行う企業等10団体に呼びかけ、「NGO・NPO支援団体連絡会」を結成し、現在は12団体から構成されている。

平成28年度は8月に第4回目の連絡会を開催（参加6団体）し、NGO・NPOの地域における協働についての取組み事例や、各企業等での活動に関する評価軸等について意見交換を行った。

- ・（一社）環境パートナーシップ会議
- ・（一財）セブン-イレブン記念財団
- ・（公財）日本財団
- ・三井物産環境基金
- ・（公財）助成財団センター
- ・（公財）トヨタ財団
- ・経団連自然保護協議会
- ・（公財）損保ジャパン日本興亜環境財団
- ・パナソニックNPOサポートファンド
- ・（独）国際協力機構
- ・（特非）日本NPOセンター
- ・（独）環境再生保全機構

##### ○助成実務者ネットワーク（GPON）での勉強会

トヨタ財団の呼びかけにより、企業財団等の助成実務者のスキルアップと課題共有を図る目的で、勉強会を12月、3月に実施した。

- ・（公財）トヨタ財団
- ・（特非）市民社会創造ファンド
- ・（社福）中央共同募金会
- ・（公財）ベネッセこども基金
- ・（独）環境再生保全機構
- ・（公財）日本財団
- ・ヤフー株式会社（Yahoo!基金）
- ・日本郵便株式会社
- ・（公財）助成財団センター

(イ) 国際協力分野における情報共有のための連携

○ J I C A 東京との意見交換会

国際協力団体の共通の課題や問題意識を意見交換することを目的に国際 N G O ・ N P O へ草の根支援を行っている J I C A 東京と意見交換会を 8 月に開催し、国際的に活躍する団体の国内（主に地方）における事業について意見交換を行った。

○ J I C A、J I C S、外務省との意見交換会

国際協力に関する情報共有や問題意識の共有を目的に、J I C A、J I C S（（一財）日本国際協力システム）および外務省と互いの制度運営や課題について、9 月に意見交換を行った。

(ウ) 企業社会貢献事業との連携創出のための研究会への参画

- ・ 企業の社会貢献活動の担当者の問題意識や N P O への連携促進のための情報提供を図るため、（一社）経営倫理実践研究センターの社会貢献活動研修会に毎月参画し、企業 C S R 担当者との意見交換を行った。
- ・ 同研究会に助成先 N P O を同行させ、1 団体に研究会におけるの発表、4 団体に企業 C S R 担当者と意見交換を行う機会を設けた。

○ 発表           メタセコイアの森の仲間たち

○ 意見交換       A C E、地域再生機構、トチギ環境未来基地、  
メタセコイアの森の仲間たち

## 2. 振興事業に係る事項

### ■中期目標

#### (1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

#### (2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

### ■中期計画

#### (1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

#### (2) 研修事業の効果的な実施

実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

### ■平成 28 年度計画

#### (1) 調査事業、研修事業の重点化

将来の環境保全活動を担う若手人材の育成及び若手人材間のネットワークの構築等に資するため、より効果の高い若手プロジェクトリーダー研修への重点化（年3コース、3回）を図る。

また、次世代を担うユース世代の環境保全活動の発表の場の提供、活動の表彰等を行うことにより、環境保全活動に取り組む裾野の拡大及びユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年1回以上実施する。

調査事業については、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。

#### (2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるように努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 4 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生との交 流事業の実 施回数	—	—	—	1回	2回		
若手プロジ ェクトリー ダー研修実 施回数	各コース年 3回	—	1コース3 回	2コース6 回	3コース9 回		
受講者アン ケート満足 度	「有意義で あった」と の評価を有 効回答者の うち80%以 上から得る	80%	89.0%	98.5%	97.7%		
達成度	—	—	111%	123%	122%		

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

振興事業は、環境NGO・NPO活動の組織機能の強化を図るため、人材育成、研修、情報提供、調査研究を実施している。特に、環境活動を行う人材の高齢化を踏まえ、将来の環境活動へ参加する人材の創出、理解の促進を図るため、ユース世代への取組を強化している。

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

#### ●学生との交流事業実施回数

平成27年度より広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で主に高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を開始した。平成28年度は、対象として高校生に加え、全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2016)に共催として新たに参画することで、大学生への支援も行うこととなり、ユース世代全体への支援を拡大(2回実施)することができた。(主要な業務実績(1)②参照)

#### ●若手プロジェクトリーダー研修実施回数

今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、7月、10月、1月にフィールド実習を含む3コース計9回実施した(1期2期3期合計33名)。平成26年度に採択された研修生は3年のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会において発表した。(主要な業務実績(2)参照)

#### ●受講者アンケート満足度

研修事業では、環境NGO・NPOのキャパシティビルディングを図るため、プロジェクトマネジメント、資金調達、広報戦略、ネットワーク構築等の研修を行い、受講者アンケートの有効回答者のうち97.7%の者から「有意義であった」の評価を得ることができた。(主要な業務実績(2)参照)

### ■課題と対応

—

### ■主要な業務実績(調査事業、研修事業の重点化)

#### (1)調査事業・研修事業の重点化

##### ① 環境NGO・NPO総覧オンラインデータベースの修正

平成27年度に実施した環境NGO・NPO活動状況調査により収集したデータを環境NGO・NPO総覧オンラインデータベースに登録した。

##### ② 全国ユース環境活動ネットワーク促進事業

全国ユース環境ネットワーク促進事業は、平成27年度の高校生だけを対象とした事業に加え、平成28年度には大学生の環境活動への支援を行うことで、ユース世代全体への支援に拡大した。



#### ア. 第2回全国ユース環境活動発表大会の開催

- ・ 第2回全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、情報誌「全国ユース環境ネットワーク」において応募を募り、応募のあった96高校からEPOの協力のもと全国8地区で地区審査を行い、全

国大会に進出した 16 校が、平成 29 年 2 月 5 日（日）に国連大学ウ・タント国際会議場（東京）において発表を行った。結果は以下のとおりである。

<第 2 回全国ユース環境活動発表大会>



（集合写真）



（環境大臣賞（長崎県立諫早農業高校））

○第 2 回全国ユース環境活動発表大会

開催日：平成 29 年 2 月 5 日（日）

場所：国連大学ウ・タント国際会議場

主催：全国ユース環境活動発表大会実行委員会

（環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所）

協賛：キリン株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、三井住友海上火災保険株式会社

賞	高校名	活動名
環境大臣賞	長崎県立諫早農業高等学校	農業廃棄物の有効利用法 かぼちゃのゼロ・エミッションへの挑戦
環境再生保全機構 理事長賞	慶應義塾湘南藤沢高等部	未来の環境は私たちの手に
国連大学サステナビリティ高等研究所所長賞	兵庫県立御影高等学校	六甲山のキノコにはどんな多様性があるのか～地域連携から伝える生物多様性～
高校生選考賞	群馬県立利根実業高等学校	赤城山北西麓におけるイノシシの生態・行動調査と侵入防護柵の製作
先生選考賞	北海道帯広農業高等学校	十勝川中流部における湿地再生と生物多様性の回復

#### イ. 北海道環境体験プログラムの実施（第1回大会理事長賞副賞）

- ・ 第1回全国ユース環境活動発表大会にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した京都市立伏見工業高等学校への副賞として、2泊3日の国内環境体験プログラムを実施した。北海道の自然や文化を活かした農家や畜産酪農家の人たちと交流する機会を提供し、参加した生徒の価値観の変化や日常生活に活かすアクションを醸成した。

#### <北海道環境体験プログラムの様子>



（カヤック体験）



（廃品を利用した水車の製作）

#### ウ. 協賛企業の協力によるユース環境研修・高校生環境研修

全国ユース環境ネットワークの事業として、地球環境基金のコーディネートにより、全国ユース環境活動発表大会の協賛企業等において、高校生、大学生の環境研修等を実施した。

- ・ キリン株式会社の協力により、神奈川県立鶴見高等学校生物部の学生が、キリン横浜ビアビレッジの「自然の恵みを感じるツアー」を体験した。
- ・ S Gホールディングス株式会社の協力により、東京都立富士森高等学校アウトドア部、工学院大学付属高等学校生徒会・自然科学部の学生が、「佐川急便・高尾100年の森」の里山保全活動を体験した。

#### <高校生環境研修>



（キリン横浜ビアビレッジ）



（佐川急便・高尾100年の森）



(ジャパンテック (協栄産業グループ))



(WWF ジャパン)

- ・ 協栄産業株式会社の協力により、茨城県立水戸工業高等学校生徒会の学生が、協栄産業グループ、ジャパンテック株式会社においてペットボトルリサイクルについて学んだ。
- ・ WWF ジャパンの協力により特別研修を実施し、早稲田大学高等学院環境プロジェクトの高校生がワシントン条約締結国会議について学んだ。また、千葉大学環境ISO学生委員会の大学生が、WWF ジャパンを訪問し、パリ協定と気候変動対策について学んだ。

#### エ. 高校生環境座談会の実施

地球環境基金のコーディネートにより、法政大学女子高校、茨城県立竹園高等学校、宮城県農業高等学校の高校生による高校生環境座談会を開催し、2050年に向かって高校生ができることについて話し合った。

<高校生環境座談会>



(座談会集合写真)



(座談会の様子)

#### オ. 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2016)の共催

- ・ 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2016)に共催及び審査員として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。
- ・ 平成28年12月23日(金)24日(土)にe c o c o n 2016が開催され、全国から25の大学が参加し、グループ審査、最終選考会を経て、国立あかるくらぶ(一橋大学)がグランプリを、ふるさと愛好会山班(徳島大学)が準グランプリを獲得した。
- ・ 地球環境基金のコーディネートにより、ヤフー株式会社に訪問し、グランプリの国立あかるくらぶ(一橋大学)の大学生が、活動で作成したゴミ拾いアプリについてヤフー社員と意見交換を行った。

<全国大学生環境活動コンテスト>



(e c o c o n (12月) 集合写真)



(ユース大会 (2月) 表彰式 (一橋大学))

	団体名	活動内容
グランプリ	国立あかるくらぶ (一橋大学)	スマートフォンアプリを用いたゴミ拾い活動
準グランプリ	ふるさと愛好会山班 (徳島大学)	過疎地域における地域づくりイベント開催及び自然保護活動



(ヤフー訪問集合写真)



(社員との意見交換)

③ 研修事業

- ・平成26年度より助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた「若手プロジェクトリーダー育成支援」を開始し、平成26年度採択の1期生(12名)、平成27年度採択の2期生(9名)、平成28年度採択の3期生(12名)を対象に、7月、10月及び1月に、1泊2日の合宿形式で若手プロジェクトリーダー研修を直轄事業として実施した。1期生については、10月上旬に千葉県いすみ市においてフィールド実習を行った。
- ・地域の環境NGO・NPO活動を推進するため、スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修を9月から平成29年1月までの予定で、全国5ブロック10会場において実施した。
- ・8月下旬から9月上旬にかけて、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、マレーシアにおいて、20日間の海外派遣研修を実施した。

- ・各研修におけるアンケートについては、研修生の理解度や研修の活用度などを把握できるよう、連続研修の開始時、終了時、終了3ヵ月後に行っている。特に、委託による研修においては、研修の専門家にアドバイザーを委嘱し、アドバイザーが研修現場をチェックし研修運営団体に指導をすることで、研修プログラムの改善に取り組んでいる。チェックは、事前準備や受講者への配慮などにも及び、改善事項を研修運営団体との実務者ミーティングにおいて共有することで、全国各地で行っている研修の質の改善を図っている。よりよい研修を行うため、研修前の確認、研修直後のアンケート確認、研修後のミーティングにより丁寧に振り返り改善を図ることで、受講者アンケートにおいて97.7%と高い評価が得られた。

(資料編 P57\_地球7 平成28年度研修・講座実施状況)

(資料編 P59\_地球8 平成28年度研修・講座のアンケート結果)

#### <平成28年度実施の概要>

研修名	概要
若手プロジェクトリーダー研修	今後の環境保全活動を担う環境NGO・NPOの若手人材育成を目的とした3年間育成プログラムを実施。
スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修	NGO・NPOの組織運営における課題解決のため、知識技術の向上を目的としたスタッフ向け研修を全国5ブロック10会場で実施。 北海道・東北（旭川、札幌）「顧客管理」 関東・甲越（東京、神奈川）「自主財源の拡充、事業開発、プロジェクトマネジメント」 中部・北陸（愛知、富山）「自主財源の拡充、事業開発、プロジェクトマネジメント」 近畿（大阪、京都）「資金調達、広報戦略、ネットワーク構築」 中国・四国・九州（岡山、佐賀）「自主財源の拡充、事業開発、プロジェクトマネジメント」
海外派遣研修	マレーシアにおいて20日間の現地研修を実施。20代の男女10名がマレーシアの政府機関や、学校、現地NGOを訪問し、現地の自然環境保護への取組みの実態を学ぶとともに、現地NGO活動を体験した。

#### <若手プロジェクトリーダー研修>

若手プロジェクトリーダー研修では、活動の戦略づくり、マーケティング、ファンドレイジング（資金調達）、広報・PR、合意形成、ステークホルダーとの協働など、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPOからの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行った。

#### ●3年目（第1期生）プログラム

<7月> ステークホルダーとの協働・相互理解の促進	<10月> 1泊2日のフィールド実習	<1月> 3年間の振り返りと次年度の計画立案
<講義> ・相互利益をもたらす交渉の視点	<グループ別ヒアリング> 地域づくり、再生エネルギー事業、循環型酪農を実施している団体	<ワークショップ> ・若手プロジェクトリーダーとして活動をした3年間について、当初の目標や計

<ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉による社会的合意形成</li> <li>・トランジション・マネジメント</li> <li>・場づくり・意見の違いを体験するワークショップ</li> </ul>	<p>を、3グループに分かれて訪問。「地域住民を巻き込み、地域で活動すること」についてヒアリング。</p>	<p>画と比較して、実際の事業成果はどうであったか、また個人の成果と成長を振り返った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の強みや果たすべき役割等を認識した上で、次年度の計画を立案。</li> </ul>
---	---	---

若手プロジェクトリーダー研修では、研修生に対するアンケート結果によれば、次のような学び、気づき、意識の変化が現れたとの回答が得られている。

- 1年目のプログラム（活動の戦略づくり）
  - ・物事の筋道をたてて考えること、説明できることの重要さがわかりました。また、明確な数値目標をもって、目的を作ることが大切だとわかりました。
  - ・他の若手プロジェクトリーダーの方がそれぞれ悩みながら仕事しておられることを知って、勇気をもらえました。上司から言われたことをやるだけではなく、自分のやりたいこと、大切なことを実施できるよう、力をつけていく必要性を感じました。
  - ・それぞれやっている活動内容は違っていても、思いや悩みは同じだったりすることを知る事ができ、少し気持ちが楽になりました。今回実施したような事を組織の他の人と一緒にやってみたい。
- 2年目のプログラム（ファンドレイジング）
  - ・資金に関する悩みは団体の根幹に関することであるため、ここについて深く考えることは、結局、団体全体について考えることなのだと感じた。
  - ・団体がもう一度、自身のことを考えなければいけないフェーズに入っていることや、NPOとしての動き方、役割、責任を改めて学べました。
  - ・今までは自身の妄想で終わっていたことを、どのように内部で、外部へ、展開していったらいいのだろうかという道筋が見えてきました。他の若手プロジェクトリーダーの取り組み、客観的な意見もとても参考になりました。まずは、団体の中での共有が足りないと感じたので、そこをどう訴えていくかを整理し、団体や事業の進む道をしっかりとさせたいと思います。研修で学んだことが、日々の業務に生きるように落とし込みたいです。
- 3年目のプログラム（3年間の振り返り・次年度の計画立案）
  - ・今回はワークや共有が多く、他の皆さんからのコメントなど大変参考になりました。別の分野の人とともに、勉強会やワークショップの企画をしてみたいと思います。新たなアイデアや見方を頂いて感謝しています。自分の活動の全体像を見直して、次のアクション・プラン・ビジョンを考えることができました。
  - ・3年間の取り組みを振り返り、次のプランを立てる段階で若手プロジェクトリーダーのみなさんからコメントをいただけたのは、とても嬉しかったです。
  - ・この研修で得られたつながりについてはとても貴重だと感じています。
  - ・以前の研修で学んだことが、時間が経ち今になってやっと自分の中で生きてきている気がします。



(1期生フィールド実習 (循環型酪農実施事例))



(2期生 資金調達のワークショップ)

若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムとしては、1期生12名が3年間の課程を修了した。



(若手プロジェクトリーダー1期生)



(1～3期生の交流ディスカッション)

(若手プロジェクトリーダー育成支援団体 (1期生))

- ・ APLA
- ・ 日本エコツーリズムセンター
- ・ FoE Japan
- ・ 河北潟湖沼研究所
- ・ Climate Action Network Japan
- ・ 山村塾
- ・ えひめグローバルネットワーク
- ・ A SEED JAPAN
- ・ nature center risen
- ・ 環境ネットやまがた
- ・ アジア太平洋資料センター
- ・ メタセコイアの森の仲間たち

1期生が所属する団体の責任者からは「通常の業務では目先の作業等に追われるなか、集合研修で学んだ計画づくりや情報発信の手法に役立った」「目的やターゲットを明確にして動くことの重要性などの意識付けができた」「同世代の切磋琢磨する仲間を見つけることにより自信がついた」といった評価を得た。

## <スタッフ向け環境NGO・NPO能力強化研修>



(北海道・東北ブロック (個別相談))



(東京ブロック (インタビュー演習))

## <海外派遣研修 (マレーシア) >



(現地小学生と一緒にコンポスト作り)



(サラワク州森林局にてプレゼンテーション)

### (2) 研修事業の効果的な実施

研修・講座の計画に当たっては、NPOの事業支援や専門研修を行っている専門家を振興事業アドバイザーとして選任した。また、研修評価に当たって、事前、事後、フォローアップと研修効果を把握するため、アンケート項目の統一を図り、環境NGO・NPOスタッフ向け能力強化研修において同アンケートを用いた評価を実施した。

また、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 97.7%の者から「有意義であった」との評価を得た。

平成 29 年 2 月に研修運営団体との実務者会合を実施し、振興事業アドバイザーから研修評価のフィードバックを行うとともに、運営団体と研修の改善をテーマに意見交換を行った。



(実務者会合)



(研修の改善について意見交換)

研修の改善については、以下のような意見があった。

- 研修生へのフォローアップについて
  - ・ 研修受講後に、主体的に実践に移してもらう仕掛けとして、2週間に1回は研修生から事務局（研修業務請負団体）に、進捗状況等を連絡してもらうと良い。
  - ・ 近畿ブロックでは、「WEB活用（団体ホームページの作成等）」をテーマに研修を行ったが、研修受講後に研修生が実際に作成したホームページをWEB上に掲載したかどうか等、成果のフォローアップができていなかったため、次年度は受講後の成果のフォローアップを丁寧を実施したい。
- 広報について
  - ・ 広報の際に、研修対象者における具体的なターゲット設定ができていなかったため、集客に苦労した。次年度は、ターゲット設定を明確にして広報を行いたい。
  - ・ 地球環境基金の助成団体であれば、コミットメントの高さや団体のフェーズがわかるので、意図したマッチングができるのではないかな。
- その他
  - ・ 研修の運営に当たって協力をしていただいた中間支援組織等と研修の狙いや目指すべき到達度の共有が十分にできていなかった開催会場もあったため、次年度の研修開始に当たっては、協力団体との綿密な打ち合わせを行うことが必要だと感じた。

### 3. 地球環境基金の運用等について

#### ■中期目標

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

#### ■中期計画

地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

#### ■平成28年度計画

地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、新聞紙面や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。

具体的な広報活動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」について更なる広報に取り組むとともに、カードポイントによる寄付の拡充に努める。

一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むことにより、寄付の拡充に努める。

なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析したうえで、その増加に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第15条

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	新たな寄付の獲得	0社 0千円	1社 (10,000千円)	3社 (12,000千円)	6社 (14,500千円)		
ポイント寄付提携カード数	平成25年度の実績数	7カード	7カード	9カード	10カード		
募金システム数	平成25年度の実績数	1システム	3システム	3システム	3システム		
広報・募金活動分野数	平成25年度の実績数	5分野	5分野	5分野	5分野		
寄付件数 （計画値）	最終年度に 3,776件	—	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件
寄付件数 （実績値）		789件 （前中計 最終年度 の寄付件 数）	874件	899件	821件		
達成度	—	—	115.7%	119.0%	108.7%		
寄付額 （計画値）	最終年度に 237,621千円	—	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
寄付額 （実績 値）		17,316 千円 （前中計 最終年度 の寄付 額）	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円		
達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%		
基金の運 用額	年度計画予 算における 実績額	—	（計画額） 210百万円  （実績額） 212百万円	（計画額） 201百万円  （実績額） 210百万円	（計画額） 173百万円  （実績額） 174百万円		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

## ■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

### ● 広報・募金活動等

- ・地球環境基金に対する寄付が減少する中、大口寄付獲得に向けて創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画している業界団体から継続して寄付を受け入れることができた。
- ・東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への賛同を得るための活動を行い、1社から寄付を得ることができた。

- ・また、「全国ユース環境ネットワーク促進事業」（振興事業）の実施に当たっても、「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みを活用し、新たに2社からの寄付を含め、合計4社からの寄付を受け入れることができた。
- ・カードポイントからの寄付については、新たに提携カードを拡充することができた（9カードから10カード）。
- ・その他、事業活動に対する理解促進のため、広範な広報・募金活動に努めた結果、昨年度を上回る寄付金額を受け入れることができた（21,036千円、対前年度比112.4%増）。また、寄付件数については、昨年度を下回ったものの、第2期中期目標期間最終年度の件数（789件）は上回るとともに、同期間中の件数（3,776件（年平均755.2件））を上回るペースを維持している。

#### ● 基金の運用

市場金利が著しく低下する中、基金の安全な運用に努めるとともに、市場の状況も考慮して債券を購入、結果として計画額を上回る利息収入を得ることができた。

#### ■課題と対応

地球環境基金への大口寄付が減少している中、「地球環境基金企業協働プロジェクト」に対する企業の参画を得るため、地球環境基金事業の紹介とともに、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画を得るための周知を継続する。

#### ■主要な業務実績

##### 【地球環境基金を取り巻く状況】

- ・地球環境基金への大口寄付（年間100万円以上）は、平成18年度の8社をピークに減少しており、第三期中期計画期間（平成26～30年度）の初年度である平成26年度には、継続して寄付をいただいている企業1社のみとなった。平成27年度は当該企業からの大口寄付もなくなり、新たな企業1社から大口寄付を得たのみで、平成28年度は0社となった。
- ・大口寄付が減少している主な要因として、以下の点が考えられる。
  - ① 特に東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直し（地元への支援への重点化など）が行われたこと
  - ② 今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること
  - ③ 地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、企業の貢献度が見えにくいこと
  - ④ 今日の低金利状況下において、運用益を見込めない基金へ新たに組み入れることについて、企業等の理解が得られないこと

## 【業務実績】

大口寄付獲得に向け創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」、個人・企業等から継続的な寄付獲得に向け創設した「地球環境基金サポーター」について積極的に周知活動を行った。また今年度は、多くの中小企業を会員に持つ商工会議所と連携を図り、「地球環境基金企業協働プロジェクト」への参加について、商工会議所から各企業に協力の呼びかけを行った。

### (1) 「地球環境基金企業協働プロジェクト」の直接の周知等

#### ① 業界団体等への報告・説明等

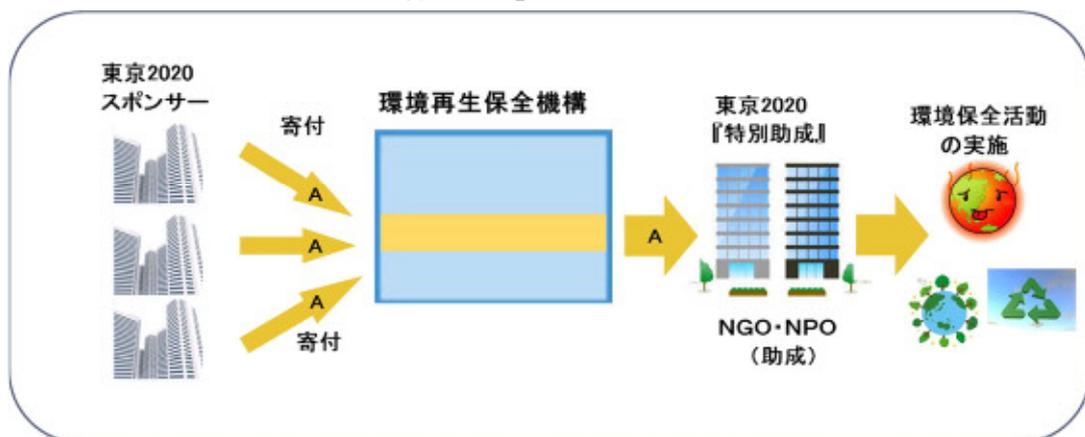
「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画し、環境NGO・NPOの環境保全活動に支援をいただいている業界団体に対し成果及び効果の報告を行い、寄付は今年度も継続して受け入れることができた。

また「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みで獲得した寄付も活用し実施している「全国ユース環境ネットワーク促進事業」(振興事業)では、引き続き寄付を得るため企業に対し活動成果を報告するとともに、同事業への寄付を得るため新たな企業に対し事業説明を行った。結果、企業2社から継続して寄付を得ることができたうえ、新たに2社から寄付を得ることができた。

#### ② 「特別助成」の周知

「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みを活用した東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」を創設し、同助成への賛同(寄付)を得るため役員が中心となり、職員とともに参加の働きかけを20社以上の企業の上層部に対して直接行った。結果、1社より寄付を得ることができた。

#### <「特別助成」のスキーム>



### (2) 広報・募金活動等

地球環境基金事業の理解の促進、広報の拡充及び寄付獲得の増大を目的とした「広報・募金活動計画」を策定し、計画に沿って次の取組を実施した。

#### ① 新聞・雑誌等による広報

新聞・雑誌等を活用し、地球環境基金事業の紹介及び助成要望件数増加に向け助成金要望

案内及び寄付獲得に向けた「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」等の周知を積極的に行った。

新聞・雑誌等名	掲載月	主な掲載内容
東京新聞	平成 28 年 5 月	・地球環境基金事業の紹介
月間石垣（商工会議所月刊誌）	平成 28 年 6 月	・地球環境基金企業協働プロジェクト及び地球環境基金事業の紹介
西日本新聞北九州版	平成 28 年 6 月	・地球環境基金サポーターの募集
エルダリープレス	平成 28 年 8 月	・地球環境基金サポーターの募集
環境新聞	平成 28 年 10 月	・地球環境基金事業の紹介 ・地球環境基金企業協働プロジェクト、特別助成の周知
西日本新聞北九州版	平成 28 年 10 月	・地球環境基金企業協働プロジェクトの募集
生活情報誌「ぱど」	平成 28 年 11 月	・本 d e 寄付の募集（大掃除キャンペーン）
朝日新聞	平成 28 年 11 月	・地球環境基金助成金の案内（助成金募集） ・地球環境基金企業協働プロジェクトの募集 ・地球環境基金サポーターの募集 ・地球環境基金事業の紹介
日経エコロジー別冊エコプロガイド 2017	平成 28 年 12 月	・地球環境基金企業協働プロジェクトの募集 ・地球環境基金サポーターの募集 ・助成金活動報告会の周知
エコプロの歩き方（会場図面等掲載チラシ）	平成 28 年 12 月	・地球環境基金ブースの紹介 ・助成金活動報告会の周知
東京新聞	平成 28 年 12 月	・地球環境基金助成金の案内（助成金募集） ・地球環境基金企業協働プロジェクトの募集 ・地球環境基金サポーターの募集 ・地球環境基金事業の紹介
日経MJ	平成 29 年 1 月	・地球環境基金サポーターの募集

東京新聞 もぎたて便	平成 29 年 1 月	・助成金募集の締切告知
生活情報誌「ぱど」	平成 29 年 2 月	・本 d e 寄付の周知（引越しキャンペーン）
東京新聞 もぎたて便	平成 29 年 3 月	・地球環境基金サポーターの募集

地球環境基金とは

【地球環境基金】は国民の理解からご寄付と国からの賛成金を受け、1999年に創設され、その運営自主財団からの運営費交付金により、民間団体(NGO・NPO)が行う環境改善活動への資金支援(助成事業)と、その活動のための基礎整備にかかる調査研究・情報提供・研修(教員派遣)を行っています。

助成メニュー

地球環境基金助成金には、様々な助成メニューがあります。団体の活動に合ったものを選択してください。詳細は下記ホームページをご覧ください。

◎はしめる助成 ◎奨励助成  
 ◎つづける助成 ◎協賛助成  
 ◎ひびける助成 ◎協賛助成  
 ◎フロンティア助成 ◎LOVE BLUE助成  
 ◎プラットフォーム助成 ◎環境活動とSDG連携推進助成  
 ◎展開支援助成 ◎環境活動

主な助成分野

地球環境基金助成金	環境保全活動	地球環境教育	環境教育
地球環境基金助成金	環境保全活動	地球環境教育	環境教育

助成金の疑問を解決!!  
平成29年度助成金説明会開催!

助成メニュー	1人1万円	1人2万円	1人3万円	1人4万円	1人5万円	1人10万円	1人20万円	1人30万円	1人50万円	1人100万円
環境保全活動	100	200	300	400	500	1000	2000	3000	5000	10000
環境教育	100	200	300	400	500	1000	2000	3000	5000	10000

地球環境基金の情報は <https://www.ecfa.go.jp/faq/>

お問い合わせ [TEL] 044-520-9606 [FAX] 044-520-2192

(朝日新聞)



環境NGO・NPOへの支援、一緒に始めてみませんか?

寄付者の寄付が聞こえる「地球環境基金企業協賛プロジェクト」の募集

地球環境基金サポーターの募集

(エコプロガイド 2017)

② イベント等への出席

環境意識が比較的高い市民が集まる環境イベントでのブース出展や、寄付意識が比較的高い年代の女性が集まるフォーラムにおいてブース出展し、地球環境基金事業の広報及び募金活動を行うとともに、来場者に対してパンフレット等を直接手交等することで周知を図った。特に環境イベントでのブース出展では、地球環境基金事業をポスターやパネルを用いて紹介するほか、助成団体をブースに招き、助成活動を来場者に対して実際に紹介（地球環境基

金事業の見える化) することで事業への理解を図った。

イベント名称	平成 28 年度開催日	場所	来場者数 (主催者発表数)
地球環境イベント・かながわエコ10フェスタ	5月28日(土) ~29日(日)	象の鼻公園	140,000人
エコライフ・フェア2016	6月4日(土) ~5日(日)	代々木公園	30,038人
環境デーなごや	9月17日(土)	久屋大通公園	150,000人
ロハスフェスタ万博2016autumn	10月29日(土) ~30日(日)	大阪万博記念公園	47,000人
WOMAN EXPO TOKYO 2016 Winter	12月3日(土)	東京ミッドタウン ホール&カンファレンス	7,000人
エコプロダクツ2016	12月8日(木) ~10日(土)	東京ビックサイト	167,093人

<「地球環境基金サポーター」の説明及び手交>



(ロハスフェスタ万博2016autumn)



(エコプロダクツ2016)

<助成団体による活動紹介・ワークショップ>



(ロハスフェスタ万博 2016autumn)



(WOMAN EXPO TOKYO 2016 Winter)



(エコプロダクツ 2016)

③ 広報誌の発行

「地球環境基金便り」の発行（9月：40,000部、3月：39,000部）

- ・第41号 特集：『注目！ 高校生の環境保全活動』（9月）
  - ・第42号 特集：『女性が輝く社会に向けて—環境保全に取り組む女性にフォーカス—』
- 各号とも、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、高等学校、NPOセンター等約8,000箇所へ送付した。

④ その他の広報

ア. Twitterによる情報発信

助成団体の活動情報、イベント等の周知を繰り返して行うなど、地球環境基金事業の活動情報を発信した（ツイート44件、フォロワー161人）。フォロワーを通じて395,032人に情報が届いた。

イ. YouTubeによる地球環境基金事業等の広報

助成団体の環境保全活動や活動の成果等を映像としてYouTubeへの掲載を通じ、

地球環境基金事業に関する広報を行った。

ウ. 地球環境基金事業紹介パンフレットの発行（2月：1,700部）

環境保全活動について理解を深め、かつ、寄付での支援につなげるため、これまでの地球環境基金事業パンフレットと、助成団体の活動内容を取りまとめた冊子「ききんレポート」を統合して、新たに「地球環境基金事業紹介パンフレット」を制作し、ご支援いただいた寄付者及びイベント等で配布した。

エ. 地球環境基金オリジナル「しおり」の全国展開

地球環境基金事業を幅広く知ってもらい、かつ、環境保全活動への支援につなげる目的で作成した「しおり」を、新たに協力が得られた宮城県書店商業組合、大阪府書店商業組合、神奈川県書店商業組合、愛知県書店商業組合を通じ、各書店に設置した。

書店商業組合名	設置書店数
北海道書店商業組合	146店
宮城県書店商業組合	100店
東京都書店商業組合	152店
神奈川県書店商業組合	189店
愛知県書店商業組合	190店
京都府書店商業組合	23店
大阪府書店商業組合	251店
熊本県書店商業組合	66店



（表）



（裏）

オ. 商工会議所との協働による周知

多くの中小企業を会員に持つ商工会議所と連携を図り、「地球環境基金企業協働プロジェクト」への参加について、商工会議所から各企業に協力の呼びかけを始めた。

カ. 商工会議所月刊誌等への掲載による周知

商工会議所が発行する月刊誌に「地球環境基金企業協働プロジェクト」に関する記事を掲載し会員企業等に周知を行うとともに、商工会議所ホームページのトップ上に「地球環境基金企業協働プロジェクト」のバナーを掲載し周知を行った。

⑤ 募金関係

ア. カードポイントによる寄付の拡充

カードポイントからの寄付については、各社と協議した結果、新たに提携カードを増やすことができた（9カードから10カード）。

イ. 既存寄付者への対応

- ・寄付者に謝意を表すため、領収書の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた。
- ・継続寄付者、一定額以上の寄付者への事業の実施状況の説明及び寄付に対する感謝の意を示すため、寄付者 16 名（個人 2、企業 13、団体 1）に対し感謝状を贈呈した。

ウ. その他の活動

- ・寄付を募る広告を掲載した郵便局用の「封筒」を製作し、全国の郵便局の中で募金実績の高い地域の郵便局（神奈川県 49 局）及び来局者の一番多い新宿郵便局の計 50 局の郵便局において、郵便局の窓口担当者から来局者に対して手渡した。



（郵便局窓口配布用封筒）

- ・予防事業部の協力を得て、予防事業部が実施している事業（水泳記録会（東京地区、大阪地区）、アレルギー講習会（全 4 会場）など）の会場及び、総務部の協力を得て、川崎市とともに行っている「かわさき環境フォーラム」（12 月）、「川崎環境技術展」（2 月）において、地球環境基金事業や寄付による支援について、パンフレット等による周知を行った。

【寄付の実績】

（単位：件、千円）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数（件）	899	821
寄付額（千円）	18,712 (10,466)	21,036 (13,150)

※（ ）書きの数値は、「地球環境基金企業協働プロジェクト」により用途が特定されて受け入れた額で、寄付額の内数である。

各種の広報・募金活動に努めた結果、寄付額は前年度を上回ることができた（寄付額：21,036 千円（対前年度 112.4%増））。また、寄付件数については、前年度を下回ったものの、第二期中期目標期間中の件数（3,776 件（年平均 755.2 件））を上回るペースを維持している。

(2) 基金の運用

市場金利の著しい低下の影響を受けて前年度を下回る計画となる中、運用方針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場の状況を考慮した運用を図った結果、計画額を上回る利息収入を得ることができた。

(単位：百万円)

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収入	201	210	1.49	173	174	1.23

(資料編 P60\_地球 9 地球環境基金造成状況について)

(資料編 P121\_共通 10 運用方針について)

## ＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞

### ■中期目標

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

### ■中期計画

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

### ■平成28年度計画

環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請（軽減事業では四半期ごと及び振興事業では年1回）及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表（年5回）する。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第5条第1項、第6条第1項

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業 に係る助 成金支払 申請件数 に対する 処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$		
助成対象 事業の実 施状況等 の公表回 数	年5回 （四半期 +決算）	5回	5回	5回	5回		

### <その他の指標>

—

### <評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

## ■評定と根拠

### <自己評定>

B

### <根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請（3,485件）に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。
- 本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、年5回機構ホームページで公表した。

## ■課題と対応

- ・PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施する。

- ・本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。

## ■主要な業務実績

### (1) 軽減事業への助成金の交付

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のための助成(軽減事業)については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で平成28年5月13日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して助成金の交付を行った。

また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。

- ・第1・四半期分 交付対象処理件数 537件、1,036台処理、平成28年8月1日公表
- ・第2・四半期分 交付対象処理件数 1,101件、2,945台処理、平成28年11月1日公表
- ・第3・四半期分 交付対象処理件数 825件、1,740台処理、平成29年2月1日公表
- ・第4・四半期分 交付対象処理件数 1,022件、2,189台処理、平成29年5月1日公表

### (2) 振興事業への助成金の交付

PCB廃棄物処理に関する研究促進のための助成(振興事業)については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成28年7月21日に交付決定を行った。

事業実施後においては事業実績報告書を審査し、研究テーマ等の事業の採択状況を機構ホームページで公表した。

- ・平成28年度研究テーマ：「平成28年度超大型保管容器及びタンク等処理促進検討業務」  
(そのままの状態ではPCB処理施設での受入れが困難な超大型保管容器及びタンクからPCB油を抜き取るための技術的検討を行う業務)

(参考) 軽減事業及び振興事業の実施状況

(単位：件、台、千円)

区分	平成27年度			平成28年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,680 [299]	8,898 [569]	2,139,889 [222,470]	3,485 [350]	7,910 [611]	1,918,167 [260,118]
振興事業			100,000			10,000

(注)・[ ]書きは、平成26年4月7日の交付要綱改正により交付対象となった個人又は破産手続中等の法人に係る数値で、内数である。

### (3) 代執行支援事業について

平成28年5月に公布、8月に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により、当機構に設置されることになった行政代執行支援のための基金について、事業実施にあたり業務方法書等の改正を行い、受入のための体制

整備を図った。

(4) PCB廃棄物処理基金の造成状況

PCB廃棄物処理基金の造成状況は下表のとおりである。

また、基金の管理状況について、機構ホームページで公表した。

(単位：千円)

区分	項目	①平成27年度 末残高	平成28年度		④平成28年度 末残高 (①+②-③)
			②当期拠出 等	③当期助成 額	
軽減事業	国	18,681,227	700,000	959,084	18,422,143
	都道府県	18,156,986	651,437	959,083	17,849,340
	運用利息	1,741,433	28,845		1,770,278
	小計	38,579,646	1,380,282	1,918,167	38,041,761
振興事業	民間出えん金	17,931	0	5,465	12,466
	運用利息	91	0	91	0
	消費税戻り分(※)	4,444	7,407	4,444	7,407
	小計	22,466	7,407	10,000	19,873
代執行 支援事業	民間出えん金	-	45,000	0	45,000
基金残高		38,602,112	1,432,690	1,928,167	38,106,634

(注) 各欄と小計欄及び残高欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(※)「消費税戻り分」とは、助成対象者である環境大臣が指定する事業者が、助成事業に伴う事業経費のうち消費税等仕入控除税額部分について還付を受けることから、機構が交付要綱に基づき当該消費税等仕入控除税額について助成対象者に請求し返還を受けた額である。

(資料編 P61\_PCB 1 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P63\_PCB 2 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金拠出状況について)

(5) 基金の運用

PCB廃棄物の処理期限に伴う運用期間の制約から、預金を中心の運用を図った。なお、マイナス金利政策の下、運用先の確保が難しかったため利息収入は低下した。

(単位：百万円)

	平成27年度			平成28年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
利息収入	54	52	0.135	49	29	0.076

(資料編 P121\_共通10 運用方針について)

<維持管理積立金の管理業務>

■中期目標

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

■中期計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

■平成 28 年度計画

本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年 1 回 3 月末に通知する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 6 号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 5

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度

積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% $\left( \frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}} \right)$	100% $\left( \frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}} \right)$		
積立金の運用額	年度計画 予算における実績額		(計画額) 267 百万円  (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円  (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円  (実績額) 281 百万円		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 本積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額（277 百万円）を上回る運用収入（281 百万円）を確保した。
- 資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に平成 28 年度運用利息額の通知を平成 29 年 3 月末に送付した。

■ 課題と対応

- ・維持管理積立金の積立て及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を適切に行う。
- ・維持管理積立金の運用については、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻請求に対応することを考慮し預金による短期運用を中心に行っているが、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入を確保する。
- ・資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。

■ 主要な業務実績

(1) 維持管理積立金の適切な管理

① 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対

応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。

また、最終処分場設置の許可権者（91 都道府県等）に対し、平成 27 年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を平成 28 年 6 月に通知した。

＜維持管理積立金の積立て及び取戻し状況（平成 29 年 3 月末現在）＞ （単位：千円）

区 分	積 立		取 戻（△）		残 高
	最終処分場数	金額	最終処分場数	金額	金額
平成 27 年度 （うち過年度分）	793 (76)	8,397,589 (276,420)	60	1,347,846	90,119,574
平成 28 年度 （うち過年度分）	686 (37)	5,581,057 (107,207)	51	1,503,738	94,196,893

＜機構が維持管理積立金を管理する最終処分場数（平成 29 年 3 月末現在）＞

区 分	最終処分場数 合計	内 訳		取戻終了
		積立中	取戻中	
平成 27 年度末	1,190	1,079	111	278
平成 28 年度末	1,189	1,085	104	303

（資料編 P64\_維持 1 維持管理積立金管理業務について）

## ② 利息の通知と払渡し

最終処分場設置者に対し維持管理積立金の平成 28 年度運用利息額の通知を平成 29 年 3 月末に送付した。

平成 28 年度中に払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った（352 最終処分場）。

## ③ 平成 28 年度維持管理積立金に関する連絡

許可権者より機構に平成 28 年度算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に維持管理積立金の払込金融機関と積立期限（平成 29 年 2 月 28 日）を連絡した。

## （2）維持管理積立金の適切な運用

最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、預金による短期運用を中心としつつ、資金需要を考慮して債券による中・長期の運用を行い、計画額を上回る運用収入を確保した。

（単位：百万円）

	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画額	決算額	平均利回り （%）	計画額	決算額	平均利回り （%）
運用収益	265	298	0.355	277	281	0.309

（資料編 P121\_共通 10 運用方針について）

## <石綿健康被害救済業務>

### 1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

#### ■中期目標

- (1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。
- (2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

#### ■中期計画

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取組を行う。なお、制度のより適切な運営のため、労災保険制度等他制度との連携に努める。

- (1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。  
また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口に情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。
- (2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

#### ■平成 28 年度計画

##### (1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られる案件を増加させることで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測を着実に実施する。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口に随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

##### (2) 迅速かつ適正な支給

救済給付の請求に関する案内資料の記載について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養中の申請から認定等決定までの処理日数	前中期目標期間中より短縮	151日 （前中期目標期間中の処理日数）注1)	116日 注2)	106日 注2)	98日 注2)		

注1) 前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

（参考）

- ・前中期目標期間の平均処理期間 151日
- ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115日

### <その他の指標>

- ・療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間

### <評価の視点>

#### （1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。

#### （2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。

## ■評価と根拠

### <自己評価>

A

### <根拠>

以下のとおり、年度計画を上回る取組を実施したため、自己評価をAとした。

#### （1）認定等の迅速かつ適正な実施

- 判定が困難な中皮腫の症例について、環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料の提出を求めること、追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底すること、審議回数の増や審議会スケジュールの平準化について環境省にも働きかけることなど期間短縮に向けた取組によって、石綿繊維計測の特殊事例を除く平均処理日数は98日

(前年度実績 106 日)となり、前中期目標期間の平均 151 日と比べて期間短縮(35.1%減)が図られている。

(2) 迅速かつ適正な支給

- 医療機関等向けパンフレットの改訂や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。
- 救済給付の支給については、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。(療養手当(初回)の支給までの処理期間：前中期目標期間平均 23 日→平成 28 年度 16 日(30.4%減))
- 認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。

■課題と対応

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

- ・中皮腫の組織型など、申請疾病の態様が変わることにより、1回の判定で結果が得られる割合が変動することもあり得るため、引き続き医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行うとともに、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなど、全体として処理期間の短縮に向けた取組を継続的に実施する。

(2) 迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。

■ 主要な業務実績

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

① 受付と認定等の状況

平成 28 年度は、1,081 件の申請を受け付け、前年度未処理案件 394 件と合わせた 1,475 件について 1,168 件の処理を行った。

受付件数は前年度より若干増加している（前年度比 3.3%増）が、迅速に処理を進めた結果、平成 28 年度の未処理件数は 307 件（前年度末 394 件）であり、前年度末より減少している。

ア. 受付状況

<平成 28 年度の進捗状況>

(単位：件)

	前年度未処理	受 付	処 理	未処理
療養中の方	301	861	934	228
未申請死亡者	85	197	207	75
施行前死亡者	8	23	27	4
計	394	1,081	1,168	307

(注) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。未処理の計 307 件のうち 237 件 (77.2%) は医学的判定に進んでいる。

平成 28 年度の受付 1,081 件の内訳は、療養中の方 861 件、未申請死亡者の遺族 197 件及び施行前死亡者の遺族 23 件であり、全体としては前年度実績 (1,046 件) より若干増加 (3.3%増) している。このうち未申請死亡者の遺族からの請求が大きく増加 (23.9%増) している。

<平成 28 年度受付状況>

(単位：件)

申請疾病	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
申請者						
療養中の方	654 (654)	129 (130)	32 (34)	39 (40)	7 (10)	861 (868)
未申請死亡者	141 (106)	42 (35)	7 (9)	4 (6)	3 (3)	197 (159)
施行前死亡者	15 (12)	5 (5)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	23 (19)
計	810 (772)	176 (170)	42 (45)	43 (46)	10 (13)	1,081 (1,046)

(注) ( ) 書きは、平成 27 年度の実績。

申請疾病別では、中皮腫が 810 件と前年度の実績 (772 件) と比べ、4.9%増加している。

イ. 認定等状況

平成 28 年度の認定状況は療養中の方 781 件、未申請死亡者の遺族 147 件及び施行前死

亡者の遺族 16 件の計 944 件であり、前年度と比べ 16.5%増となっている。このうち中皮腫は全体で 17.9%増となっている。

また、認定と不認定の件数からみた認定率は全体で 82.8%（前年度 85.1%）、中皮腫と肺がんでは 88.0%（同 89.8%）、石綿肺とびまん性胸膜肥厚では 28.3%（同 24.6%）となっている。

<平成 28 年度認定状況>

（単位：件）

申請疾病 申請者	決定 内容	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
療養中 の方	認定	654(573)	103(105)	4(0)	20(12)	—	781(690)
	不認定	34(41)	40(24)	23(25)	36(19)	0(0)	133(109)
	取下げ	9(31)	7(6)	3(1)	1(2)	0(0)	20(40)
未申請 死亡者	認定	115(81)	29(24)	1(0)	2(4)	—	147(109)
	不認定	24(11)	22(10)	6(3)	5(4)	0(0)	57(28)
	取下げ	0(4)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(5)
施行前 死亡者	認定	13(9)	2(1)	1(0)	0(1)	—	16(11)
	不認定	0(0)	5(4)	1(1)	0(0)	0(0)	6(5)
	取下げ	4(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	5(2)
計	認定	782(663)	134(130)	6(0)	22(17)	—	944(810)
	不認定	58(52)	67(38)	30(29)	41(23)	0(0)	196(142)
	取下げ	13(36)	10(7)	4(2)	1(2)	0(0)	28(47)

（注）（ ）書きは、平成 27 年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。

「その他」とは申請時に疾病名が明かでなかったもの、指定疾病以外で申請のあったものなど。

（資料編 P65\_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況（平成 28 年度））

（資料編 P68\_石綿 2 審査中の案件に係る状況（平成 28 年度））

（資料編 P69\_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成 28 年度））

（資料編 P70\_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの累計））

（資料編 P71\_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成 28 年度））

（資料編 P72\_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの累計））

ウ. 療養中の方に係る処理日数の状況

電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例 12 件等を除く、申請から認定等決定までの平均処理日数は 98 日（前年度 106 日）である。このうち、1 回の医学的判定で認定等の決定がされたものは平均 64 日（同 67 日）、追加資料が必要とされた案件は平均 154 日（同 175 日）である。

平成 28 年度における中皮腫の申請では、審査分科会限りで中皮腫の蓋然性が高いとの判断が行われない症例や診断が非常に困難とされる肉腫型症例など、胸膜上皮型以外の組

織型の申請比率が高まった（平成 27 年度 37.3%→平成 28 年度 42.8%）ものの、申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行ったことなどにより、1 回の医学的判定で結果が得られた割合は 63.0%となり、ほぼ前年度（64.0%）並みの実績を維持することができた。また、追加資料を求められた案件についても、案件ごとの進捗管理を徹底したこと、環境省への働きかけにより、審議回数を増やすことができたこと、審議会スケジュールの平準化が図られたことなどにより、全体の平均処理日数は短縮されている。

なお、石綿繊維計測による特殊事例 12 件（平均処理日数 1,025 日）を含めた平均処理日数は 110 日であり、このうち 6 件は民間の検査機関においても石綿繊維の計測を行ったものである。

<平成 28 年度療養中の方に係る平均処理日数等> (単位：日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		判定申出までの平均日数	件 数
1 回の医学的判定	98 (106) [110]	64 (67)	28 (32) [28]	568 (507)
追加資料が必要とされたもの		154 (175) [184]		334 (285) [346]

(注) ( ) 書きは、平成 27 年度の実績。計数は、取下げ、再審査及び原処分取消後の処分を除く。[ ] 書きは石綿繊維計測案件（特殊事例）を含めた場合の日数と件数。

(参考)

<平成 28 年度 療養中の方に係る平均処理日数分布状況>

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	27 年度
60 日以下	254 件	254 件	28.2%	29.3%
61～90 日	236 件	490 件	54.3%	50.5%
91～120 日	150 件	640 件	71.0%	64.6%
121～150 日	125 件	765 件	84.8%	77.4%
151 日以上	137 件	902 件	100.0%	100.0%
総 計	902 件			

(資料編 P73\_石綿 7 認定等に係る処理日数 (平成 28 年度))

② 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を厚生労働省に情報提供した（平成 28 年度情報提供件数 44 件）。

(2) 迅速かつ適正な支給

① 円滑な請求・適正な支給に係る取組

被認定者からの救済給付の請求が円滑に行われ、適切な支給を行うため、次の取組を推進した。

- ・被認定者が受診する医療機関等向けに作製した医療費請求案内のパンフレットについて、電話等で問合せの多い事例をQ & Aや記載例に新たに掲載するなどの改訂を行った。

(改訂ポイント)

- ・ 給付対象となる介護保険の内容を記載
- ・ 照会が多い事項をQ & Aに反映
- ・ 病院、薬局毎に記載例を充実



- ・ 時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続方法の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない場合は再案内を実施。
- ・ 「未支給の医療費等の給付に係る業務フロー」の作成を行い、フローから洗い出された事務誤りのリスクに対応するため、担当職員以外の職員がシステム入力後のチェックを行うなど業務改善を実施。
- ・ 認定日に応じて支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組を継続実施。
- ・ 併給調整の対象となる他の法令による給付状況について、全ての制度の所管官庁等（34法令、延べ33機関）に照会するなど、適正な支給に係る取組を推進。
- ・ 業務継続計画（BCP）の非常時優先業務である療養手当（継続）の支給について、石綿健康被害救済業務未経験者による実施訓練を行うとともに、療養手当支払手順書（非常時用）を改訂。
- ・ 認定を更新した被認定者について、更新時に提出された申請資料から経過観察のみの状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況確認手順を新たに策定し、対象者に文書の発出を開始。

② 救済給付の支給状況

平成28年度は、被認定者等に対し総額34億1256万円の支給を行った。

医療費及び療養手当の増加は療養中の被認定者数が増えていることなどが要因として考えられる。

<平成28年度 救済給付の支給状況>

(単位: 件、千円)

給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
件数	17,077 (16,092)	7,460 (7,053)	532 (540)	151 (121)	301 (316)	25,521 (24,122)
金額	476,595 (458,566)	1,929,593 (1,845,991)	105,868 (107,460)	452,849 (362,879)	447,660 (469,478)	3,412,565 (3,244,374)

(注) ( )書きは前年度の実績。

③ 救済給付の支給に係る処理期間の状況

- ・各給付ともに、前中期目標期間の平均と概ね同等又はより短い期間で支給を行った。
- ・療養者関係の給付について、初回療養手当の支払は前年度より短縮されている。また、医療費の償還払いは、前年度より短縮されなかったが、①に記載の取組に加え、平成26年度下半期より開始した保険者に高額療養費支給額の照会を行う際に、回答期限を明記する取組を継続するとともに、未回答の保険者へは電話照会を行うなど精力的にフォローを実施した。
- ・被認定者遺族等への給付について、①に記載の取組に加え、遺族に対して請求に必要な書類等の案内を個別に書面で送ることにより、葬祭料と救済給付調整金の支払は前年より短縮されている。また、未申請死亡に係る支払は前年より若干長くかかり、その他の給付の処理期間は、ほぼ前年度並みとなっている。

<平成28年度 支給までの処理期間>

(単位：日)

区 分		処理期間				第2期中期 目標期間
		平成28年度		平成27年度		
			特殊案件を 除く(注1)		特殊案件を 除く(注1)	
療養者関係	・医療費(償還)	63	60	59	59	64
	・療養手当(初回)	16	16	18	18	23
被認定者遺族等 関係	・葬祭料	27	27	30	29	36
	・未支給の医療費等	51	50	52	51	83
	・救済給付調整金	61	61	63	63	91
特別遺族弔慰金 ・特別葬祭料	・未申請死亡	18	18	15	15	17
	・施行前死亡	16	16	16	16	20

(注1)「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」及び「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した案件」を除いた実績。

(注2) 療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

(注3) 処理期間は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象としている。

(資料編 P75\_石綿8 救済給付の支給件数・金額(経年変化))

④ 認定更新業務の実施

認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の意思がないことが確認された者を除き、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。具体的には次の取組を実施した。

ア. 申請漏れ防止の取組

- ・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を実施

イ. 認定更新の状況

平成 28 年度は、平成 28 年 6 月から平成 29 年 5 月までに有効期間が満了する者を対象に満了月の 2 か月前を目処に認定更新等の決定を行った。

平成 27 年度からは、平成 22 年 7 月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された者の認定更新等及び中皮腫・肺がんで認定更新を行ってから 5 年を経過した者の再度の認定更新（2 回目）等についても決定を行っている。

平成 29 年 5 月までに認定の有効期間が満了する 95 件のうち 85 件の申請を受け付けし、更新等の決定（更新 76 件、更新しない 9 件）を行った。残り 10 件については、更新申請の意思がないことが確認された。なお、平成 23 年 3 月からの認定更新者の累計は 464 名となっている。

<認定更新の状況>

(単位:人)

更新等 決定年度	認定の有効期 間満了月		認定疾病	被認定者	更新等 対象者	更新			
						申請者	更新 更新 しない		
平成 22 年度 ～ 平成 26 年度	平成 23 年 3 月 ～ 平成 27 年 5 月		中皮腫	1,788	197	196	192	4	
			肺がん	475	116	107	96	11	
			計	2,263	313	303	288	15	
平成 27 年度	平成 27 年 6 月 ～ 平成 28 年 5 月	1 回 目	中皮腫	371	37	37	37	0	
			肺がん	63	20	18	16	2	
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	4 18	2 8	2 8	2 8	0 0	
			計	456	67	65	63	2	
			2 回 目	中皮腫	61	35	33	30	3
				肺がん	15	9	7	7	0
			計	76	44	40	37	3	
			計	532	111	105	100	5	
平成 28 年度	平成 28 年 6 月 ～ 平成 29 年 5 月	1 回 目	中皮腫	383	32	29	29	0	
			肺がん	94	30	27	22	5	
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	5 10	0 6	0 6	0 6	0 0	
			計	492	68	62	57	5	
			2 回 目	中皮腫	26	12	11	10	1
				肺がん	23	15	12	9	3
			計	49	27	23	19	4	
			計	541	95	85	76	9	
累計			中皮腫	2,629	313	306	298	8	
			肺がん	670	190	171	150	21	
			石綿肺	9	2	2	2	0	
			びまん性 胸膜肥厚	28	14	14	14	0	
					計	3,336	519	493	464

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

1回目は、申請から5年を経過し初めて認定更新を行う場合、2回目は、認定更新から5年を経過し再度更新を行う場合を示す。

⑤ 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺又はびまん性胸膜肥厚とされる方の重症化防止や、放射線画像の不足等により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺等とは判定されない方の適切な再申請に資することを目的に、平成22年度から開始した本業務について、平成28年度も環境省からの委託を受け実施している。
- ・業務の主たる内容は、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺等の方を対象とする健康管理と、放射線画像の不足等により不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・平成28年度の対象者は8名（健康管理7名、画像撮影補助1名）となっている。
- ・医師で構成された専門委員会を開催し、各対象者に係る健康管理の方針等を検討した。
  - 第1回：平成28年7月29日　第2回：平成29年2月3日
  - 第3回：平成29年3月8日
- ・専門委員会で決定した実施内容に基づき、健康管理対象者への事業案内、健康診断受診者への保健指導を行った。

## 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

### ■中期目標

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

### ■中期計画

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。

### ■平成 28 年度計画

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別拠出金の 徴収率		100%	100%	100%	100%		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。

### ■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施していることから、自己評定をBとした。

### ■課題と対応

特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

■主要な業務実績

特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主からの延納申請（4期に分納）を受け付けたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。

### 3. 制度運営の円滑化等

#### ■中期目標

- (1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。
- (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。
- (3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。
- (4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

#### ■中期計画

- (1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。
- (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。
- (3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。
- (4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。
- (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。
- (6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。

#### ■平成 28 年度計画

- (1) 保健所等への情報提供  
各地域で保健所等への説明会を実施し、担当者の相談・受付業務の知識を深め、申請手続の円滑化を図る。
- (2) アンケート調査  
救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考に  
する。
- (3) 医療機関等への申請手続等の周知  
申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。
- (4) 調査・情報収集の実施  
環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行  
う。
- (5) 医療機関等への知見の還元等  
診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患  
に関する学会等でセミナーを開催する。また、石綿による疾病等に関する医師向けの情報提供

の方法について検討する。

(6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院		
石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回		

<評価の視点>

- ・ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 医療機関への制度周知として申請に係る手引き等に加え、新たに訴求効果の高いポスターを作成するとともに、これらの配布先医療機関を拡大した。（1,618 病院→1,654 病院）
- 医師向けに石綿関連疾患や制度を適切に周知するため、学会における共催セミナーや医師会セミナーについて、前年度より開催数を増やした。（12 回→18 回）

- 細胞検査士に対して実施している中皮腫細胞診実習研修会について、従来の関東、関西に加え九州地区で初めて開催し、石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上の場の拡大を図った。(2回：79名→3回：110名)

## ■課題と対応

- ・引き続き医療機関への制度周知を図る。

## ■主要な業務実績

### (1) 国の制度見直し等への対応

#### ① 申請負担軽減対策

中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の提言を踏まえ、環境省とも調整しながら実施可能なものから検討を開始し、本年度には、申請に係る負担軽減のため、医師が作成する診断書の様式について電子化を行い、機構ホームページに公開した。

#### ② 「10年の記録」の作製

制度発足以来、これまでに救済制度の施行状況について検討がなされ、必要な見直しが行われてきた。10年の節目に当たり、制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。

### (2) 保健所等への情報提供

#### ① 保健所説明会

保健所等窓口担当者の申請手続や相談について、制度及び医学的事項に関する知識の向上を図るための保健所担当者説明会を北海道から九州までの全国9ブロック(参加数277名)で行うとともに、秋田県や沖縄県等の地方公共団体4か所で単独説明会(参加数56名)を開催した。

説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続についての説明、各労働局による労災保険制度の説明、専門医による石綿関連疾患についての説明を行った。

<保健所説明会の様子>



#### ② パンフレット

保健所窓口にご相談等で来所された方に対して、保健所窓口担当者が石綿に関する情報を簡便に説明するための簡易パンフレットを作製した。



### ③ 地方公共団体研修会

地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象とし、顧問医師及び専門医より医学的講演、機構職員により制度等に関する説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った。(3か所：参加者92名)

<群馬県研修会>

<千葉県研修会>



(資料編 P76\_石綿9 平成28年度保健所説明会等実績)

### (3) アンケート調査

アンケート調査の実施内訳は次のとおり。

- ① 制度利用(石綿健康被害救済手帳所持者)アンケート(4月実施、回収970)
- ② 被認定者(療養者)アンケート(認定時、回収数600/認定者数787)
- ③ 未申請死亡者遺族アンケート(認定時、回収数104/認定者数147)
- ④ 施行前死亡者遺族アンケート(認定時、回収数12/認定者数17)
- ⑤ 学会セミナーアンケート(14か所、回収数785)
- ⑥ 保健所説明会アンケート(13か所、回収数276)
- ⑦ 中皮腫細胞診実習研修会アンケート(東京：40、福岡：28、大阪：40)

(資料編 P77\_石綿10 平成28年度被認定者等アンケート概要)

### (4) 医療機関等への申請手続等の周知

- ① 申請等に係る手引等の送付

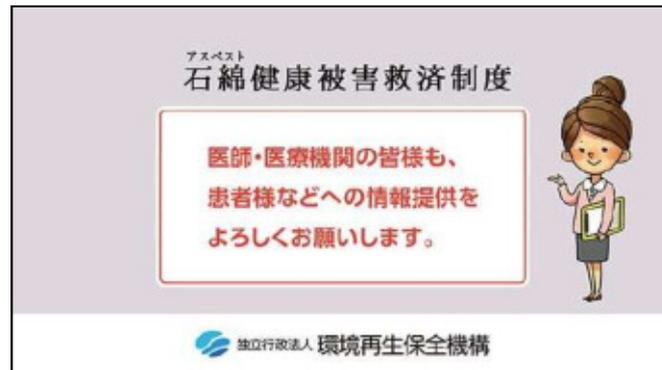
医師、医療機関向けに制度周知を行うため、これまでに申請等に係る医学的資料の作成実

績がある医療機関 1,654 か所、保健所 528 か所、地方公共団体 143 か所、環境省地方環境事務所 11 か所の計 2,336 か所に医師、医療機関向け手引きや各種パンフレットを送付した。

## ② テレビCM

医師・医療機関から患者等に制度への申請を促すため、一般向け制度周知広報として実施した全国テレビCMにおいて、医師・医療機関向けのメッセージを発信した。(12~1月)

### <医師・医療機関向けCMカット>



## ③ 医療専門誌

医師、医療機関向け専門誌4誌（「癌の臨床」「医学の歩み」「胸部外科」「MMJ 毎日メディカルジャーナル」）において、制度に関する広告掲載を行った。

## ④ 医師会主催研修会

地域の開業医等に関して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、千葉県医師会、鹿児島県医師会、群馬県医師会、秋田県医師会との連携により医師を対象とした研修会を実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。(11/3・2/2・2/24・3/25)

### <鹿児島県医師会研修会>



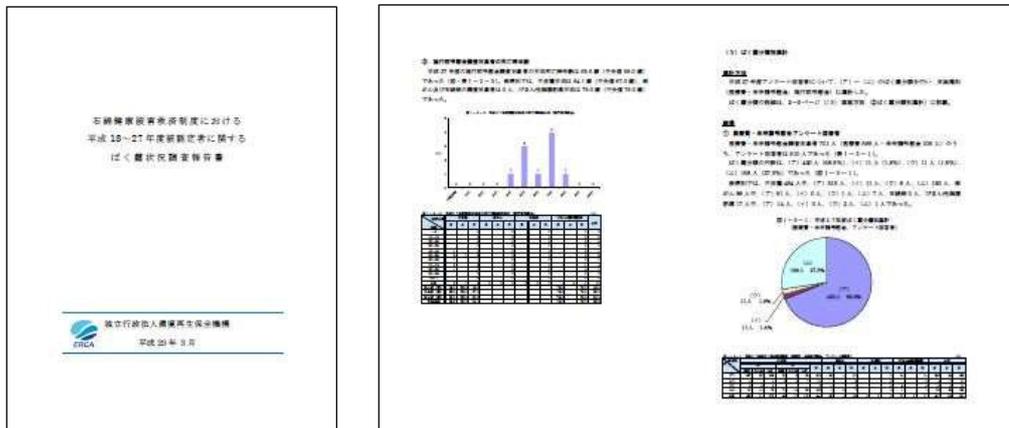
## (5) 調査・情報収集の実施

制度の円滑な運営を図るため、前年度から引き続き、以下の事業を実施した。

### ① 被認定者に関するばく露状況調査（継続）

救済制度における被認定者の職歴や居住歴等から、石綿ばく露の実態を把握することを目的として、引き続きデータの集計等を行った。

また、集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。



### ② 中皮腫登録事業（継続）

中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供する目的に、環境省からの委託業務として実施している。本年度も救済制度で認定された中皮腫症例に関する 541 件の情報をデータベースに登録し、データの整理、集計等を行った。

### ③ 肺がん申請の石綿ばく露調査（継続）

環境省の依頼を受けて、救済制度における肺がんの申請のうち、被害者の当時の石綿ばく露作業を客観的な資料からどの程度まで確認ができるか調査を行った。

## (6) 医療機関等への知見の還元等（継続）

医学的判定に係る資料に関する留意事項（平成 18 年 6 月 6 日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）を踏まえ、認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得て以下の事業を実施し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元した。

### ① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に開催した。また、本年度は開催地を関東、関西地区に加え、九州地区でも開催した。

- ・ 関東地区：東京 細胞検査士等 40 名参加（7/2）
- ・ 関西地区：大阪 細胞検査士等 40 名参加（1/28）
- ・ 九州地区：福岡 細胞検査士等 30 名参加（8/27）

<中皮腫細胞診実習研修会の様子>



(関東：日本医科大学)



(九州：福岡大学)

② 石綿小体計測精度管理事業（継続）

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関（13 機関）が参加し実施した。

第 1 回検討委員会（7/20）実施方針の決定、各医療機関にてサンプル標本の計測

第 2 回検討委員会（3/4） 計測結果について計測誤差等について検討

<精度管理事業の様子>



③ 医師向けセミナー等の開催

医師等への石綿関連疾患・制度の周知のため医学的各種セミナー等を 18 か所で開催した。

学会セミナー名	開催日	場所	参加者
第 105 回日本病理学会総会	5 月 14 日(土)	仙台国際センター	88 名
第 3 回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 中国・四国支部大会	5 月 21 日(土)	岡山大学	166 名
第 89 回日本産業衛生学会	5 月 26 日(木)	福島県文化センター	105 名
第 44 回日本婦人科病理学会	6 月 11 日(土)	東京慈恵会医科大学	118 名
第 77 回日本呼吸器学会・日本結核病学会	7 月 23 日(土)	久留米 萃香園ホテル	31 名
第 36 回サルコイドーシス/肉芽腫学会	10 月 7 日(金)	東京医科歯科大学	94 名
第 23 回石綿・中皮腫研究会	10 月 15 日(土)	札幌市教育文化会館	60 名
第 64 回日本職業・災害医学会学術大会	10 月 22 日(土)	仙台サンプラザホテル	50 名
第 75 回日本公衆衛生学会総会	10 月 27 日(木)	グランフロント大阪	76 名
千葉県医師会医学会第 17 回学術大会	11 月 3 日(木)	ポートプラザちば	29 名
第 62 回日本病理学会秋期特別総会	11 月 3 日(木)	金沢ニューグランドホテル	131 名
第 70 回国立病院総合医学会	11 月 12 日(土)	沖縄コンベンションセンター	79 名
第 55 回日本臨床細胞学会	11 月 18 日(金)	別府国際コンベンションセンター	110 名
鹿児島県医師会日医認定産業医研修会	2 月 2 日(木)	鹿児島県医師会館	92 名
第 24 回日本 CT 検診学会	2 月 4 日(土)	徳島県郷土文化会館 (あわぎんホール)	94 名
石綿関連疾患研修会	2 月 24 日(金)	群馬県庁	36 名
第 92 回日本結核病学会	3 月 23 日(木)	東京国際フォーラム	98 名
秋田県医師会産業医研修会	3 月 25 日(土)	秋田県医師会館	34 名
計 18 回			計 1,491 名

(資料編 P79\_石綿 11 セミナー等アンケート概要)

<学会セミナー告知用チラシ>



<学会セミナー>



(7) 救済制度に関する情報の公開等

申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表した。(②、③、⑤は報道発表を行った。)

- ① 毎月の申請等受付・認定状況
- ② 被認定者に関するばく露状況調査の報告について
- ③ 石綿健康被害救済制度運用状況に関する統計資料
- ④ 石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果報告書
- ⑤ 石綿健康被害救済制度に関する広報について

#### 4. 救済制度の広報・相談の実施

##### ■中期目標

- (1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。
- (2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

##### ■中期計画

- (1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。
- (2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。

##### ■平成 28 年度計画

###### (1) 制度に関する広報等

救済制度発足 10 年経過及び前年度に実施した広報事業の成果等を踏まえた広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。

###### (2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

##### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

##### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成目 標	基準値（参考） （前中期目標期 間最終年度値 等）25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年 度	30 年 度
広報の手法		・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路 線	・新聞 28 紙 ・車内広告	・新聞 6 紙 ・従来の媒 体による広 報に加え、	・新聞 4 紙 ・全国テレ ビ CM（地上 波 49 局・B		

		・石綿関連業界 専門誌2誌	17路線 ・関西主要 4駅にお ける大型 広告 ・石綿関連 業界専門 誌38誌	全国テレビ CM（地上波 62局・BS 5局）を実 施 ・全国地上 波45局パブ リシティ ・交通広告 20路線 ・全国ネッ トラジオ34 局 ・特設サイ ト ・ウェブリ スティング 広告 ・地方ロー カルテレビ 8局 ・石綿関連 業界専門誌 6誌 ・院内ビジ ョン719病 院 ・故藤本義 一氏による ポスター等 を作成し 1,618か所 の医療機関 及び529か 所の保健所 等に配布	S5局）を 実施 ・全国地上 波42局パブ リシティ ・交通広告 2路線 ・ラジオ1 局 ・特設ウェ ブサイト ・ウェブリ スティング 広告 ・地方ロー カルテレビ 1局 ・院内ビジ ョン225か 所 ・故藤本義 一氏による ポスター等 を1,654か 所の医療機 関及び682 か所の保健 所等に配布		
無料電話相 談件数（石 綿救済相談 ダイヤル）		4,832件 ※1)	4,832件	5,884件	5,648件		

※1) 今中期目標期間初年度件数

<その他の指標>

—

## <評価の視点>

- ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。

## ■ 評定と根拠

### <自己評定>

A

### <根拠>

以下のとおり、テレビCMや新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、前年度に引き続き国民全体に幅広く制度を周知することができたことから、自己評定をAとした。

- 平成28年度は予算縮減の中、テレビCM等に係る広報予算を平成27年度のほぼ半分で行う制約の下で、平成27年度に実施した各種広報媒体を活用した広報事業における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM（全国地上波49局・BS放送5局）、テレビ番組パブリシティ（全国地上波42局）及び新聞（全国紙3紙ほか）を使って、平成24年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起用して、全国規模の広報を行った。
- また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、広報対象地域を人口が多い首都圏、関西圏に重点を置きつつ、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の件数は、基準値である中期目標期間の期初（平成26年度）の実績4,832件と比べ、5,648件（16.9%増）となり、平成28年12月から平成29年2月までの3ヶ月間の無料電話相談の件数は、平成26年度の同期間の実績1,644件と比べ、1,996件（21.4%増）であった。
- これらは前述の平成27年度に行った大規模広報による無料電話相談の実績5,884件（26年度比21.8%増）と比べても、ほぼ同程度の実績を上げることができており、費用対効果でも、27年度の広報効果を検証し適切な広報媒体を選択したことで、契約額ベースで27年度の138百万円から28年度は73百万円に費用を半分に抑えながら効果的な広報ができたものと判断している。
- また、申請（請求）件数では、平成27年度の実績1,046件と比べ、28年度は1,081件（3.3%増）と増加しており、そのうち未申請死亡者の遺族からの請求件数は、平成27年度の実績159件と比べ、197件（23.9%増）と大幅に増加するなど、相談件数の増加が、申請（請求）件数の増加に反映されたものと考えている。

## ■ 課題と対応

- ・引き続き救済制度の周知を推進し、救済制度の認知度を向上させる。
- ・平成28年度に実施した広報の結果を踏まえ、今後の制度周知について検討する。

## ■ 主要な業務実績

### （1）制度に関する広報等

前年度の広報実績から広報効果の高かったテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分し、中皮腫で亡くなった藤本義一氏のCM等を作成し広報を行うことで、前年度から継続して、一般の方からの健康不安や申請手続について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。

<参考>直近3カ年の主な広報実績

平成26年度：新聞28紙、交通広告17路線（契約額73百万円）

平成27年度：全国TVCM地上波62局、地方ローカルTV8局、全国紙6紙、ラジオ5局、  
交通広告20路線（契約額138百万円）

平成28年度：全国TVCM地上波49局、地方ローカルTV1局、全国紙3紙（契約額73百万円）

※各年度の広報計画に記載の主な契約（スポット契約を除く。）

① 一般向け広報

ア. 新聞

全国紙及びスポーツ紙（読売新聞・朝日新聞・毎日新聞・スポニチ）へ広告を行った  
（9/12・12/17・2/5・2/7・3/26）。

<読売新聞 2/7 朝刊>



イ. テレビCM

広報媒体において最も効果が高いといわれているテレビを活用し、地上波49局・BS放送5局において全国でCMを実施した（12～3月）。

また、地上波42局の各情報番組で30～60秒の制度紹介も行った（1～2月）。

<CMカット>



（資料編 P81\_石綿 12 石綿健康被害救済制度広報 テレビCM実施内訳）

## ウ. 交通広告

公共交通機関における制度周知として、首都圏路線（京成線・新京成線）において車内広報を実施した（2/18～3/31）。

<新京成線>



<京成線>



## エ. ラジオ

ニッポン放送の専門医と医療ジャーナリストによる番組コーナー（高嶋ひでたけのあさラジ！の『ラジオ人間ドック』）において、制度周知の40秒CMを12回放送した（2月）。

## オ. インターネット

### （ア）特設ウェブサイト

PC専用の特設ウェブサイトの他、スマートフォン専用サイトのデザインについて、本年度の広報内容にあわせて改修を行った。

### （イ）ウェブリスティング広告

石綿トップページへのアクセスを促すため、Google 検索エンジンによるウェブリスティング広告を行った（1～3月）。

### （ウ）ホームページでの情報提供

機構ホームページの石綿トップページにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。

<サイトアクセス件数（平成28年度実績56,063件、前年度実績95,815件）>

## カ. その他

奈良県で行った住民説明・相談会の開催にあわせて、地元ローカル局（テレビ奈良）の情報番組において、石綿関連疾患や救済制度の紹介を行った（11/8）。

<テレビ>



（資料編 P83\_石綿13 ウェブリスティング広告実績、ホームページアクセス数）

## ② 患者・家族向け広報

### ア. 院内ビジョン

来院者に対して石綿関連疾患や救済制度に関する情報提供を行うため、全国の呼吸器内科等の診療科を中心に 225 か所の院内ビジョンで、テレビCMと同内容の動画を放映した(12/1~12/31)。

#### <都内の病院>



(医療法人社団大坪会 東和病院)

### イ. 院内チラシ

来院者に対する制度周知を効果的に行うため、院内ビジョン放映医院において労災保険と救済制度等の案内を掲載したチラシを配布した。

#### <チラシ>



## ③ 特定業種向け広報

石綿ばく露の可能性のある下水道処理施設の維持管理を行っている団体（一般財団法人大阪都市技術センター）からの依頼を受けて、作業従事者に対して、制度等に関する講習会を実施した(1/30・2/23 参加者計 161名)。

(2) 制度等に関する相談等

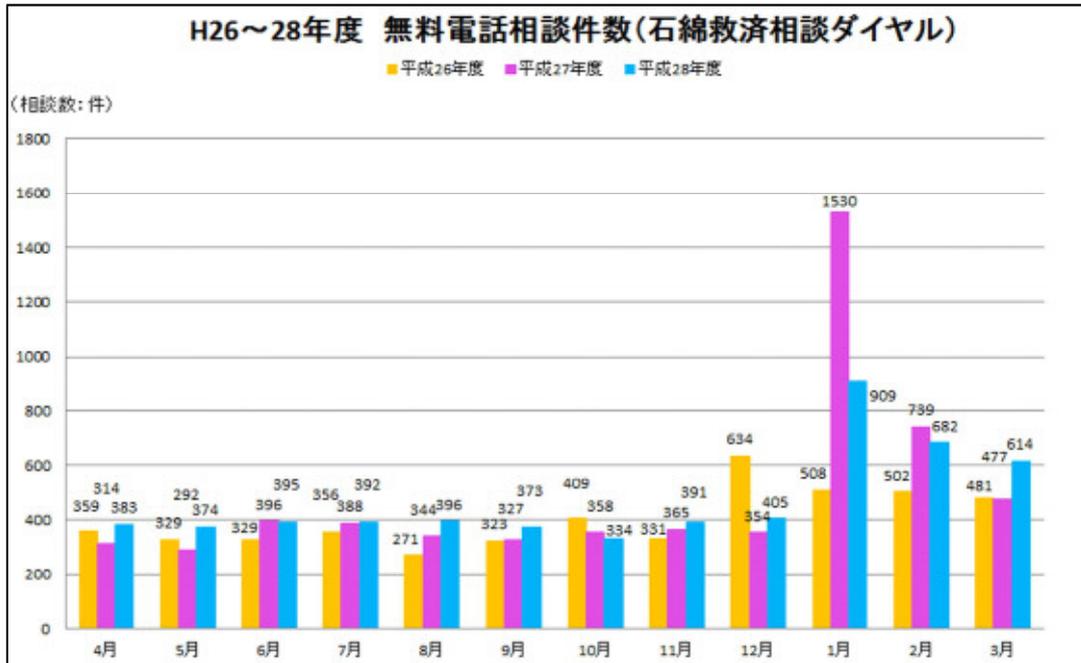
① 窓口相談・無料電話相談

ア. 窓口相談件数 47 件

(26 年度 : 32 件、27 年度 42 件)

イ. 無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル) 5,648 件

(26 年度 : 4,832 件 (基準値)、27 年度 : 5,884 件)



(資料編 P84\_石綿 14 平成 28 年度窓口相談・無料電話相談件数)

② 住民説明・相談会等

ア. 奈良県

県との共催により住民に対する「石綿に関する講習会」を開催し、石綿関連疾患や救済制度の説明、相談会を行った (11/22 参加者 20 名)。

<住民説明会>



イ. 沖縄県

沖縄県医師会の後援、琉球新報社の協力を受けて、地域住民等に対する石綿セミナー及び相談会を開催した (2/16 参加者 50 名)。

<事前告知：琉球新報>

石綿(アスベスト)による健康被害や、  
その発症経路・労災について、  
専門医を交えてわかりやすく説明します。

石綿関連疾患と発症経路と労災について

2017年2月16日(木)  
午後2時~4時 (昼食提供：午後2時45分)  
沖縄県市町村長協会館4F (沖縄県市町村長協会館)

参加費無料  
受付料込み  
税別1000円

講師  
島本 康二氏  
石綿(アスベスト)による健康被害や、  
その発症経路・労災について、  
専門医を交えてわかりやすく説明します。

098-865-5213

石綿(アスベスト)による健康被害や、  
その発症経路・労災について、  
専門医を交えてわかりやすく説明します。

<セミナー>



## 5. 安全かつ効率的な業務の実施

### ■中期目標

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報を適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

### ■中期計画

- (1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。
- (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。

### ■平成 28 年度計画

#### (1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

#### (2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%		

## <評価の視点>

- ・ 情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。

## ■ 評価と根拠

### <自己評価>

B

### <根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。
- 個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会の設置や外部専門家を交えての検討、また石綿救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を実施することができた。

## ■ 課題と対応

- ・ 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。

## ■ 主要な業務実績

### (1) 認定・給付システムの運用等

情報セキュリティを確保しつつ、毎月、各課のシステム担当者による定例会を開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用を行った。また、システムを活用して、毎月棚卸しを行い、審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。

### (2) 個人情報の保護等

#### ① 石綿情報セキュリティ委員会の設置

石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿健康被害救済部に石綿情報セキュリティ委員会（委員長 理事長）を設置し、次の取組を行った。

ア. 過去のインシデント情報の集約化と共有

イ. ヒヤリハットの集約化に向けた仕組みづくり

ウ. 外部専門家を交えてシステム活用によるリスク低減に向けた検討

エ. ファイルサーバーに保存されている個人情報の削除に向けた検討

オ. 部内パトロールによる部横断的な点検の実施

#### ② 外部専門家を交えてシステム活用によるリスク低減に向けた検討

内部統制システム計画にて作成した業務フローのうち、個人情報を取り扱う業務について、認定・給付システムの活用により、個人情報へのアクセス、複製管理など、個人情報の漏えいリスクの低減が図れないか、外部の専門家を交えて検討を行い、平成 29 年度中に申請関係業務のセキュリティレベルを向上させる対策を実施することとしている。

③ 職員研修

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に以下の研修を実施した。

ア. 情報セキュリティの確保及び個人情報保護を図るための実施手順について研修を実施（4/19・4/22）。

イ. ヒューマンエラーを起因とする個人情報の漏えいについて研修（2回）を実施。

<外部講師による個人情報保護研修の様子>



④ 専門研修

情報セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者の職員（4人）を地方公共団体情報システム機構主催の「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加させた。

⑤ その他

個人情報漏えいに対する情報セキュリティを強化するため、文書を保管している書庫の通気口に侵入防止対策を講じた。

## 6. 救済制度の見直しへの対応

### ■中期目標

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

### ■中期計画

法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

### ■平成 28 年度計画

政府による改正法施行5年の救済制度の見直しに当たり、統計情報など必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。また、見直しの結果を受けて、その適切な実施に向けた検討を行う。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成目 標	基準値（参 考） （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26 年 度	27 年度	28 年度	29 年 度	30 年 度
環境省との意見交換会の実施の有無		有	有	有 （10/22、 2/15 実施）	有 （4/28, 6/29, 7/21, 8/29, 10/6, 12/21, 3/16）		

<評価の視点>

- ・ 情報提供が適切に行われているか。
- ・ 見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われているか。

## ■ 評価と根拠

### < 自己評価 >

B

### < 根拠 >

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 環境省における改正法の施行後5年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、診断書様式の電子化など実施可能なものについて着手した。
- また、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における検討とも併行して、平均処理日数の短縮に向けて、環境省と議論を行い、環境省における審査回数及び件数を増加させることができた。
- 制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。

## ■ 課題と対応

政府による改正法施行5年の救済制度の見直しについて、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の提言を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。

## ■ 主要な業務実績

### (1) 救済制度の見直しへの対応

環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努め、環境省における改正法の施行後5年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、診断書様式の電子化など実施可能なものについて着手した。

また、平均処理日数の短縮に向けて実務的な観点から課題を整理し、環境省と議論を行い、環境省における審査回数及び件数を増加させることができた。

### (2) 「10年の記録」の作製

制度発足以来、これまでに救済制度の施行状況について検討がなされ、必要な見直しが行われてきた。10年の節目に当たり、制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。

## <環境研究総合推進業務>

### 1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

#### ■中期目標

##### (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

##### (2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。

また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

#### 【難易度：高】

直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。

##### (3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

#### ■中期計画

##### (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ

ることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

（平成28年度新規課題：262件、平成27年度新規課題：225件、平成26年度新規課題：282件）  
（戦略的研究開発領域を除く）

#### （2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフィージビリティスタディ、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。

機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

※ 業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。

#### （3）研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環

環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

## ■平成 28 年度計画

### (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

平成 28 年 10 月 1 日から、これまで環境省が実施していた環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の一部業務が機構に移管されることに伴い、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、配分業務等の実績を有する職員の配置を行うとともに、業務の実施に必要な規程やマニュアルの整備など推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

平成 28 年度は、平成 29 年度から開始する「環境問題対応型研究」、「課題調査型研究」（以下「戦略 F S」という。）、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。

公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

また、平成 28 年度以前から開始されている継続研究課題については、平成 29 年度から機構において環境省から業務が引き継げるよう、研究機関との契約事務等の準備を行う。

### (2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うための体制を整備するため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略 F S、推進戦略で設定する 5 領域の各研究部会を機構において新たに設置する。

平成 29 年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するプログラム・オフィサー（以下「P O」という。）によるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

### (3) 研究成果の普及及び活用の促進

平成 28 年度は、環境省がこれまで実施してきた研究の成果を機構が新しく開設するウェブサイトへ掲載し、広く公表するなど、研究成果を広く周知するための仕組みを構築する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年度	2 9 年 度	3 0 年 度
新規課題 公募にお ける申請 件数	業務移管前の直近 3 年間 と同水準以上の申請件数 を確保	H25 : 270 件 H26 : 223 件 H27 : 251 件 （平均 : 248 件）	—	—	251 件		
事後評価 における 上位 2 段 階の割合	事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課 題数の割合が業務移管前 の直近 5 年間の実績の平 均値を上回り、さらに、 60%以上を目指す。	50.3%	—	—	—		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- 業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。
- 公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下のとおり、年度計画を上回る取組を実施したため、自己評定を A とした。

●推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備

今回の推進費の一部業務の移管においては、業務移管後直ちに平成 29 年度新規課題の公募業務を行う必要があった。このため、機構では、新たな研究費の運用ルールの見直しを前倒しで進めたこと、新規パンフレットの製作など広報を積極的に行ったこと、専門性の高い職員を新たに採用するなど体制を強化したことにより、研究機関や研究者に混乱を生じさせることなく、業務を運営することができた。

●平成 29 年度新規課題の公募の実施及び申請結果

新規課題の公募については、業務移管前の直近 3 年間の水準（平成 248 件）を上回る 251 件の申請があり、目標を達成した。また、公募要領や公募説明会において、重点テーマや重点採択等について積極的に広報等を実施した結果、低炭素領域の課題の応募が大幅に増加（27 件→37 件）した。採択においても、これらの研究課題を重点的に採択する仕組みを採用し、同領域の課題を重点的に採択した（平均採択率が 22%に対し、低炭素領域は 35%）。さらに、これまで申請が少なかった民間企業からの申請も大幅に増加した（2 件→11 件）。

●審査方法の改善

今回の公募から、行政ニーズとつながりの高い研究課題が客観的に選考されるよう、第一次審査において、行政推薦された課題に加点する仕組みを新たに採用して審査のルール化を図るなど、公募の審査方法の一部見直しを行った。

本項目は、環境省から移管され、平成 28 年 10 月から開始した新規業務であり、今後の機構の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であるが、広報の充実等により、申請件数の数値目標を達成し、研究レベルを確保するとともに、重点的採択や行政推薦課題の加点の仕組みなど新たな取組により、政策ニーズに則した課題を採択した。これらを踏まえれば A と評価する。

■課題と対応

現行の公募方法では、公募開始から申請書提出の締切りまでの期間が 1 ヶ月程度と短く、新規申請者が公募内容を知り得てから研究計画を作成し申請するまでの期間が十分に確保できていないおそれがあることから、今後は、公表可能な範囲で公募概要（公募区分、公募期間等）を早期に公表するなど、公募方法の見直しを検討する。

## ■主要な業務実績

### (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

#### ①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備

##### ア. 推進費業務を所掌する専門部署の新設及び専門職員の配置

推進費の業務を円滑に移管するため、平成28年4月、「環境研究総合推進準備チーム」を立上げ、規程の整備や関係者等との調整を行うなど、10月からの業務開始に向けた準備を進めた。

平成28年10月、推進費の業務を効果的かつ効率的に実施するため、推進費業務を専管で所掌する環境研究総合推進室（以下「推進室」という。）を新たに設置した。推進室には、資金の配分業務のノウハウや環境省での推進費業務の経験を有する機構内の職員を配置するとともに、業務経験を有する専門的な職員の新規採用等により、業務運営を円滑に実施するための体制を整備した。

##### イ. 東京事務所の開設

推進費の業務移管後も環境省や研究者と連携して制度を効果的に推進するため、環境省や研究者との意見・情報交換や進捗確認が容易に行えるよう、公募手続、契約事務を一元的かつ効率的に実施できる執務スペースと、環境省関係課室等関係者との打合せ会議、公募審査における研究者へのヒアリング（プレゼンテーション方式）、中間評価における成果報告会、研究者に対する説明会、研究者が行うアドバイザリーボード会合等で使用できる会議室スペースを備えた事務所を、平成28年10月に東京都内に開設した。



東京事務所が入居している麴町Mスクエアビル



東京事務所会議室で開催した会議の様子

(平成29年2月1日 低炭素部会)

また、秘密保持義務の徹底を図るため、職員の禁止行為として「業務上知り得た秘密の盗用」を就業規則に明記した。更に、これまで機構が実施している情報漏洩の防止のためのセキュリティ対策に加え、東京事務所では、書類保管庫への入退出制限の対策を講じた。

#### (機構本部と共通の対策)

- 執務室及び会議室への入退出の制限（電子錠）
- ネットワーク環境等

- ・ネットワーク分離：業務環境とインターネット環境の分離
  - ・インターネット環境接続の制限：プロキシ認識（外部の悪意あるサイトへの接続の遮断）の導入
  - ・ハードディスクへの接続制限：USBメモリの個人持込の禁止
  - ・メールの添付ファイルのチェック：メールの添付ファイルを上司へ自動転送（東京事務所における追加の対策）
- 書類保管庫への入退出制限（電子錠：推進室職員のみ入退出可）及び鍵付ロッカーによる管理

#### ウ. 規程類の整備

平成 28 年 10 月 1 日からの推進費の業務移管に向けて、9 月までに組織の見直し、会計ルールの変更など総務、経理に関する既存規程の改正を行った。

また、推進費業務を機構が実施する上で必要となる新規の規程を制定した。

#### 【環境研究総合推進業務の追加に伴う規程等の改正及び新規制定】

##### ◎改正 33 本

##### ○総務部所管（25 本）

- ・独立行政法人環境再生保全機構業務方法書
- ・独立行政法人環境再生保全機構組織規程
- ・独立行政法人環境再生保全機構就業規則
- ・独立行政法人環境再生保全機構東京事務所の管理に関する達 他

##### ○経理部所管（8 本）

- ・独立行政法人環境再生保全機構会計規程
- ・独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則
- ・独立行政法人環境再生保全機構物品管理実施細則 他

##### ◎新規 6 本

- ・環境研究総合推進費実施要領
- ・環境研究推進委員会規程
- ・環境研究総合推進業務に係る研究課題評価実施細則
- ・研究活動における不正行為等への対応に関する規程
- ・独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進費補助金交付要綱
- ・環境研究総合推進費による事業に係る委託研究契約事務取扱要領

#### ②平成 29 年度新規課題の公募の実施

##### ア. 平成 29 年度新規課題の公募の実施に当たっての見直し

平成 29 年度新規課題の公募の実施に当たっては、環境省及びプログラム・ディレクター（以下「PD」という。）と協議し、推進費が研究者にとってより使いやすい制度となるよう、複数年度契約方式を採用し、研究費の繰越、年度をまたがる物品の調達等が可能となる研究費の新たな使用ルールや、年度末までの研究期間の確保、研究機器の有効活用など競争的資金における統一ルール等を導入すべく、公募要領の見直しを行った。

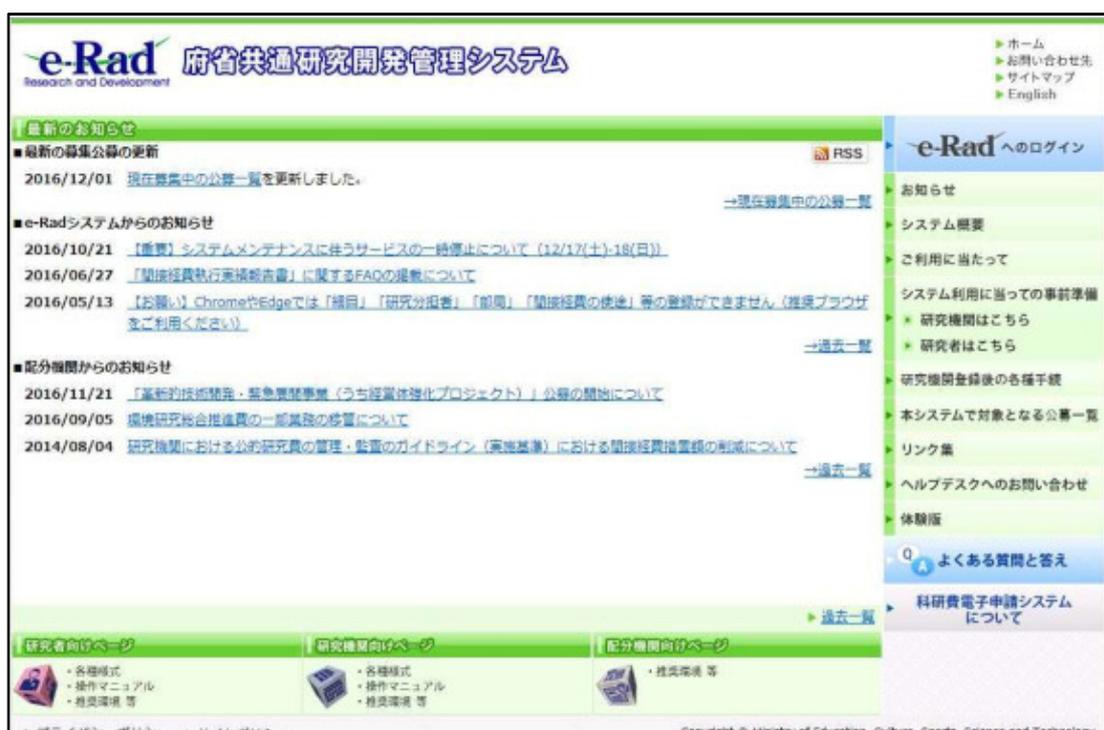
また、公募する研究領域とそれぞれの領域毎に 15 の重点課題及び 49 の行政ニーズを示すとともに、これらの中から、平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえて、「温室効果ガスの抜本的な排出削減や経済・社会課題の同時解決のきっかけとなる気候変動対策に関する研究課題」や「気候変動の影響に対する適応に関する研究課題」を、特に提案を求める研究開発テーマとして公募要領や公募説明会において積極的に広報するなど、重点的に公募を行った。

## イ. 公募の実施

平成 29 年新規課題の公募を平成 28 年 10 月 3 日～11 月 7 日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、4 つの公募区分について実施した。

○公募区分：①環境問題対応型研究 ②革新型研究開発（若手枠） ③課題調査型研究  
④次世代事業

○公募研究領域：①統合領域 ②低炭素領域 ③資源循環領域 ④自然共生領域 ⑤安全確保領域



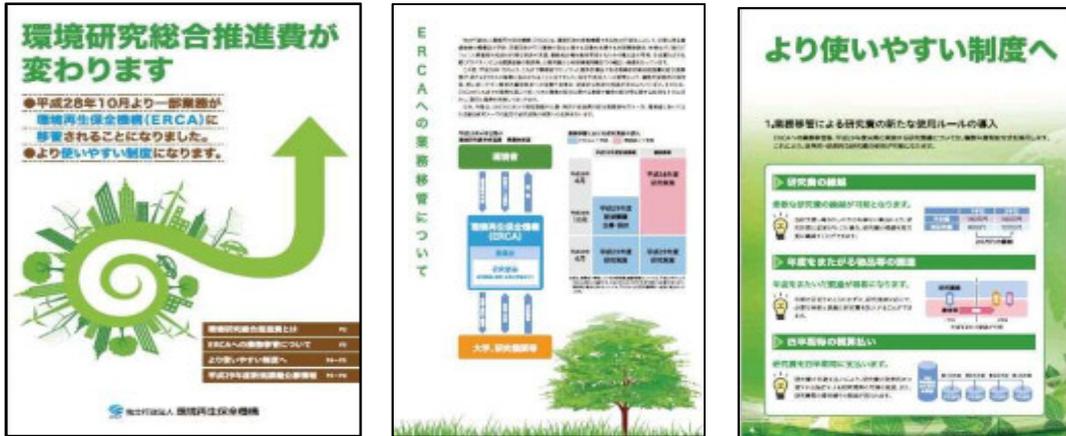
（資料編 P86\_研究 1 平成 29 年度新規課題公募要領（抜粋版））

## ウ. 広報

平成 28 年 10 月から推進費の一部業務が機構に移管され、平成 29 年度の新規課題公募から機構が公募を実施するため、研究者の混乱を招かないよう、啓発ツールを新規に作成し、研究者コミュニティや科学研究費補助金を利用している研究機関等へ広く配布するとともに、機構の WEB サイトに推進費の WEB コンテンツを新規作成した。更に、（一社）日本経済団体連合会の業界紙や研究者コミュニティの WEB サイトにも掲載を依頼し、広く周知を図った。

【機構が新規に制作した啓発ツール】

○「啓発パンフレット」



○「啓発パンフレット」の配布実績

配布先	箇所数	配布部数
①研究者コミュニティ (大気環境学会 他)	13	2,600
②大学、研究機関等 (科研費上位 30 機関 他)	30	4,500
③公募説明会	5	250
④研究者 (H28 推進費)	171	513
⑤委員会、各部会	6	180
⑥会計説明会	6	500
⑦経団連環境安全委員会	1	210
⑧H29 新規課題公募 (第 2 次ヒアリング)	5 部会	300
⑨その他		947
合計		10,000

○「環境研究総合推進費 WEB サイト」



【外部機関の啓発ツールの活用例】

○「経団連タイムス（2016/10/27号）」



○「公募情報が掲載された研究者コミュニティサイト」

No.	学会名
1	大気環境学会
2	日本水環境学会
3	日本気象学会
4	日本水産学会
5	日本地下水学会
6	日本都市計画学会
7	環境放射能除染学会
8	廃棄物資源循環学会
9	日本生態学会
10	日本リモートセンシング学会
11	環境科学学会
12	環境技術学会
13	水文・水資源学会
14	日本エアロゾル学会
15	日本海洋学会
16	サイエンスポータル



## エ. 公募説明会の開催

平成 29 年度新規課題の公募の実施に当たっては、研究者へ制度や公募内容を具体的に説明する公募説明会を大学、研究機関において開催した。

また、企業への広報アプローチの一環として、12 月に開催された（一社）日本経済団体連合会環境安全委員会において、企業の経営者や環境分野のセクションの担当者等に推進費の配分業務が機構に移管され、より使いやすい制度に見直されることなど、推進費の新たな運用について説明を行った。

公募説明会には、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者まで幅広い層から参加を得ることができた。

また、参加者からは、補助金から委託費への変更内容、サブテーマの設定方法、行政ニーズの内容等について多くの質問が寄せられ、質問の一部は機構の WEB サイトに FAQ として掲載した。

### ○公募説明会の開催実績

日程	地域	会場	参加者数
平成 28 年 10 月 5 日	関西地区	同志社大学	44 名
平成 28 年 10 月 6 日	関東地区	早稲田大学	47 名
平成 28 年 10 月 12 日	東北地区	東北大学	15 名
平成 28 年 10 月 13 日	九州地区	九州大学	27 名
平成 28 年 10 月 17 日	関東地区	国立環境研究所	31 名



公募説明会（九州地区会場：九州大学）

平成29年度公募概要			
公募(e-Rec)受付期間:平成29年10月9日～11月7日(月)17時			
公募要領等はERCAウェブサイトより入手できます。			
平成28年度の公募区分とその概要			
区分	申請研究費の 又は産費	申請研究費の 又は産費	研究期間
公募区分	環境問題対応型研究	4千万円以内(202)	2年以内
	産業型研究開発	合計額(201)	2年以内
	産学連携型研究	1千万円以内(192)	2年以内
補助金	次世代産学型社会形成推進技術開発競争事業 (補助率1/2)	2億円以内(203)	2年以内

※1:平成29年度(1)以降の募集  
※2:産学競争型事業  
※3:産学競争型事業  
昨年度まで10/10補給だった(循環型社会形成推進研究事業)は委託費で実施します

公募説明会における説明ツール

### ③平成 29 年度新規課題公募に係る申請結果

平成 28 年 10 月 3 日から 11 月 7 日まで、平成 29 年度新規課題の公募を実施した結果、取下げ等の誤った申請を除いた件数において比較すると、昨年度と同じ 251 件の申請があり、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（平均 248 件）を上回った。

公募区分としては、29 年度から「循環型社会形成推進研究事業（補助金）」が「環境問題対応型研究（委託費）」に変更になったことから、当該区分の研究課題が大幅に増加した（136→215 件）。

また、研究領域としては、パリ協定を踏まえた課題を重点的に採択するとして応募した低炭素領域の研究課題が大幅に増加した（27件→37件）。組織別の申請件数を昨年度と比較すると、民間企業からの申請が大幅に増加した（2件→11件）。

（表1）公募区分別の申請件数（括弧内は昨年度）

①環境問題 対応型研究	②革新型研究 開発（若手枠）	③課題調査型 研究（戦略FS）	④次世代事業	合計
214（217）	30（33）	2（－）	5（1）	251 （251）

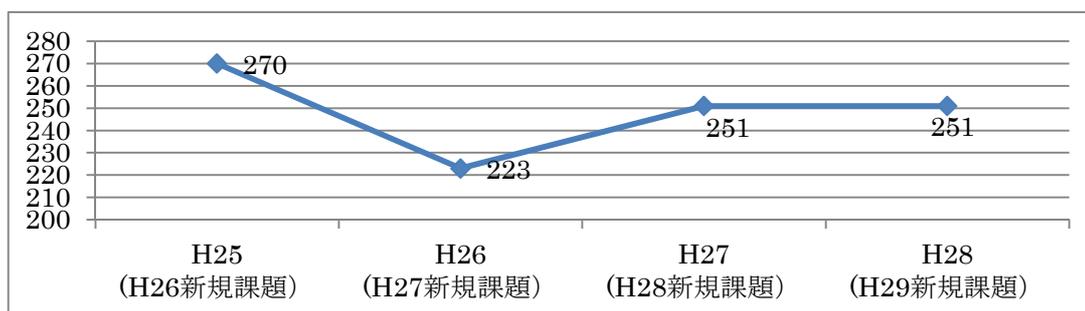
※昨年度の申請件数は今年度の公募区分に合わせて整理。①～③委託費、④補助金

（表2）領域別の申請件数（括弧内は昨年度）

①統合	②低炭素	③資源循環	④自然共生	⑤安全確保	合計
37（45）	37（27）	79（82） 【5】（【1】）	41（43）	57（54）	251 （251）

※【 】は次世代事業

（図1）過去の申請件数



注1) 取り下げまたは誤った申請による不受理を除いた件数

注2) 戦略的研究開発領域を除く

## （2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

### ①環境研究推進委員会及び各研究部会の設置

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うための体制を整備するため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する5領域の各研究部会を機構において新たに設置した。これにより、これまで環境省の環境研究企画委員会等が実施していた公募の審査、採択等の一部業務を環境研究推進委員会及び各研究部会において実施した。

### ②新規課題公募の審査の実施

#### ア. 採択審査の方法

平成29年度新規課題公募の審査の実施に当たっては、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から行う審査に加え、環境省が審査に参画し、行政への貢

献が期待される課題について、加点を行う新たな仕組みを採用し、平成 29 年度新規課題公募の審査から適用した。

#### イ. プレ審査

平成 29 年度新規課題公募として申請のあった 251 件について、豊富な研究経歴を有する 8 名のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）において、資格、要件等をチェックするプレ審査を実施した。また今回のプレ審査では、次工程の第 1 次審査を効率的に実施するため、研究期間の妥当性、行政ニーズの適否等について PO による参考コメントを付すなど、プレ審査方法の一部見直しを行った。

さらに環境省、PD、PO が出席するプレ審査結果の確認会議を機構において開催し、プレ審査結果の情報を共有するとともに、審査結果に行政ニーズが的確に反映されるようにした。

#### ウ. 第一次審査

プレ審査を通過した 249 課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、102 課題を選定した。今回から審査方法の一部を見直し、この第一次審査において、行政推薦された課題に加点する仕組みを新たに採用して審査のルール化を図ること等により、行政ニーズとつながりの高い研究課題が選考されるようにした。

#### エ. 第二次審査

一次審査を通過した 102 課題を対象に、研究部会の委員、PD 及び環境省職員によって構成される評価委員による第二次審査（ヒアリング審査）を実施した。

#### オ. 採択課題の決定

第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに 55 課題の新規課題を採択した。

今回の採択では、COP21 で採択されたパリ協定を踏まえ、気候変動対策に関する課題等について、重点的に採択するとともに、若手枠、課題調査型研究、次世代事業の区分についても新規課題を採択した。

（資料編 P90\_研究 2 平成 29 年度新規採択課題一覧）

（表 3）公募区分別の採択件数

①環境問題 対応型研究	②革新型研究 開発（若手枠）	③課題調査型 研究（戦略 FS）	④次世代事業	合計
46	6	1	2	55

(表4) 領域別の採択件数及び採択率

	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
採択課題	6	13	14	8	14	55
採択率	16.2%	35.1%	17.7%	19.5%	24.6%	21.9%

※領域別の申請件数は表2参照

〈パリ協定を踏まえて提示した行政ニーズの課題として採択された課題等〉

研究課題名	研究者代表	実施研究機関
温室効果ガスの吸排出量監視に向けた統合型観測解析システムの確立	三枝 信子	国立環境研究所
パリ協定気候目標と持続可能開発目標の同時実現に向けた気候政策の統合分析	高橋 潔	国立環境研究所
地球温暖化に関わる北極ブラックカーボンとダスト粒子の動態と放射効果	小池 真	東京大学
日本における長期地球温暖化対策経路の複数モデルを用いた評価と不確実性の分析	杉山 昌広	東京大学
アジアの森林土壌有機炭素放出の温暖化影響とフィードバック効果に関する包括的研究	梁 乃申	国立環境研究所
再生可能都市への転換戦略－気候変動と巨大自然災害にしなやかに対応するために－	加藤 博和	名古屋大学
カーボンプライシングの事後評価と長期的目標実現のための制度オプションの検討	有村 俊秀	早稲田大学
適応策立案支援のための地域環境を考慮した多元的脆弱性評価手法の開発	大場 真	国立環境研究所
HFCと温室効果ガス削減対策のオゾン層回復に対する有効性評価に関する研究	秋吉 英治	国立環境研究所
メタンの合理的排出削減に資する東アジアの起源別収支監視と評価システムの構築	伊藤 昭彦	国立環境研究所
資源・エネルギーの統合利用による「低炭素型地域再構築」の計画分析モデル開発と実証	芦名 秀一	国立環境研究所
グリーンインフラを用いた気候変動に伴う沿岸災害の減災評価手法の開発	森 信人	京都大学
全球非静力学モデルを用いたアジア域におけるスーパー台風の温暖化応答に関する研究	小玉 知央	海洋研究開発機構

## (3) 研究成果の普及及び活用の促進

環境省がこれまで実施してきた研究の成果を機構が新しく開設したWEBサイトから閲覧できるよう、機構WEBサイトに環境省の環境研究総合推進費WEBサイトのリンクを張るなど、研究成果の普及に努めた。

## 2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

### ■中期目標

#### (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。

【重要度：高】

推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

#### (2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。

#### (3) 研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。

### ■中期計画

#### (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。

なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。

※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

#### (2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。

### (3) 研究費の適正な執行等

新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究費情報を確認し、研究費の不合理な重複や過度な集中を排除する。

また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。

さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。

## ■平成 28 年度計画

### (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び研究開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、平成 29 年度の研究課題からの適用に向けて、予算の弾力的な執行を行うための規程の整備や会計処理方法の見直しを行う。

### (2) 研究者への助言等の支援の強化

研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化を図るため、環境省と協議の上、POの体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討を進める。

### (3) 研究費の適正な執行等

平成 29 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複や過度な集中がないか確認する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、規程の整備や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施する。

## ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
研究費使用 における研 究者の利便 性の向上	研究者に対して、研究費の利便性の向上に 関するアンケート調査を実施し、有効回答者 のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの 評価を得る。	同左	—	—	—		

### <その他の指標>

—

### <評価の視点>

- 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。

## ■評定と根拠

### <自己評定>

A

### <根拠>

以下のとおり、年度計画を上回る取組を実施したため、自己評定を A とした。

今回の業務移管に伴い、これまで環境省が行っていた研究費の使用ルールを他の競争的資金制度と統一的な仕組みに合わせるよう見直しを行い、業務移管前より研究者の利便性を大幅に向上させた。

見直しにあたっては、先行している他の競争的資金制度と可能な限り同様の運用が可能となるよう、機構内の現行ルールでは対応できない場合は、内部規程を改正するなど研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。

さらに、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるよう、他の競争的資金制度では導入されていない推進費の独自ルールも導入した。

これらの新たなルールについては、研究機関や研究者に十分に周知するとともに、研究者からの研究計画書の早期提出と機構の審査体制の充実を図ることにより、継続課題については、想定を上回る早期の契約締結にもつなげることができた。

以上のとおり、業務移管前に比べ、研究費の使用等に係る運用を大幅に改善し、研究者にとっての利便性の向上を実現し、当初の目標を上回る見直しと成果が得られており、これらを踏まえれば A と評価する。

■課題と対応

—

■主要な業務実績

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

①研究費の新たな使用ルールの導入

業務移管により、効率的、効果的な研究費の使用が可能となるよう、研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、研究者にとってより使いやすい制度に見直しを行った。

また、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるようにするため、4月1日から研究費の執行を可能とするルールの見直しも併せて行った。

ア. 業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入

	移管前	移管後
1) 契約期間	単年度	2年度を上限とした複数年契約
2) 研究費の支払い	確定払い（一部概算払い）	4分割払い（一括払いも可）
3) 直接経費の費目間流用	直接経費総額に対し 20%以上の流用をする場合は、変更契約締結。	流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の 50%を超えない場合は承認不要。
4) 購入物品の取扱い	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円（税込）以上の物品の資産の帰属は委託期間中においては研究機関とし、委託業務終了後は返還を求めることがある。	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円（税抜）以上の物品の資産の帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構）
5) 研究機器の合算購入	—	本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める。（企業等を除く）
6) 研究費の繰越し	—	翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越しが可能。
7) 研究費の執行可能日	契約締結日以降	契約締結日にかかわらず、効力の発生日（4月1日）以降

イ. 競争的資金の使用に関する統一ルールの対応

1) 研究期間の確保	各報告書の提出が事業年度（研究期間終了）後 61 日以内まで可能
2) 使用ルールの統一	消耗品・備品の購入、管理に関するルールの統一
3) 研究機器の有効活用	研究機器の共用利用・一時的に他の研究で使用することが可能
4) 研究費の合算使用	旅費・消耗品について他の研究費と合算して使用することが可能
5) 報告書様式の統一	様式の簡素化・費目構成を「府省共通取扱区分」に統一

②会計説明会の開催

研究費の新たな使用ルールなどの見直し内容を研究者へ周知し、制度の適正な運用を図るため、会計事務担当者等を対象に会計説明会を新規に実施した。併せて、具体的な運用をわかりやすく取りまとめた事務処理説明書を配布した。

○平成 29 年度継続課題に係る会計説明会の開催実績

開催日	開催地	開催場所	出席者
平成 29 年 1 月 31 日(火)	東京都	環境再生保全機構 東京事務所	64 名
平成 29 年 2 月 2 日(木)	札幌市	北海道大学 百年記念会館 大会議室	19 名
平成 29 年 2 月 6 日(月)	福岡市	九州大学 産学官連携 イノベーションプラザ	22 名
平成 29 年 2 月 7 日(火)	京都市	京都大学国際科学イノベーション棟 シンポジウムホール	71 名
平成 29 年 2 月 8 日(水)	つくば市	国立環境研究所 温暖化棟交流会議室	70 名
平成 29 年 2 月 10 日(金)	東京都	環境再生保全機構東京事務所	36 名

計 282 名



H29 継続課題会計説明会（於：東京事務所）



事務処理説明書

(2) 研究者への助言等の支援の強化

平成 29 年度から実施する研究課題の研究管理における研究者への支援の強化等を図るため、大学、研究機関等で豊富な研究経歴を有し、国等の研究において、豊富な研究マネジメントの実績を有する 8 名の P O を確保し、支援体制を構築した。

また、環境省及びPDと調整し、中間評価における低評価研究課題への指導対象を、これまでの5段階評価（S～D）の下位2番目（C）以下から下位3番目（B）以下に変更し、指導対象課題を拡大したり、進捗管理において前回の評価結果の反映状況の追跡を行うよう管理方法を見直すなど平成29年度以降の研究課題に対する進捗管理や管理体制の強化に向けた検討を進めた。

### （3）研究費の適正な執行等

平成29年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、研究の重複や過度な集中がないか確認するなど公正かつ適正な実施を確保するための対策を講じた。

近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、他の競争的資金制度の例を参考に、推進費における「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を整備し、不正行為等に適切に対応するための体制を整備した。さらに研究機関との委託契約や補助金交付要綱において、研究機関における管理・監査の体制整備を求めることを規定し、不正行為等の未然防止を図るとともに、不正行為等に関する措置についても規定し、適切な対応がとれるようにした。

また、平成29年度新規採択課題を対象に、研究代表者、会計担当者等に対して使用ルールの周知徹底のための事務処理説明書等を説明するのに合わせ、研究公正に関する専門家による講習を行う採択課題説明会を、新たに平成29年4月上旬に実施する予定であり、今年度は実施に向けた準備を行った。

## Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 組織運営

#### ■中期目標

##### (1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

##### (2) 内部統制の推進

###### ① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

###### ② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

###### ③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務実施体制を整備する。

###### ④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

#### ■中期計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速

かつ適切に対応し得る組織を構築するため、効率的な業務実施体制及び適正な人員配置の見直しの検討を適宜行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

■平成 28 年度計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、組織のあり方、人員配置、人事評価制度、職員研修等の

業務運営体制等について、戦略的な見直しの検討を行う。

#### (1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点を踏まえ、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して、①中長期的な人材育成及び組織力強化の視点に立ち、機構独自の創意・工夫により策定した新たな研修体系（平成 26 年度から「ERCA 研修計画」として展開中）及び新たな人事評価制度（平成 27 年度に制度改定、平成 28 年度から実施）の着実な運用・定着を図るとともに、②情報セキュリティ対策の高度化とその確実な運用のための情報システム関連業務の集約化、並びに各部門の業務における契約及び支払関連業務の事務負担軽減のための集約化など、組織・要員体制の見直しの検討を進める。

また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。

さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各部署で一定の業務量となっている管理業務の事務の効率化を進める。

#### (2) 内部統制の推進

##### ① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画（平成 28 年度）の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。

また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。

内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を行う。

##### ② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

##### ③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、特に影響の大きいリスクについてはリスク管理委員会を開催し、リスクが顕在化した際の対応方針等について検討する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備するため、業務実施継続計画を策定し、当

該計画を用いた訓練を実施する。

#### ④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の確認等を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、あわせて内部監査に加えて外部専門機関によるシステム監査の導入を検討するなど、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。

また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

#### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

#### ■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 業務実施体制の見直しの検討については、債権管理回収業務の現況を踏まえて、同業務を所掌する事業管理部の縮減を進めるとともに、平成 29 年度中に経理部に統合する計画を策定した。また、更なる業務運営の効率化を図る観点から、係制度の廃止及びチーム制の導入を検討し、平成 29 年度中の見直しを予定している。

各部門共通業務の集約化、管理業務のアウトソーシングによる効率化等についても、平成 29 年度中の運用開始に向けて計画的に検討を進めた。

さらに、平成 28 年 10 月に環境省から移管された環境研究総合推進費の配分等業務の開始についても、必要な体制を整備するなどして適切に対応した。

- 内部統制の推進については、「平成 28 年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部有識者による検証を受

けるなど、適正な運用を行った。また、内部統制研修を実施し、職員の意識向上にも継続的に取り組んだ。

さらに、平成 27 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、内部統制上の課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。

コンプライアンスの推進については、改正育児介護休業法の施行等（平成 29 年 1 月）による「妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント」の防止義務づけを受けて、必要な規程改正、コンプライアンス・マニュアル改訂及び職員教育を着実に実施した。

リスク管理についても、法人独自の「72 重要リスク」及び「機構の 3 大リスク」の管理方針策定、非常時優先業務実施訓練等を実施し、障害等発生時の対応方針を明確化した。

- 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成 28 年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、平成 27 年度から引き続き、サイバー攻撃対策の有効性検証、職員教育・訓練等の各種取組を展開し、組織全体の情報セキュリティ高度化を図った。

## ■課題と対応

平成 28 年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、業務実施体制の見直し、内部統制の推進等に取り組む。

## ■主要な業務実績

### （1）業務実施体制の見直しの検討

#### ①組織体制の見直し

##### ア. 債権管理回収業務に係る見直し

債権残高を着実に減少させている債権管理回収業務の現況等を踏まえて、次のとおり組織体制の見直しを実施した。

（ア）債権管理回収業務を所掌する事業管理部において、財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制を 2 課体制へと縮減した（4 月）。

（イ）事業管理部について、更なる縮減・統合の検討を行い、平成 29 年度中に経理部に統合する計画を策定した。

##### イ. チーム制の導入に係る検討

内部統制上の諸課題等に適切に対応するため、更なる業務運営の効率化を図る観点から、役員懇談会において係制度の廃止及びチーム制の導入について議論を重ね、その実現に向けて、総務部及び経理部における試行（12～1 月）を実施した。その状況等を踏まえて、平成 29 年度中に業務実施体制の見直しを行う予定である。

#### ②業務の集約化及び効率化

##### ア. 各部門共通業務の集約化

各部門に共通している予算執行管理業務、調達等の契約業務、情報システム管理業務、旅費関係業務等について、組織全体の業務効率化を図るため、管理部門である総務部及び経理部に集約一元化する検討を行った。

平成 28 年度においては、実際に一部の契約業務等を経理部に集約して試行したところであり、その状況等を踏まえて平成 29 年度も引き続き集約一元化の検討を行う予定である。

#### イ. 管理業務のアウトソーシングによる効率化

(ア) 出張チケット手配事務について、旅行代理店のウェブシステムを導入し、試験的運用を開始した(1月)。なお、本アウトソーシングについては、平成 29 年度中の本運用開始を予定している。

(イ) 給与計算事務について、事務効率化の観点からアウトソーシングが適当な範囲を特定し、仕様の検討に着手した。なお、本アウトソーシングについても、平成 29 年度中の開始を予定している。

#### ウ. 業務システムの改修等による効率化

(ア) 平成 27 年度に構築した新経理システムの運用を開始し、予算執行管理事務の効率化を図った(4月)。

(イ) 平成 29 年度中の事業管理部の経理部への統合を念頭に、経理システムとの連動が可能となるよう債権管理システムの改修を進めた。なお、新債権管理システムは平成 29 年度中の運用開始を予定している。

### ③新規業務の開始

平成 28 年 10 月の環境研究総合推進費の配分等業務の開始(環境省からの移管)に当たり、同年 4 月に準備チームを立ち上げ、同年 10 月には総務部に環境研究総合推進室を設置するなど体制を整え、業務開始までの限られた期間において、環境研究総合推進業務の実施に関する規程等の必要な内部規程の整備(新規制定及び一部改正 計 39 本)、東京事務所の開設等を確実に実施した。

### ④研修体系及び人事評価制度の着実な運用及び定着

上記①～③の業務実施体制の見直しに当たり、中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、次のとおり、研修体系及び人事評価制度の定着等に向けた取組を推進した。

ア. 研修については、研修運営に係る P D C A サイクルや研修目的の明確化等により職員の意識向上及び定着を図るとともに、研修計画に基づく各種研修を着実に実施した。

イ. 人事評価制度については、職員全員が、新たな人事評価制度の趣旨・目的、手続等を十分理解した上で年間を通じて取り組むことができるよう、説明会(4～5月)及び人事評価研修(6月)を実施した上で、目標設定、評価等を行うなどして導入及び定着を図った。

(本編 VIII-2 職員の人事に関する計画(2)及び(3)参照)

## (2) 内部統制の推進

### ①内部統制に係る体制の整備

内部統制の推進については、平成 27 年度を内部統制再構築の元年と位置付け、各種取組を強化したことを踏まえて、平成 28 年度はその定着を目指し、組織全体で計画的な取組を展開した。

#### ア. 内部統制システム整備計画の策定等

##### (ア) 平成 28 年度内部統制システム整備計画の策定等

各部の内部統制上の課題を整理し、対応するため、内部統制推進委員会における議論を経て、平成 28 年度内部統制システム整備計画を策定した（4 月）。

また、整備計画の一環として、平成 27 年度に引き続き各部の個別業務に関する業務フローを作成することでリスクの洗い出しを行い、業務内容の見直しや点検を行った。

当該整備計画の進捗状況については、毎月事務局（総務部企画課）から各部に確認することで、着実な計画実施を促進した。

（資料編 P94\_共通 1 内部統制の推進に関する組織体制（H27.9～））

##### (イ) 内部統制推進委員会の開催

理事長を委員長とする内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、当該整備計画の進捗状況を定期的に確認するとともに、各部の内部統制の状況を確認することで、機構全体の内部統制を推進した（4 月、7 月、10 月、1 月）。

##### (ウ) 内部統制研修の実施

役職員一人ひとりの内部統制に対する意識の向上を図ることを目的として、平成 27 年度に引き続き、非常勤職員を含む全役職員を対象とした内部統制研修を実施した（9 月）。

平成 28 年度の研修は、内部統制の意義に関する講義、業務フロー作成等のグループワークの二部構成により実施した。

#### イ. 経営と現場の意見交換等

次のとおり、平成 27 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。

##### (ア) 職員と理事長との意見交換会の実施

平成 28 年度から導入した指導役制度において、指導役に選任された職員と理事長との意見交換会を実施し（12 月）、指導役職員同士が指導時における課題等を共有するとともに、理事長の人材育成に関する考えを指導役職員に直接伝達した。

本意見交換会を通じて、職員の人材育成等に対する認識を共通のものとし、ひいては当機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するという内部統制の目的に向けて、指導役職員の意識向上を図った。

なお、本意見交換会を通じて明らかとなった指導役制度の課題等については、平成 29 年度中の改善に向けて、指導を受ける側の職員を対象とするアンケートを実施した（1 月）。

(イ) 内部統制面談の実施

内部統制の現状を把握するため、内部統制担当理事（総務部担当理事）が各部門の若手職員計 22 名と 2 週間にわたり各 45 分程度の個別面談を実施した（12 月）。

ウ. 第三者意見による改善等

(ア) 内部統制等監視委員会による検証等

内部統制等監視委員会を開催し、平成 27 年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（4 月）。

(イ) 監事による確認

平成 27 年度の内部統制推進状況について、監事監査（6 月）において確認を受けた。

②コンプライアンスの推進

ア. コンプライアンス研修の実施等

改正育児介護休業法の施行等（平成 29 年 1 月）により、事業主に対して「妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント」の防止が義務付けられたことを受けて、ハラスメント防止規程等の所要の改正を行う（12 月）とともに、非常勤職員及び派遣職員を含む全職員を対象として、同ハラスメントの防止をテーマとしたコンプライアンス研修を実施した（1～2 月）。

イ. コンプライアンス・マニュアルの改訂

コンプライアンス・マニュアルについて、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進費の配分等業務の開始、平成 29 年 1 月の妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント防止義務付け、情報セキュリティ強化の要請等の社会情勢の変化等を踏まえて改訂を行った（3 月）。

③リスク管理のための体制整備

ア. リスク管理方針等の策定等

(ア) 「環境再生保全機構リスク管理方針」等の策定

平成 27 年度に区分した当機構の「72 重要リスク（※）」に対して適切に対応するため、「環境再生保全機構リスク管理方針」を策定した（1 月）。

※業務遂行上、機構のミッション達成の障害となり得る内外の要因 72 項目について、重要リスクとして識別、分析及び評価を行ったもの。

また、同方針と併せて「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」を策定し、障害等発生時の広報方針を明確化した。

(イ) 「機構の 3 大リスク」管理方針の策定

平成 27 年度の内部統制担当理事と職員との面談等を通じて把握した「機構 3 大リスク」に関し、リスク管理委員会（12 月、3 月）及び内部統制推進委員会における議論を経て、同リスクの管理方針を個別に策定した。

●「機構の3大リスク」について

「機構の3大リスク」とは、「72重要リスク」のうち、平成27年度の内部統制担当理事と職員との面談等を通じて特に影響が多大であると識別した次の項目をいう。

- 1 機構の保有する機微な個人情報の漏えい
- 2 情報セキュリティインシデントの発生
- 3 金融資産の毀損

イ.「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施

（ア）安否確認訓練の実施

災害時の初動体制の強化を図ることを目的として、安否確認システムを通じた安否確認訓練を下表のとおり3回実施した。

実施時期	実施上のポイント
4月	平日の勤務時間内に実施
12月	平日の勤務時間外に、事前告知なしで実施
2月	安否確認システムだけでなく、緊急時連絡網等を併せて活用し、確実に全職員の安否を確認することに重点を置いて実施

（イ）BCPの実効性検証

「ERCA業務継続計画（BCP）」において非常時優先業務として位置付けている石綿健康被害救済給付の支給業務等について、非常時優先業務実施訓練を行い、計画の実効性を検証した（3月）。

同訓練の概要は、次のとおり。

●非常時優先業務（次の2項目）

- 1 石綿健康被害救済給付金の支給業務（会計処理等の手続を含む。）
- 2 当機構の業務継続状況のホームページにおける公開

●訓練のポイント

- 1 災害時に使用可能な機器及び設備が限定された状況を想定
- 2 当機構本部事務所（神奈川県川崎市）から12km圏内に居住する職員に担当を割り振り、実際の操作手順等を試行
- 3 本訓練を通じて、災害時対応可能者を拡充するとともに、BCPの実効性を検証し、効果的な見直しを行う

④情報セキュリティ対策等の推進

当機構においては、石綿健康被害救済業務をはじめとして、国民の機微な個人情報等を取り扱う業務を所掌している。そのため、情報セキュリティ対策推進計画を策定するなどして、保有する情報の流出等を未然に防止するための多層的措置を講ずるとともに、仮に外部からの侵入が発生した場合でも、その活動や拡大を検知及び阻止するためのシステム対策を推進してきたところである。

平成 28 年度においては、これまで講じた措置の有効性及び残存リスクを検証するとともに、追加的な措置の検討を実施した。また、役職員への教育及び訓練を併せて行い、組織的な対応力を向上させることで、更なる情報セキュリティ対策の強化を図った。

具体的な取組は、次のとおり。

#### ア. 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等

##### (ア) サイバー攻撃対策の有効性の検証

平成 27 年度に実施した情報セキュリティ専門ベンダによるサーバ及びネットワークの脆弱性診断において指摘された脆弱性(低レベルのみ)に対して、対応を実施した(9月)。

平成 28 年度においては、情報セキュリティ専門ベンダによるサーバ及びネットワークの脆弱性診断の実施(1月)に加えて、ペネトレーションテスト(侵入テスト)を実施し、平成 27 年度から導入した「業務ネットワークのインターネットからの遮断」及び「実行形式ファイルの実行制限」等の措置について有効性の検証を行った(11月～1月)。ペネトレーションテスト等の結果、緊急性が高い指摘項目は対応済み(12月)であり、その他の指摘項目についても対応を検討することとした。

##### (イ) 情報セキュリティ教育・訓練

サイバー攻撃を完全に排除することはできないとの認識の下、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、非常勤職員及び派遣職員を含む全役職員を対象とした訓練を2回実施した(6月、2月)。

また、全役職員向け情報セキュリティ研修(11月)及び新任者向け情報セキュリティ研修(6月、7月、1月)を実施した。

##### (ウ) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度版)への準拠

平成 28 年 8 月に内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が公開した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定版を踏まえて、当機構情報セキュリティ対策基準の改定作業を進めた(平成 29 年 6 月施行予定)。

##### (エ) ウェブサーバの遠隔地バックアップサイト構築

当機構の主要な情報発信手段であるウェブサイト(ホームページ)は、関東のデータセンターに設置して運用しているが、同センターが被災した場合等に備えて、遠隔地のデータセンターにもバックアップサイトを構築して運用を開始することで、災害時等の情報発信手段を確保した(8月)。

##### (オ) 複合機の認証機能導入

複合機使用時の印刷物回収漏れによる情報セキュリティインシデントの防止、印刷操作の詳細ログの取得等のため、複合機操作時のIDカード認証機能を導入した(11月)。

#### (カ) 情報セキュリティ委員会の開催

下表のとおり、情報セキュリティ委員会を必要に応じて開催し、情報セキュリティに関する課題及び対策の共有と検討を実施した。

また、上記(ア)～(オ)の取組については、情報セキュリティ委員会において検討し、情報セキュリティ体制の強化、適切な情報セキュリティレベルの確保及び個人情報等の情報漏洩防止に向けたシステムの構築に取り組んだ。

開催状況	主な議題
第1回（平成28年4月22日開催）	平成27年度情報セキュリティ監査報告等
第2回（平成28年5月25日開催）	平成28年度情報セキュリティ対策推進計画、平成27年度ネットワーク脆弱性診断結果報告等
第3回（平成28年8月3日開催）	機構情報システム機器のデータセンター設置の推進、平成28年度第1回標的型メール訓練結果報告等
第4回（平成28年12月1日開催）	情報セキュリティ対策推進計画の進捗状況、情報セキュリティ自己点検結果報告等
第5回（平成29年3月23日開催）	情報セキュリティ対策基準の改定、平成28年度情報セキュリティ監査報告、個人情報内部監査報告、平成28年度第2回標的型メール訓練結果報告等

#### イ. 情報の公開及び個人情報保護のための取組

##### (ア) 情報の公開の適切な実施に係る取組

情報公開担当者が、総務省主催の情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に参加し、情報公開法令について知識の習得を図った（4月）。

また、独立行政法人通則法、情報公開法等に基づく情報を含む各種情報について、機構ホームページで適時に公開・更新した（通年）。

##### (イ) 外部委託業者による情報漏洩の防止等

外部委託業者による情報漏洩等の事故防止策として、実効性のある契約手続の検討を行い、「独立行政法人環境再生保全機構の保有する個人情報の保護管理規程」を一部改正、「独立行政法人環境再生保全機構の保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委託に関する達」を制定し（12月制定、2月施行）、委託先に対する管理・監督の強化を図った。

また、平成27年度に引き続き、個人情報の取扱いを含む業務を委託する契約について、情報漏洩防止の観点から、確認票による委託先での「個人情報の保護に関する実態確認」を実施した（1月）。その上で、特に機密性の高い情報を扱う委託先等を選定した上で、実地検査を行い（2、3月）、委託先での個人情報の漏洩防止に努めるとともに、個人情報の安全な管理の確保を図った。

##### (ウ) マイナンバー（個人番号）の適切な取扱いに係る取組

平成27年度の全職員を対象としたマイナンバー研修に引き続き、平成28年度は各部門担当者向けの外部支払先に係るマイナンバーの収集方法等に関する説明会の実施により、

機構職員のマイナンバーの適切な管理の徹底について意識の向上を図った。

また、平成 28 年度から総務部総務課がマイナンバーの収集方法等について積極的に各課のフォローを行うこととし、円滑かつ適正な取扱いを推進している。

さらに、情報セキュリティ及び安全管理措置強化の観点から、機構内部のマイナンバー収集関連ファイル（注：収集対象者に係るファイルで、マイナンバー自体は含まれない。）の閲覧可能者を限定する措置を講じた（9月）。

#### （エ）各部の保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検の実施

保有個人情報の管理及び利用状況点検表により各部において点検を行い（10月）、保有個人情報等の適切な管理の措置について確認を行った。

### ⑤ 監査等

#### ア．内部監査

平成 28 年度は、契約手続、会計担当職の事務引継ぎ、研修等に係る監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出するとともに、理事会で報告し改善に向けて検討を要する事項等について周知を図った。

#### イ．保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査等

各課に配置している個人情報保護管理者を対象に、保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検を実施し（2月）、その結果を受け監査を実施した（3月）。

#### ウ．外部専門機関等による情報セキュリティ監査の実施

監査の客観性、専門性を確保するため、従来の情報セキュリティ監査（内部）に加え、外部専門機関による情報セキュリティ監査を実施した（11月～1月）。

### ⑥ その他

#### ア．役員懇談会の実施

機動的な意思決定及び役員間の情報共有を促進するために、平成 28 年度も引き続き、理事長、理事、監事その他関係者を集めた役員懇談会を全 22 回開催（4月～3月）した。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて課題解決のための検討を行い、可能なものから業務の改善等に反映した。

特に、業務運営の効率化につながる組織の見直しの検討については、テーマとして計 8 回（7月～10月、12月～2月）取り上げて検討を重ね、平成 29 年度以降の実施を予定している。

#### イ．働き方改革等に関する実施と検討

##### （ア）長時間労働の是正に向けた取組

平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き、時間外勤務の事前命令・事後確認等による管理職と管下職員とのコミュニケーションについて職員に周知徹底を図った。

また、従前から定時退室日としている水曜日及び給与支給日の定時退室を一層促進するため、チャイム及びアナウンス機器を導入し、職員に対する呼びかけを行った。

さらに、次年度に向けて「平成 29 年度時間外労働時間の適正管理計画」を策定した。

#### (イ) ストレスチェックの実施

労働安全衛生法の改正に伴い、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とする「ストレスチェック」の年 1 回実施が義務付けられたことから、職員に対するストレスチェックを実施し（11 月）、労働基準監督署へ結果報告を行った（3 月）。

#### (ウ) ダイバーシティの推進に向けた取組

性別、年齢、障がい等によらず、多様な人材を活かし、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目的とするダイバーシティ推進の取組の一環として、平成 28 年度は育児中の女性活躍支援のためのWGを立ち上げ、第 1 回目のWGにおいて機構における課題の洗い出しを行った（3 月）。

なお、障害者雇用及び女性登用の状況については、次のとおり。

- 障害者雇用については、引き続き法定雇用率（2.3%）を上回る 3.9%の雇用率を達成した（平成 28 年 6 月 1 日時点）。
- 女性登用については、平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての目標を設定した（9 月）。

	平成 28 年 4 月 1 日時点 の状況	第 4 次計画目標 (平成 32 年度末)	第 3 次計画目標 (平成 27 年度末)
役員	役員 6 人中 1 人 (16.7%) が女性	1 人 / 6 人 (現状を維持)	1 人 / 6 人 (達成)
管理職	管理職（課長級以上）33 人中 2 人 (6.1%) が女性	8 % (現状から 20%増)	5 % (達成)

なお、平成 28 年度末時点では、女性役員が 6 人中 1 人、女性管理職が 34 人中 3 人（8.8%）であり、平成 32 年度末目標を達成している状況にある。

## 2. 業務運営の効率化

### ■中期目標

#### (1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

##### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

##### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

##### ③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

#### (2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

### ■中期計画

#### (1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行う。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行う。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。

（2）随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■平成 28 年度計画

（1）経費の効率化・削減等

平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成

しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成28年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成28年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。

また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札および契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るうえで、入札および契約手続にかかる組織等のあり方について検討を進める。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

(単位：千円、%)

区分	平成 26 年度 (中期計画) A	平成 27 年度 (年度計画)		平成 28 年度 (年度計画)		前年度 増減 C - B	
		B	中期計画比 (B/A)	C	中期計画比 (C/A)		
共通	420,955	計画予算	414,030	▲1.6	407,219	▲3.3	▲6,811
		実績	(97.9) 405,422	▲3.7	(95.5) 389,067	▲7.6	(▲4.0) ▲16,355

(注) B・C 欄の上段 ( ) 書きは計画予算に対する執行率である。

(単位：千円、%)

区分	平成26年度 (中期計画) A	平成27年度 (年度計画)		平成28年度 (年度計画)		前年度 増減 C-B	
		B	中期計画比 (B/A)	C	中期計画比 (C/A)		
公 健 勘 定	315,853	計画予算	312,631	▲1.0	280,511	▲11.2	▲32,120
		実績	(91.4) 285,813	▲9.5	(94.6) 265,234	▲16.0	(▲7.2) ▲20,579
石 綿 勘 定	249,778	計画予算	296,669	18.8	244,710	▲2.0	▲51,959
		実績	(87.6) 259,764	4.0	(94.3) 230,800	▲7.6	(▲11.2) ▲28,964
研 究 勘 定	-	計画予算	-	-	121,147	-	121,147
		実績	(-) -	-	(91.9) 111,356	-	(皆増) 111,356
基 金 勘 定	820,901	計画予算	810,660	▲1.2	777,740	▲5.3	▲32,920
		実績	(93.2) 755,793	▲7.9	(96.0) 746,773	▲9.0	(▲1.2) ▲9,020
承 継 勘 定	132,178	計画予算	119,281	▲9.8	160,917	21.7	41,636
		実績	(87.0) 103,800	▲21.5	(80.3) 129,205	▲2.2	(24.5) 25,405
合 計	1,518,710	計画予算 (除研究)	1,539,241	1.4	1,585,025 1,463,878	4.4 ▲3.6	45,784 ▲75,363
		実績 (除研究)	(91.3) 1,405,170	▲7.5	(93.6) 1,483,368 (93.7) 1,372,012	▲2.3 ▲9.7	(6.3) 78,198 (▲2.7) ▲33,158

(注) B・C欄の上段( )書きは計画予算に対する執行率である。

(資料編 P95\_共通2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

## (2) 人件費等

## &lt;ラスパイレース指数推移(平成21~28年度)&gt;

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ラスパイレース指数 (対国家公務員指数)	112.1	112.8	108.5	108.3	106.4	108.0	110.7	105.3 (見込み)

(3) 随意契約等の見直し

① 調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(86.5%) 45	(52.9%) 330	(84.8%) 56	(70.6%) 763	[24.4%] 11	[130.9%] 432
企画競争・公募	(7.7%) 4	(29.8%) 186	(7.6%) 5	(13.0%) 141	[25.0%] 1	[△24.7%] △ 46
競争性のある 契約 (小計)	(94.2%) 49	(82.7%) 516	(92.4%) 61	(83.5%) 903	[24.5%] 12	[74.8%] 387
競争性のない随 意契約	(5.8%) 3	(17.3%) 109	(7.6%) 5	(16.5%) 178	[66.7%] 2	[63.3%] 69
合 計	(100%) 52	(100%) 625	(100%) 66	(100%) 1,081	[26.9%] 14	[73.0%] 456

(注) 各年度の上段 ( ) 書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の [ ] 書きは増△減率である。

② 一者応札・応募の状況

(単位：件、百万円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	47 (95.9%)	57 (93.4%)	10 [21.3%]
	金額	481 (93.2%)	673 (74.5%)	192 [39.9%]
1 者以下	件数	2 (4.1%)	4 (6.6%)	2 [100.0%]
	金額	35 (6.7%)	231 (25.6%)	196 [560.0%]
合 計	件数	49 (100%)	61 (100%)	12 [24.5%]
	金額	516 (100%)	903 (100%)	387 [75.0%]

(注 1) 平成 28 年度「1 者以下」4 件のうち、2 件は競争入札、残る 2 件は参加意思確認型公募を実施した結果である。

(注 2) 各年度の ( ) 書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の [ ] 書きは増△減率である。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

・経費の効率化・削減等

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
  - ② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
  - ③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。
- ・随意契約等の見直し

入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成 28 年度実績額は第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲7.6%の水準を達成した。

なお、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28 年 3 月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、四半期ごとの理事会報告を行い、適切な執行管理を行った。

② 業務経費

業務経費については、各業務（承継業務関係経費を除く。）の対象経費（人件費を除く。）について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、公健勘定における汚染負荷量賦課金の徴収等に必要な業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、目標を上回る削減を達成した。また、承継業務関係経費に係る業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ予算に、債権管理システムの再構築に要する経費を加味した平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理諸費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。この結果、業務経費の平成 28 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.7%の水準を達成した。

また、業務経費についても、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28 年 3 月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運

営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、四半期ごとの理事会報告を行い、適切な執行管理を行った。

### ③ 人件費

平成 27 年度ラスパイレス指数は、宿舍廃止に伴う住宅手当の支給増や、平成 26 年度から 40 代前半の職員を管理職に登用していること等が影響して前年度を 2.7 ポイント上回る水準となった。

かかる状況を踏まえて、平成 28 年度においては、東京都特別区内の特別都市手当の支給割合を抑制するなど、給与水準の適正化を図るために必要な措置を講じた。

## (2) 随意契約等の見直し

### ① 契約に係る競争の推進

平成 28 年度に締結した契約において、環境研究総合推進業務（新規業務）の開始のため緊急性が認められた 5 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む）に付した。また、一者応札・応募の発生は 4 件であった。

一者応札・応募が継続して発生していることから、契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するための調達方法や要件の設定に重点を置いた審査を実施する措置を講じた。また、競争性のない随意契約、一者応札・応募の改善を図るため、契約マニュアル等の追加・改訂及び契約担当者への研修を実施した。

### ② 調達に関するガバナンスの徹底

#### ア. 随意契約に関する内部統制の確立

会計規程等において随意契約によることができる事由を明確化しているが、平成 28 年度に新たに発生した 5 件の随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、真に緊急性が認められるものに限り、随意契約とした。

#### イ. 契約に係る審査体制の活用

##### (ア) 機構内における審査体制

契約手続審査委員会により、66 案件の審査を行った。また、契約手続審査委員会での審査をより実効あるものとするため、契約の種類毎の契約書のひな型、調達手続上の必要書類のひな型等を見直した上で、委員会での十分な審査を確保するための審査工程の変更を図った。

##### (イ) 契約監視委員会による審査

平成 28 年度に発生した新規の随意契約 5 件並びに参加意思確認型公募 2 件については、その都度各委員へ発生理由等を適切に報告し、承認を得た。また、28 年度の契約の状況、調達等合理化計画の遂行状況について平成 29 年 4 月に委員会を開催し、点検を受けた。

#### ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

不祥事の発生の未然防止等のため、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

契約手続審査の重点化及び契約マニュアルの追加・改訂について、契約担当者の理解を促進するための契約事務研修を実施した。

#### (3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

調達手続の効率的な実施のため、一部の担当部課の調達の経理部による実施（試行）、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行うとともに、新経理システムの導入に伴い、決算処理について事前の作業演習を行った。

### ■課題と対応

#### (1) 経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。26・27年度とラスパイレス指数が逡増している状況を踏まえ、人件費等については、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。

#### (2) 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

### ■主要な業務実績

#### (1) 経費の効率化・削減等

##### ① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費（平成28年度計画予算額→平成28年度実績額）：▲18百万円

(407百万円→389百万円)

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成28年度予算（407百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成28年度実績額（389百万円）は第三期中期目標の初年度（平成26年度）比で▲7.6%の水準を達成した。

なお、平成27年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28年3月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成28年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

## ② 業務経費の効率化・削減

業務経費（平成 28 年度計画予算額→平成 28 年度実績額）：▲92 百万円

（1,464 百万円→1,372 百万円）

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務及び維持管理積立金の管理業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

承継業務のうち、運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ予算に、承継業務の実施体制の見直しの実現に必要となる債権管理システムの再構築（28 年度 31 百万円、29 年度 57 百万円）に要する経費を加味した平成 28 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。環境研究総合推進業務については、28 年 10 月から新たに追加された業務であり、経費が平年度化する 29 年度予算比で 30 年度から効率化を行っていく。

この結果、業務経費の平成 28 年度実績額（1,372 百万円）は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲9.7%の水準を達成した。

また、業務経費についても、平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画により、28 年 3 月に「予算の執行に関する達」を制定し、予算執行、経費の運営プロセスの遵守の徹底、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するため、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 28 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

## ③ 人件費等

平成 27 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成 28 年 6 月）

なお、平成 27 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 110.7（地域・学歴勘案 108.6）と、宿舍廃止に伴う住宅手当の支給増や、平成 26 年度から 40 代前半の職員を管理職に登用していること等により前年度を 2.7 ポイント（地域・学歴勘案で 1.2 ポイント）上回る水準となった。

かかる状況を踏まえて、職員給与の改定を次のとおり実施した。

- ・新規事業の開始に伴い、東京都特別区内（東京事務所）の特別都市手当を神奈川県川崎市（本部）と同一の支給割合に据え置くことで、支給水準を抑制した。
- ・平成 28 年人事院勧告を踏まえた職員給与の改定においては、年代別ラスパイレス指数が高い「40 代以上」の職員が通常在籍する等級・号俸を中心に昇給幅を抑制した（改定時期は平成 28 年 12 月）。

## (2) 随意契約等の見直し

### ① 契約に係る競争の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

#### ア. 契約に係る競争の推進

平成 28 年度は契約件数 66 件、契約金額 1,081 百万円の契約を行ったが、環境研究総合推進業務の開始のため緊急性が認められた 5 件、178 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。

#### イ. 一者応札・応募に関する改善

平成 28 年度は下記取組を実施したが、参加意思確認型公募の実施の結果等により、一者応札・応募が 4 件（参加意思確認型公募 2 件、一般競争入札 2 件）発生した。

(ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保。

(イ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図る。(メールマガジン登録者数：平成 28 年 4 月 108 者→平成 29 年 3 月末 180 者)

(ウ) 一者応札・応募が継続して発生していることから、契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するため、次の要件等について審査を実施する措置を講じた。

- ① 参加資格要件の適正化
- ② 発注数量、種別、業務範囲の適正化
- ③ 適切な地域要件等の設定等

#### ウ. 類似業務に係る調達の集約化

コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、平成 28 年度は次の取組みを実施し、約 10%の節減を達成した。

(ア) 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化。

(イ) 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を実施。

#### [28 年度の集約化実績]

- ・ 各部で行っていた複合機賃貸借及び運用保守に係る調達を集約して実施
- ・ 各部で行っていた労働者派遣契約による業務補助者に係る調達を集約して実施

### ② 調達に関するガバナンスの徹底

#### ア. 随意契約に関する内部統制の確立

(ア) 該当事案に係る審査の厳格化

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会（平成 25 年度設置、総括責任者は経理部担当理事）に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けることとしている。平成 28 年度に新たに発生した 5 件の随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、調達を行った。

(イ) 環境研究総合推進費の委託契約事務の公正かつ厳格化

環境研究総合推進費の委託研究に係る契約事務を公正かつ厳格に行うため、環境研究総合推進費の委託研究契約事務取扱に関する規程を制定するとともに、研究機関に対する委託研究に係る権利と義務、違反に対する措置等について約定した契約書の雛型を作成した。

(ウ) 調達事務の経理部への集約

機構各部課で実施されている調達事務について、経理部へ集約することを目指し、これまでの総務部及び監査室に加え 28 年度においては予防事業部及び環境研究総合推進室（研究費配分業務を除く。）の案件を試行的に経理部で実施することとした。

イ. 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

平成 25 年度に設置した契約手続審査委員会及び分科会（以下「委員会等」という。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。委員会等は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会 29 回、分科会 18 回を開催し、66 案件の審査、関係規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。

【制定、改正等事項】

- ・ 特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とするための規程の改正及び調達の手順の改訂
- ・ 低入札価格調査の実施に関する関係規程の整備
- ・ 入札公告・入札手順書の見直しによる入札参加者の手続きの明確化
- ・ 契約事務マニュアルの追加・改訂
- ・ 契約書ひな形の追加・見直しによる契約書作成事務の省力化（ひな形数 4⇒11 件）

b. その他の審査等

・ 少額随契案件の審査

少額随契等（委員会等の審査対象外）は、昨年度に引き続き経理部において全件審査を実施した。

・ 予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、「予定価格算定にあたっての留意点について」（平成 25 年 8 月 1 日付契約担当職（取決め））等に基づき対応しているところであるが、

予定価格の設定状況及び入札額の動向を継続的に検証できるように契約手続審査委員会において入札率のデータ収集を行った。

- ・ 1000 万円以上の予定価格の設定

1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、経理担当理事の審査を実施している。

- ・ 100 万円以上の契約

毎月理事会に報告し点検のうえ、ホームページで公表した。

(イ) 契約監視委員会による審査

平成 29 年 4 月に開催した契約監視委員会において、平成 28 年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けた。また、機構の契約の全体像について説明し、今後も引き続き適切に管理していくことを報告した。なお、平成 28 年度に発生した参加意思確認型公募 2 件、新規の随意契約 5 件については、各委員に事前説明を行い、承認を得た上で調達を行った。

〔参考〕契約監視委員会の開催状況

平成 28 年 4 月 18 日	平成 27 年度契約の現状の点検、見直し
平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 28 年 11 月 30 日	平成 28 年度一者応札・応募案件についての事後説明
平成 28 年 1 月 11 日	平成 27 年度一者応札・応募案件の点検及び確認
平成 29 年 4 月 17 日	平成 28 年度契約の現状の点検、見直し

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

(ア) 規程の整備

特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とした。

(イ) 研修等の実施

契約事務マニュアルの追加・改訂、契約書ひな形の追加・見直し及び入札公告・入札手順書の見直しに伴い、引き続き、契約事務研修を実施して、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。

- ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 28 年度においては、「平成 28 年度海外派遣研修の企画・運營業務」の 1 件及び複数年契約として「平成 28・29 年度スタッフ向け環境 NGO・NPO レベルアップ実践研修（各地域別）」5 件が NPO 等との契約となっている。

(資料編 P96\_共通 3-① 平成 28 年度環境再生保全機構の契約の現状)

(資料編 P97\_共通 3-② 平成 28 年度契約に関する取組状況)

(資料編 P99\_共通 4 契約監視委員会等の概要について)

(資料編 P101\_共通 5 平成 29 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画)

(資料編 P104\_共通 6 一者応札(応募)改善方策)

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

決算の合理化や独立行政法人会計基準改正への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦などの経理システムの再構築作業を実施し、平成 28 年度から本格稼働させた。

新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行うとともに、決算作業本番前に予め決算処理について事前の作業演習を行った。

### 3. 業務における環境配慮

#### ■中期目標

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

- (1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。
- (2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実にを行うこと。

#### ■中期計画

温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。

また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。

#### ■平成 28 年度計画

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制等に努める。

温室効果ガスの排出抑制について、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画を注視し、必要に応じ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の見直し等を行う。

平成 27 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

（平成 16 年法律第 77 号）第 9 条

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
温室効果ガス排出量 (温室効果ガス量)	18年度比で35%削減 (25年度実績)	18年度比 (25年度比)	▲44.2% (確定値) (▲16.4%)	▲50.0% (確定値) ※49.5%は平成27年度業務実績報告書掲載の暫定値に基づく。(▲23.1%)	▲51.0% (暫定値) (▲24.6%) (暫定値))			

### <その他の指標>

—

### <評価の視点>

年度計画に対して十分な取組がなされているか。

## ■評定と根拠

### <自己評定>

B

### <根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 業務における環境配慮については、環境配慮実行計画及び環境物品等の調達を図るための方針を策定するとともに、電気使用量や用紙使用量削減に向けた各種取組を推進した。この結果、電気使用量及び用紙使用量について、平成27年度実績からさらに削減することができた。また、目標値を設定しているOA機器及び照明等使用による温室効果ガス排出量は平成27年度実績からさらに削減することができた。
- 「環境報告書2016」を作成し、平成28年9月末にホームページに公表するとともに、関係機関等に配布した(10月、約3,500部)。

- 社会貢献活動の推進については、地元川崎における活動を中心に地域に根ざした積極的な取組を推進した。

## ■課題と対応

平成 28 年度までの取組状況等を踏まえ、引き続き、業務における環境配慮の取組を推進する。

## ■主要な業務実績

### (1) 業務における環境配慮

#### ① 環境配慮実行計画の実施等

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、平成 28 年度環境配慮実行計画を 4 月に策定し、実行計画に基づいて役職員による電気使用量の削減、廃棄物の排出抑制及び用紙使用量の削減に取り組むとともに、平成 28 年 8 月に 1 回目の自己点検、平成 29 年 1 月に 2 回目の自己点検を行った。

また、環境配慮実行計画の自己評価以外の評価方法及び点検結果の活用方法について環境省が定めた、環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度である「エコアクション 21」について情報収集を行い、環境経営システムの仕組みづくりや第三者機関による審査等の導入についての検討を行った。

さらに、機構における環境配慮の取組について整理し、体系化するとともに、電気使用量についてはこれまで削減目標を設定してきたオフィス内における O A 機器及び照明のほかにサーバ室や空調も含めた機構全体の電気使用量のデータを把握するとともに、今後はオフィスにおける活動以外の事業活動による影響や調達についても視野を広げて検討するという今後の方向性を明らかにし、その方向性については「環境報告書 2016」にも掲載した。

(資料編 P106\_共通 7 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画)

(資料編 P111\_共通 8 平成 28 年度環境配慮のための実行計画)

#### ② 環境物品等の調達を図るための方針の策定等

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成 28 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同計画に目標設定を行った品目について 100%の調達を達成した。

#### ③ 電気使用量及び用紙使用量の削減に向けた各種取組

##### ア. 電気使用量の削減に向けた取組

入居ビル専有部分の O A 機器及び照明等の電気使用量を対象とし、次の項目に留意して電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。

- ・ 執務室内の照明一部取り外し
- ・ 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・ 執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・ 離席時の P C モニターの電源オフ

(参考)

年度	電気使用量 (OA 機器及び 照明等)	対 18 年度増減比	温室効果ガス量 (OA 機器及び照 明等)	対 18 年度増減比
28※	81,257 Kwh	▲64.0%	40,629 Kg-CO <sub>2</sub>	▲51.0%
27	82,885 Kwh	▲63.3%	41,443 Kg-CO <sub>2</sub>	▲50.0%
26	91,665 Kwh	▲59.4%	46,291 Kg-CO <sub>2</sub>	▲44.2%
25	101,664 Kwh	▲55.0%	53,861 Kg-CO <sub>2</sub>	▲35.0%
24	115,796 Kwh	▲48.8%	60,641 Kg-CO <sub>2</sub>	▲26.8%
23	117,089 Kwh	▲48.2%	54,036 Kg-CO <sub>2</sub>	▲34.8%
22	182,562 Kwh	▲19.2%	66,743 Kg-CO <sub>2</sub>	▲19.5%
21	185,982 Kwh	▲17.7%	69,246 Kg-CO <sub>2</sub>	▲16.5%
20	190,956 Kwh	▲15.5%	78,358 Kg-CO <sub>2</sub>	▲5.5%
19	206,578 Kwh	▲8.6%	86,559 Kg-CO <sub>2</sub>	4.4%
18	225,975 Kwh		82,890 Kg-CO <sub>2</sub>	

※ 平成 28 年度の温室効果ガス量は川崎本部の暫定値である。なお、東京事務所も合計した電気使用量は 90,015 Kwh、温室効果ガス量は 45,008 Kg-CO<sub>2</sub>となる。

#### イ. 用紙使用量削減に向けた取組

用紙使用量削減については、過去 5 か年度（平成 23～27 年度）において最も低い使用量を達成した年度（平成 23 年度）の値を目標として、次のとおり取り組み、川崎本部・東京事務所を合わせた機構全体での使用量について、平成 27 年度の実績（川崎本部）から 6%削減することができた。

##### (ア) 部門ごとの総枠規制と使用状況把握

平成 27 年度に引き続き、各部において総枠規制を実施し、毎月の目標達成に向けて使用状況の把握等に努めた。

##### (イ) 認証機能付き複合機の導入

さらなる取組として、全ての部門において認証機能付き複合機を導入し、各職員が印刷時の認証の際に印刷内容等を確認することで不要な印刷や印刷ミス等を防止し、用紙使用量の抑制を図った。

##### (ウ) 消色インク複合機の試験的導入

インクを消色して紙を複数回再利用できる複合機を試験的にモニター利用し、削減効果について検証を行った。その結果、3ヶ月間で紙 1,331 枚、CO<sub>2</sub> 8kg 削減という効果が得られたため、当該複合機を 1 台導入し、紙の削減のために活用を開始した。

#### (2) 温室効果ガスの排出抑制

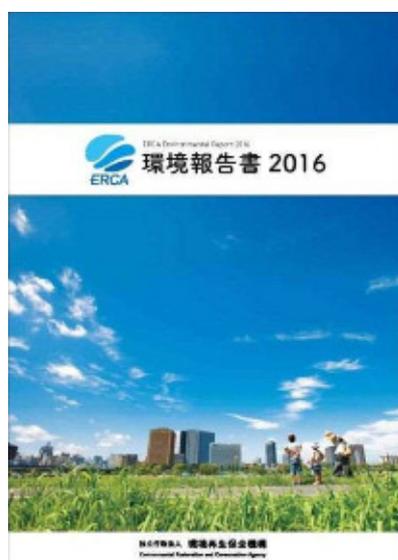
温室効果ガスの排出抑制については、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府実行計画（平成 28 年 5 月 13 日）及び政府実行計画に基づく環境省の実施計

画（平成 29 年 3 月 24 日）の内容等を踏まえて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の見直しについて検討を開始した。平成 29 年度に計画の改定を行う予定である。

### （3）環境報告書の作成、公表

「環境報告書 2016」を作成し、平成 28 年 9 月末にホームページに公表するとともに、関係機関等に配布した（10 月、約 3,500 部）。

主な内容として、持続可能な社会の実現のためには各主体の連携と長期的な視点に立った施策が必要となることから、国や企業等との連携事例を中心に、平成 27 年度に実施したさまざまな環境活動について報告を行った。また、長期的な視点の強化のためには次世代を担う若い世代の人材育成が重要となることから、機構の事業の中でもユース世代・子どもたちを対象とした啓発事業についての特集記事を掲載した。



『環境報告書 2016』

### （4）社会貢献活動の推進

社会貢献活動の推進については、平成 27 年度に引き続き、次のとおり取り組んだ。

#### ① 職員の自発的なボランティア活動の推進

機構として、職員が自発的にボランティア活動に取り組むための契機及び情報提供の場として次の活動メニューを設け、職員から有志を募り、参画した。

- ・「2016 川崎国際多摩川マラソン」の運営ボランティアへの参加（11 月）
- ・「2017 多摩川リバーサイド駅伝 in 川崎」の運営ボランティアへの参加（3 月）
- ・「古着 de ワクチン」開催（3 月）

#### ② 社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組の実施

- ・事務所周辺の清掃活動への参加（5 月）
- ・防災備蓄品の入れ替えに伴う賞味期限前の非常食について、セカンドハーベスト・ジャパンが実施している「フードバンク」（防災備蓄品や食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会貢献活動）への寄付（6 月）

### Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1. 予算、収支計画、資金計画

##### ■中期目標

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

##### ■中期計画

別紙のとおり

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

##### ■平成 28 年度計画

別紙のとおり

（注）中期計画及び平成 28 年度計画における「別紙」は省略する。

##### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

##### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 計画予算と実績について「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

##### ■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化等により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- 資金運用環境がかつてない厳しい状況の中、資金運用比率は大幅に低下することとなったが、将来的な金利変動を見据えた債券の購入など、継続的な運用企画を行い、可能な限り普通預金による保有の抑制に努めた。

## ■課題と対応

今後も引き続き、一般競争入札の徹底等の業務運営の効率化により経費の節減に努め、国から財源措置された運営費交付金の縮減を図っていく。

## ■主要な業務実績

### 1. 28年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約580億円に比し実績額約567億円で▲13億円(▲2.3%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約596億円に比し実績額約540億円で▲57億円(▲9.5%)となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

#### 【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	58,042	56,717	▲1,325
支出	59,635	53,989	▲5,646

#### 【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	43,943	41,042	▲2,901
支出	44,045	41,105	▲2,941

収入のうち、納付財源引当金戻入が予算に比し計画を下回ったため、▲2,901百万円となった。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため、▲2,941百万円となった。

#### 【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,161	5,211	+50
支出	5,102	4,185	▲916

収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分の受入により雑収入等が増加したことにより+50百万円となった。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲916百万円となった。

【環境研究保全・技術開発勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	177	177	+0
支出	177	160	▲17

支出については、システム開発を翌事業年度に繰り越した事等により、▲17 百万円となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	2,998	2,821	▲177
支出	4,548	3,187	▲1,361

支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことで、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかった事等により、▲1,361 百万円となった。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,763	7,466	+1,703
支出	5,763	5,352	▲411

収入は、業務収入の増加により資金調達が不要となり▲600 百万円となった一方で、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画に比し 2,484 百万円予定を上回った事等から、+1,703 百万円となった。

支出については、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回った事等から、▲411 百万円となった。

平成 28 年度の計画額及び実績額

(1) 予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－4
⑤ 基金勘定	別表－5
⑥ 承継勘定	別表－6

(2) 収支計画

⑦ 総計	別表－7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－10
⑪ 基金勘定	別表－11
⑫ 承継勘定	別表－12

(3) 資金計画

⑬ 総計	別表－13
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－14
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－15
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－16
⑰ 基金勘定	別表－17
⑱ 承継勘定	別表－18

別表-1

平成28年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,268	1,763	△ 505
国庫補助金	944	937	△ 7
その他の政府交付金	11,877	11,875	△ 2
都道府県補助金等	700	696	△ 4
長期借入金	600	-	△ 600
業務収入	40,265	39,955	△ 310
受託収入	5	5	△ 0
運用収入	1,152	1,157	5
その他収入	231	328	97
計	58,042	56,717	△ 1,325
[支出]			
業務経費	53,242	48,096	△ 5,147
公害健康被害補償予防業務経費	43,652	40,811	△ 2,842
うち人件費	344	321	△ 22
石綿健康被害救済業務経費	4,789	3,891	△ 898
うち人件費	282	255	△ 27
環境保全研究・技術開発業務経費	140	128	△ 12
うち人件費	19	17	△ 2
基金業務経費	4,211	3,033	△ 1,178
うち人件費	137	128	△ 9
承継業務経費	450	233	△ 217
うち人件費	136	101	△ 35
受託経費	5	5	△ 0
借入金等償還	5,000	5,000	-
支払利息	12	10	△ 2
一般管理費	931	879	△ 52
うち人件費	430	423	△ 7
予備費	445	-	△ 445
計	59,635	53,989	△ 5,646

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
[収入]									
運営費交付金	415	323	△ 92	-	-	-	415	323	△ 92
国庫補助金	44	37	△ 7	200	200	-	244	237	△ 7
その他の政府交付金	7,815	7,813	△ 2	-	-	-	7,815	7,813	△ 2
業務収入	34,767	31,962	△ 2,805	-	-	-	34,767	31,962	△ 2,805
運用収入	-	-	-	702	703	1	702	703	1
その他収入	1	4	4	0	0	0	1	5	4
計	43,041	40,139	△ 2,902	902	903	1	43,943	41,042	△ 2,901
[支出]									
業務経費	42,774	40,011	△ 2,763	878	799	△ 79	43,652	40,811	△ 2,842
公害健康被害補償予防業務経費	42,774	40,011	△ 2,763	878	799	△ 79	43,652	40,811	△ 2,842
うち人件費	208	199	△ 9	136	122	△ 14	344	321	△ 22
一般管理費	173	168	△ 5	135	126	△ 9	308	294	△ 14
うち人件費	84	87	2	63	61	△ 1	147	148	1
予備費	85	-	△ 85	-	-	-	85	-	△ 85
計	43,032	40,179	△ 2,853	1,013	926	△ 88	44,045	41,105	△ 2,941

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	4,062	4,062	-
業務収入	1,035	1,046	11
受託収入	5	5	△ 0
その他収入	59	98	39
計	5,161	5,211	50
[支出]			
業務経費	4,789	3,891	△ 898
石綿健康被害救済業務経費	4,789	3,891	△ 898
うち人件費	282	255	△ 27
受託経費	5	5	△ 0
一般管理費	308	290	△ 18
うち人件費	141	138	△ 3
計	5,102	4,185	△ 916

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	177	177	-
その他収入	-	0	0
計	177	177	0
[支出]			
業務経費	140	128	△ 12
環境保全研究・技術開発業務経費	140	128	△ 12
うち人件費	19	17	△ 2
一般管理費	37	32	△ 5
うち人件費	12	10	△ 3
計	177	160	△ 17

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	1,004	830	△ 174	53	43	△ 9	22	19	△ 3	1,079	892	△ 187
国庫補助金	-	-	-	700	700	-	-	-	-	700	700	-
都道府県補助金等	-	-	-	700	696	△ 4	-	-	-	700	696	△ 4
運用収入	173	174	1	-	-	-	277	280	3	450	454	4
その他収入	20	21	1	49	57	8	-	0	0	69	78	9
計	1,197	1,025	△ 172	1,501	1,496	△ 5	300	299	△ 0	2,998	2,821	△ 177
支出												
業務経費	889	857	△ 32	3,032	1,944	△ 1,088	289	231	△ 58	4,211	3,033	△ 1,178
基金業務経費	889	857	△ 32	3,032	1,944	△ 1,088	289	231	△ 58	4,211	3,033	△ 1,178
うち人件費	111	102	△ 8	19	15	△ 4	7	10	3	137	128	△ 9
一般管理費	133	123	△ 9	23	18	△ 4	8	12	4	164	154	△ 10
うち人件費	63	61	△ 2	11	9	△ 2	4	6	2	78	76	△ 2
予備費	163	-	△ 163	7	-	△ 7	3	-	△ 3	174	-	△ 174
計	1,186	981	△ 205	3,063	1,963	△ 1,100	300	244	△ 56	4,548	3,187	△ 1,361

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	597	371	△ 226
長期借入金	600	-	△ 600
業務収入	4,463	6,947	2,484
その他収入	102	148	45
計	5,763	7,466	1,703
[支出]			
業務経費	450	233	△ 217
承継業務経費	450	233	△ 217
うち人件費	136	101	△ 35
借入金等償還	5,000	5,000	-
支払利息	12	10	△ 2
一般管理費	114	108	△ 5
うち人件費	52	51	△ 0
予備費	186	-	△ 186
計	5,763	5,352	△ 411

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成28年度収支計画(総計)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	58,008	54,823	△ 3,185
経常費用	58,008	54,823	△ 3,185
公害健康被害補償予防業務経費	43,662	40,790	△ 2,873
石綿健康被害救済業務経費	4,789	3,890	△ 899
環境保全研究・技術開発業務経費	140	83	△ 57
基金業務経費	4,218	3,092	△ 1,126
承継業務経費	3,914	5,870	1,956
一般管理費	1,229	1,043	△ 187
減価償却費	40	42	3
受託業務費	5	4	△ 0
財務費用	12	10	△ 2
臨時損失	-	0	0
収益の部	58,326	56,059	△ 2,267
経常収益	58,326	56,059	△ 2,267
運営費交付金収益	1,823	1,723	△ 100
国庫補助金収益	244	228	△ 15
その他の政府交付金収益	8,650	8,576	△ 74
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,262	3,405	△ 857
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,010	1,928	△ 1,082
受託収入	5	4	△ 0
業務収入	38,684	37,835	△ 849
運用収入	1,160	1,154	△ 6
その他の収益	36	41	5
財務収益	422	616	194
雑益	30	547	517
臨時利益	-	0	0
純利益(△純損失)	317	1,236	918
前中期目標期間繰越積立金取崩額	114	29	△ 85
総利益(△総損失)	431	1,264	833

## (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	42,970	40,170	△ 2,801	1,024	927	△ 97	43,995	41,097	△ 2,898
経常費用	42,970	40,170	△ 2,801	1,024	927	△ 97	43,995	41,097	△ 2,898
公害健康被害補償予防業務経費	42,779	39,991	△ 2,788	883	798	△ 85	43,662	40,790	△ 2,873
補償業務費	42,779	39,991	△ 2,788	-	-	-	42,779	39,991	△ 2,788
予防業務費	-	-	-	883	798	△ 85	883	798	△ 85
一般管理費	174	161	△ 13	135	122	△ 13	310	283	△ 26
減価償却費	17	17	1	6	7	1	23	24	1
収益の部	42,966	40,134	△ 2,831	904	900	△ 3	43,870	41,035	△ 2,835
経常収益	42,966	40,134	△ 2,831	904	900	△ 3	43,870	41,035	△ 2,835
運営費交付金収益	330	321	△ 9	-	-	-	330	321	△ 9
国庫補助金収益	44	28	△ 15	200	200	-	244	228	△ 15
その他の政府交付金収益	7,815	7,809	△ 6	-	-	-	7,815	7,809	△ 6
業務収入	34,767	31,962	△ 2,805	-	-	-	34,767	31,962	△ 2,805
資産見返負債戻入	9	10	0	2	2	-	11	12	0
運用収入	-	-	-	702	699	△ 3	702	699	△ 3
財務収益	1	1	0	0	0	△ 0	1	1	△ 0
雑益	-	3	3	-	0	0	-	3	3
純利益(△純損失)	△ 5	△ 35	△ 31	△ 120	△ 26	94	△ 125	△ 62	63
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	2	△ 0	111	26	△ 85	114	29	△ 85
総利益(△総損失)	△ 2	△ 33	△ 31	△ 9	-	9	△ 11	△ 33	△ 22

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,109	4,183	△ 925
経常費用	5,109	4,183	△ 925
石綿健康被害救済業務経費	4,789	3,890	△ 899
受託業務費	5	4	△ 0
一般管理費	308	282	△ 26
減価償却費	7	7	0
臨時損失	-	0	0
収益の部	5,109	4,183	△ 925
経常収益	5,109	4,183	△ 925
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,262	3,405	△ 857
受託収入	5	4	△ 0
その他の政府交付金収益	835	767	△ 68
資産見返負債戻入	7	7	0
臨時利益	-	0	0
純利益	-	-	-
総利益	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	177	115	△ 62
経常費用	177	115	△ 62
環境保全研究・技術開発業務経費	140	83	△ 57
一般管理費	37	32	△ 6
減価償却費	-	1	1
収益の部	177	127	△ 50
経常収益	177	127	△ 50
運営費交付金収益	177	126	△ 51
資産見返負債戻入	-	1	1
純利益	-	12	12
総利益	-	12	12

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,026	978	△ 48	3,056	1,963	△ 1,093	306	308	1	4,388	3,248	△ 1,140
経常費用	1,026	978	△ 48	3,056	1,963	△ 1,093	306	308	1	4,388	3,248	△ 1,140
基金業務経費	889	854	△ 35	3,032	1,944	△ 1,088	296	293	△ 3	4,218	3,092	△ 1,126
地球環境基金業務費	889	854	△ 35	-	-	-	-	-	-	889	854	△ 35
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	3,032	1,944	△ 1,088	-	-	-	3,032	1,944	△ 1,088
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	296	293	△ 3	296	293	△ 3
一般管理費	133	120	△ 13	23	18	△ 5	8	12	4	164	150	△ 14
減価償却費	4	4	0	0	0	0	2	2	0	6	7	0
収益の部	1,026	1,024	△ 2	3,056	1,973	△ 1,082	306	301	△ 5	4,388	3,299	△ 1,089
経常収益	1,026	1,024	△ 2	3,056	1,973	△ 1,082	306	301	△ 5	4,388	3,299	△ 1,089
運営費交付金収益	840	834	△ 7	45	45	△ 1	20	19	△ 1	905	897	△ 8
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	3,010	1,928	△ 1,082	-	-	-	3,010	1,928	△ 1,082
地球環境基金運用収益	173	175	2	-	-	-	-	-	-	173	175	2
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	285	281	△ 4	285	281	△ 4
寄附金収益	9	12	3	-	-	-	-	-	-	9	12	3
資産見返負債戻入	4	4	0	0	0	-	1	2	0	5	6	1
雑益	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
純利益	-	46	46	-	11	11	-	△ 6	△ 6	-	51	51
総利益	-	46	46	-	11	11	-	△ 6	△ 6	-	51	51

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	4,340	6,180	1,840
経常費用	4,340	6,180	1,840
承継業務経費	3,914	5,870	1,956
一般管理費	411	297	△ 114
減価償却費	4	4	0
財務費用	12	10	△ 2
収益の部	4,783	7,415	2,632
経常収益	4,783	7,415	2,632
運営費交付金収益	411	379	△ 32
事業資産譲渡元金収入	3,917	5,873	1,956
資産見返負債戻入	4	4	0
財務収益	421	615	194
雑益	30	544	514
純利益	442	1,235	793
総利益	442	1,235	793

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成28年度資金計画(総計)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	352,718	335,909	△ 16,808
業務活動による支出	55,169	50,619	△ 4,550
投資活動による支出	288,716	251,887	△ 36,829
財務活動による支出	5,003	5,003	△ 0
翌年度への繰越金	3,829	28,400	24,570
資金収入	352,718	335,909	△ 16,808
業務活動による収入	61,069	60,782	△ 287
運営費交付金収入	1,823	1,763	△ 60
国庫補助金収入	944	237	△ 707
その他の政府交付金収入	11,877	11,875	△ 2
都道府県補助金等収入	700	695	△ 5
業務収入	36,609	39,143	2,534
運用収入	1,202	1,207	5
その他の収入	7,914	5,862	△ 2,053
投資活動による収入	289,117	270,813	△ 18,304
財務活動による収入	611	8	△ 603
前年度よりの繰越金	1,921	4,306	2,386

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	73,070	67,504	△ 5,567	15,893	9,949	△ 5,944	88,963	77,453	△ 11,510
業務活動による支出	42,954	40,258	△ 2,695	1,016	925	△ 91	43,970	41,184	△ 2,786
投資活動による支出	28,152	25,415	△ 2,737	14,681	7,508	△ 7,173	42,833	32,922	△ 9,911
財務活動による支出	2	2	△ 0	-	-	-	2	2	△ 0
翌年度への繰越金	1,963	1,829	△ 134	196	1,516	1,320	2,158	3,344	1,186
資金収入	73,070	67,504	△ 5,567	15,893	9,949	△ 5,944	88,963	77,453	△ 11,510
業務活動による収入	39,300	39,355	55	902	902	0	40,202	40,258	55
運営費交付金収入	330	323	△ 7	-	-	-	330	323	△ 7
国庫補助金収入	44	37	△ 7	200	200	-	244	237	△ 7
その他の政府交付金収入	7,815	7,813	△ 2	-	-	-	7,815	7,813	△ 2
業務収入	31,111	31,178	67	-	-	-	31,111	31,178	67
運用収入	1	1	0	702	702	0	703	703	0
その他の収入	-	3	3	-	0	0	-	3	3
投資活動による収入	33,452	27,700	△ 5,752	14,862	7,981	△ 6,881	48,314	35,681	△ 12,633
前年度よりの繰越金	318	449	130	129	1,065	937	447	1,514	1,067

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	94,175	114,405	20,230
業務活動による支出	5,100	4,202	△ 898
投資活動による支出	88,400	102,913	14,513
翌年度への繰越金	674	7,290	6,616
資金収入	94,175	114,405	20,230
業務活動による収入	5,160	5,211	50
その他の政府交付金収入	4,062	4,062	-
地方公共団体等拠出金収入	1,035	1,046	11
受託収入	4	4	△ 0
その他の収入	59	98	39
投資活動による収入	88,400	108,500	20,100
前年度よりの繰越金	614	694	80

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	177	177	0
業務活動による支出	177	94	△ 83
投資活動による支出	-	45	45
翌年度への繰越金	0	38	37
資金収入	177	177	0
業務活動による収入	177	177	0
運営費交付金収入	177	177	-
その他の収入	-	0	0

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	5,828	7,402	1,573	43,100	47,700	4,600	114,735	72,923	△ 41,812	163,664	128,025	△ 35,639
業務活動による支出	1,016	980	△ 36	3,055	1,863	△ 1,193	1,428	1,745	316	5,499	4,587	△ 913
投資活動による支出	4,430	5,949	1,519	39,800	39,801	1	113,100	60,651	△ 52,449	157,330	106,401	△ 50,929
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-
翌年度への繰越金	382	473	91	245	6,037	5,791	206	10,527	10,321	834	17,037	16,203
資金収入	5,828	7,402	1,573	43,100	47,700	4,600	114,735	72,923	△ 41,812	163,664	128,025	△ 35,639
業務活動による収入	1,022	1,017	△ 5	1,494	795	△ 699	8,110	5,881	△ 2,229	10,626	7,693	△ 2,933
運営費交付金収入	840	830	△ 10	45	43	△ 2	20	19	△ 1	905	892	△ 13
国庫補助金収入	-	-	-	700	-	△ 700	-	-	-	700	-	△ 700
都道府県補助金等収入	-	-	-	700	695	△ 5	-	-	-	700	695	△ 5
預り維持管理積立金収入	-	-	-	-	-	-	7,812	5,581	△ 2,231	7,812	5,581	△ 2,231
運用収入	173	174	1	49	49	0	277	280	3	499	503	4
寄付金収入	9	13	4	-	-	-	-	-	-	9	13	4
その他の収入	-	0	0	-	7	7	-	0	0	-	8	8
投資活動による収入	4,430	6,000	1,570	41,400	46,300	4,900	106,500	66,600	△ 39,900	152,330	118,900	△ 33,430
財務活動による収入	11	8	△ 3	-	-	-	-	-	-	11	8	△ 3
前年度よりの繰越金	365	377	12	206	605	399	125	443	318	697	1,425	728

別表-18

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
資金支出	5,739	15,849	10,110
業務活動による支出	423	553	129
投資活動による支出	153	9,606	9,453
財務活動による支出	5,000	5,000	-
翌年度への繰越金	163	691	528
資金収入	5,739	15,849	10,110
業務活動による収入	4,904	7,444	2,540
運営費交付金収入	411	371	△ 40
業務収入	4,463	6,919	2,456
その他の収入	30	154	125
投資活動による収入	73	7,732	7,659
財務活動による収入	600	-	△ 600
前年度よりの繰越金	163	673	511

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 運営費交付金債務の発生状況

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は下記のとおり。

(単位：百万円)

	①27年度末	②当期発生額	③当期取崩額	28年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	92	—	7	86	27年度末までは業務の効率化による経費の縮減等(49)及び人件費の縮減等(43) 当期は情報セキュリティ強化等のために取崩し(▲7) 今後、情報セキュリティ強化及びシステム開発経費のために、翌期(72)、翌々期(14)に収益化予定。
研究勘定	—	5	—	5	当期はシステム開発財源の増(5) 今後、システム開発経費のために、翌期(5)に収益化予定。
基金勘定	187	—	13	174	27年度末までは業務の効率化による経費の縮減等(148)、人件費の縮減等(39) 当期は情報セキュリティ強化等のために取崩し(▲13) 今後、情報セキュリティ強化及び地球基金運用益減少分の財源補填等のために、翌期(116)、翌々期(58)に収益化予定。
承継勘定	227	—	40	187	27年度末までは業務の効率化による経費の縮減等(121)、人件費の縮減等(106) 当期はシステム開発経費等のために取崩し(▲40) 今後、情報セキュリティ強化及びシステム開発経費のために、翌期(150)、翌々期(37)に収益化予定。
計	506	5	60	451	

(注) 運営費交付金の会計処理については、平成27年度までは費用進行基準を採用し、平成28年度から平成27年1月27日に改訂された独立行政法人会計基準第81の運営費交付金

の会計処理に基づき、業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）を採用している。

### 3. 財務の状況

#### (1) 当期総利益

平成 28 年度の総利益は、1,264 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における利息の収支差及び建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	▲33	業務経理における経費の縮減等(23)及び二種経理において特定賦課金の収益が少なかったこと等による損失(▲56)等
石綿勘定	—	—
研究勘定	12	業務の効率化による経費の縮減等(12)
基金勘定	51	業務の効率化による経費の縮減等(51)
承継勘定	1,235	利息収支差(606)、建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分(428)並びに業務の効率化による経費の縮減等(201)
計	1,264	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・ 公健勘定では、業務経理において運営費交付金の会計処理の変更に伴い業務の効率化による経費の縮減等について、損益が発生することとなる。
- ・ 研究勘定及び基金勘定は、運営費交付金の会計処理の変更に伴い業務の効率化による経費の縮減等について、損益が発生している。
- ・ 承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と機構債券の発行に係る支払利息との差額が生じることや運営費交付金の会計処理の変更に伴い業務の効率化による経費の縮減等について、損益が発生している。
- ・ なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てることから、損益は発生しない構造となっている。

#### (2) 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の 22,433 百万円に対して、平成 28 年度は、繰越積立金取崩額 29 百万円、当期積立額 1,264 百万円を計上し、当期末残高は 23,669 百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①27年度末	②国庫納付額	③繰越積立 金取崩額	④当期 積立額	28年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	699	—	29	▲33	637
石綿勘定	—	—	—	—	—

研究勘定	—	—	—	12	12
基金勘定	—	—	—	51	51
承継勘定	21,735	—	—	1,235	22,970
計	22,433	—	29	1,264	23,669

### (3) 金融資産の運用

金融資産の運用については、マイナス金利政策の下、運用先の確保が難しい運用環境であったが、その中で運用の機会を捉えたきめ細かな資金運用に取り組んだ。なお、29年度以降の機動的かつ有益な運用環境を整備するため、当機構が取得できる有価証券に関する主務大臣の指定について、運用リスクの管理を前提に弾力化する措置を手当ていただいた。

- ① 普通預金に必要以上の資金を残さないよう、大口定期、譲渡性預金への運用を企図したが、運用先金融機関の厳しい引受姿勢等もあり、大口定期、譲渡性預金への運用割合は前年度に比し、17.79%減を余儀なくされた。なお引受不調であった分の一部は3～5年程度の中期の債券の購入を行った結果、有価証券等全体の運用割合は微増したものの、資金全体の運用割合は前年度に比し15.42%減の82.10%となった。
- ② 公害健康被害予防基金、地球環境基金は、市場金利が一段と低下する中、事業財源の確保と将来的な金利変動対応の両面を考慮した運用の方向性を整備した上で、償還時期の分散化に資するための中期の債券から事業財源確保のための超長期（20年）などの幅広い年限の債券を購入するなど、多様な運用を行った。
- ③ その他の資金のうち、維持管理積立金については積立者に利息を付す観点から、資金の将来推計を踏まえて中長期債券を一部購入するなど、効率的かつ機動的な運用を行った。

#### ○資金別・種類別の平均残高対比

(単位：百万円)

【平成27年度】					運用格差+	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用格差+		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
6,896	27,693	149,531	94,246	271,470	278,368	
2.48%	9.95%	53.72%	33.85%	97.52%	100%	

【増減】				
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用格差+
A	B	C	D	B+C+D=E
44,310	20,851	▲66,843	9,337	▲36,655
15.42%	7.02%	▲24.81%	2.37%	▲15.42%

【平成28年度】					運用格差+	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用格差+		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
51,206	48,544	82,688	103,583	234,815	286,021	
17.90%	16.97%	28.91%	36.22%	82.10%	100%	

(資料編 P95\_共通 2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P116\_共通 9-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P118\_共通 9-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P120\_共通 9-③ 事業の説明 財源構造)

(資料編 P121\_共通 10 運用方針について)

## 2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

### ■中期目標

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

### ■中期計画

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成26年度期首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。

#### ① 約定弁済先の管理強化

正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

#### ② 返済恣憑

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。

#### ③ 法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

#### ④ 償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

#### (2) サービサーの活用と借入金等の完済

返済確実性を見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

#### ■平成 28 年度計画

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、

- ①約定弁済先の管理強化
- ②返済遑憑
- ③厳正な法的処理
- ④迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済遑憑に当たっては、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 28 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性の見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。

なお、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。

また、機構債券を本年度中に完済し、借入金について、本中期目標期間中に完済をすることとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法附則第 7 条第 1 項（平成 15 年法律第 43 号）

## ■主要な経年データ

### <主な定量的指標>

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
正常債権以外の債権残高 (計画値)	最終年度に 100億円以下	約220億円	196億円 (対前年度▲24億円)	150億円 (対前年度▲17億円)	133億円 (対前年度▲17億円)	116億円 (対前年度▲17億円)	100億円以下 (対前年度▲16億円、期間中累計▲120億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成26年度の実績を反映し、平成27年度以降の計画値を設定。
正常債権以外の債権残高 (実績値) 及び 圧縮額累計			167億円 (対前年度▲51億円)  51億円	115億円 (対前年度▲53億円)  104億円	88億円 (対前年度▲26億円)  130億円			
達成度 (圧縮額累計／中期目標値)			42.5%	86.7%	108.3%			達成度は中期計画期間中の目標値である▲120億円に対する達成割合を示す。

### <その他の指標>

—

### <評価の視点>

正常債権以外の債権残高の圧縮状況

## ■ 評価と根拠

### < 自己評価 >

S

### < 根拠 >

平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を今中期目標期間中に100億円以下とする目標を、以下により達成したため、自己評価をSとした。

- 平成28年度は、約定弁済に加え、保有資産の売却・差押による回収、他金融機関借換等に伴う回収、法的再生・私的再生の活用による回収などにより総額26億円を圧縮し、年度末現在の残高は88億円となった。(年度目標▲17億円に対しての達成度は155.3%)
- 正常債権以外の債権の回収にあたっては、財務データのポイント化・可視化を実現し、債務者個々の問題点の把握を十二分に行った上で、新たに採用した専門調査員等により、回収困難先の財務分析や現況調査等をきめ細かく行い、債務者の実情に応じた回収に努めた。
- 具体的には、私的再生の活用の一環として再生支援協議会等との連携を行い、年度末までに4件について回収の目処をつけたほか、機構として回収に対する強い姿勢を示す必要がある場面では、債権者破産等の法的手続きによる回収を実施した。
- 財務面でも、これまでの回収により環境再生保全機構債券を償還・完済したほか、年度目標以上の債権の圧縮の状況等に鑑み、事業管理部の縮小の一環として、財務資金課を債権管理課に統合するなど、中期計画の目標である承継業務の実施体制の見直しを進めた。
- 以上の結果、今中期目標期間中の圧縮目標値である▲120億円に対しての達成度は108.3%となり、3年間で目標を達成した。

## ■ 課題と対応

今後は、回収困難案件が残るほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止、回収額の増額に努めることとする。

## ■ 主要な業務実績

### 1. 「正常債権以外の債権」の圧縮のための取組

- (1) 正常債権以外の債権については、経営状況に常に目を配り、再約定した弁済計画が確実に履行されることを注視し、確実な回収を図る。
- (2) 今後、業況の回復等が見込める債務者等に対し、他金融機関からの借換による機構債権の全部又は一部繰上償還を慫慂し、回収につなげる。
- (3) 業況の低迷等により、今後の回収が困難と認められる債務者等に対し、民事再生法や特定調停等、一定の整理を促し、債務者等から再生計画等の提出があった場合は、その内容を厳しく精査の上、回収の極大化に努める。
- (4) 債権の保全と確実な回収を図るために必要な場合は、訴訟、競売等の法的処理を進める。なお、法的処理は、平成27年度から係属していた7件(仮差押1件、差押1件、訴訟2件、仮処分3件)のうち、訴訟1件、仮処分1件が終結。新たに5件(競売2件、仮差押1件、訴訟1件、破産申立1件)を実施した。
- (5) 上記の取組の結果、当年度は正常債権以外の債権を23億円回収するとともに4億円の償却を行い、合計で26億円圧縮した。

## 2. 債権残高の期中変動状況

平成28年度期首からの債権残高の変動状況は下表のとおりである。平成28年度末現在の正常債権以外の債権残高は88億円であり、平成28年度期首残高115億円から26億円圧縮した。

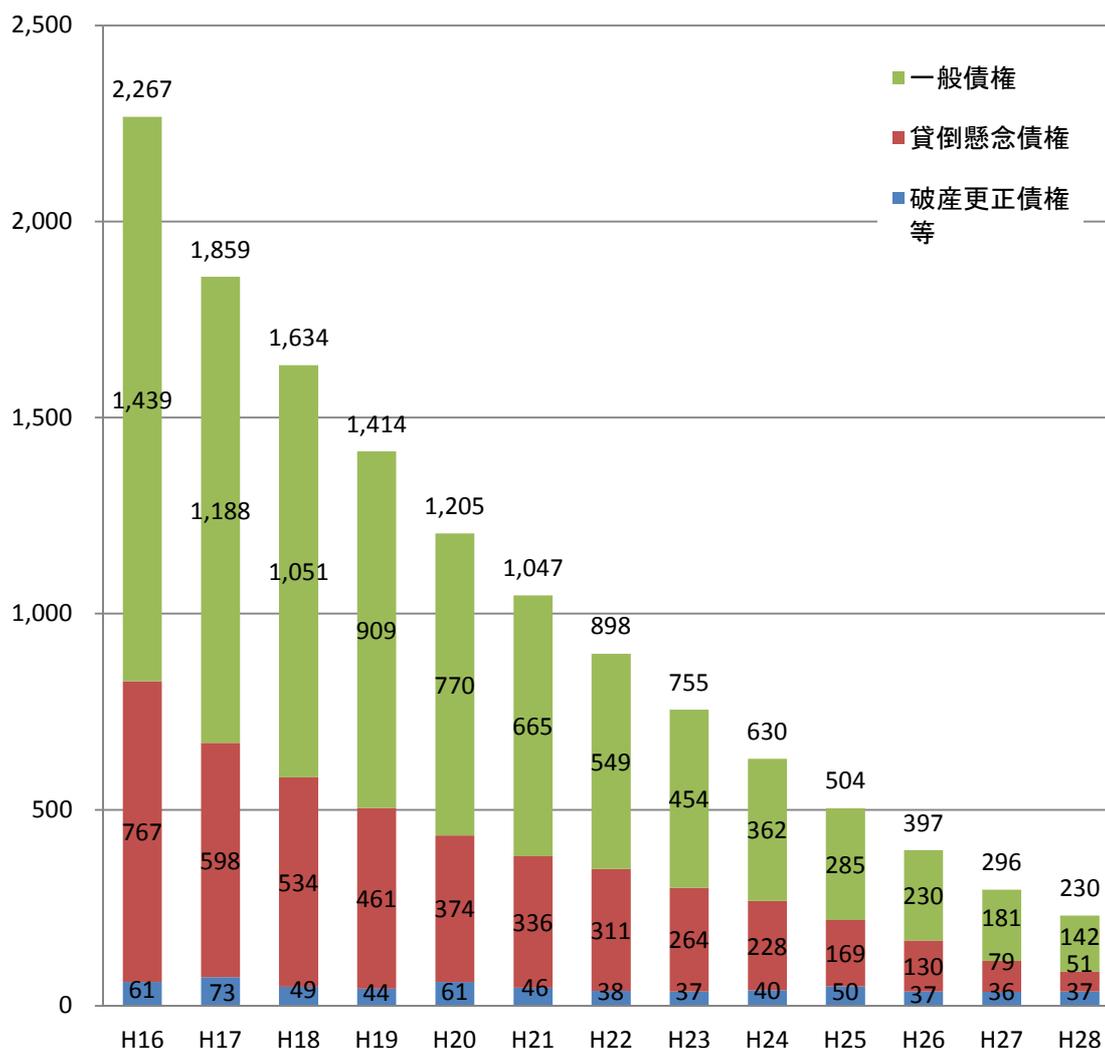
<債権残高変動状況表>

(単位：億円、単位未満四捨五入)

債権区分	H28年度 期首残高	回 収	償 却	移 入	移 出	H28年度 末残高
破産更生債権等	36	3	3	8	0	37
貸倒懸念債権	79	19	0	0	9	51
小 計	115	23	4	8	9	88
一般債権	181	40	-	1	-	142
合 計	296	63	4	9	9	230

(単位：億円)

## 債権残高の推移 (期末残高ベース)



### 3. サービサー委託債権からの回収

平成28年度のサービサー委託債権からの回収額は11.3億円で、委託費は0.6億円であった。委託費に対する回収額は19.1倍であった。今後もサービサーを効果・効率的に活用し、回収に努めることとする。

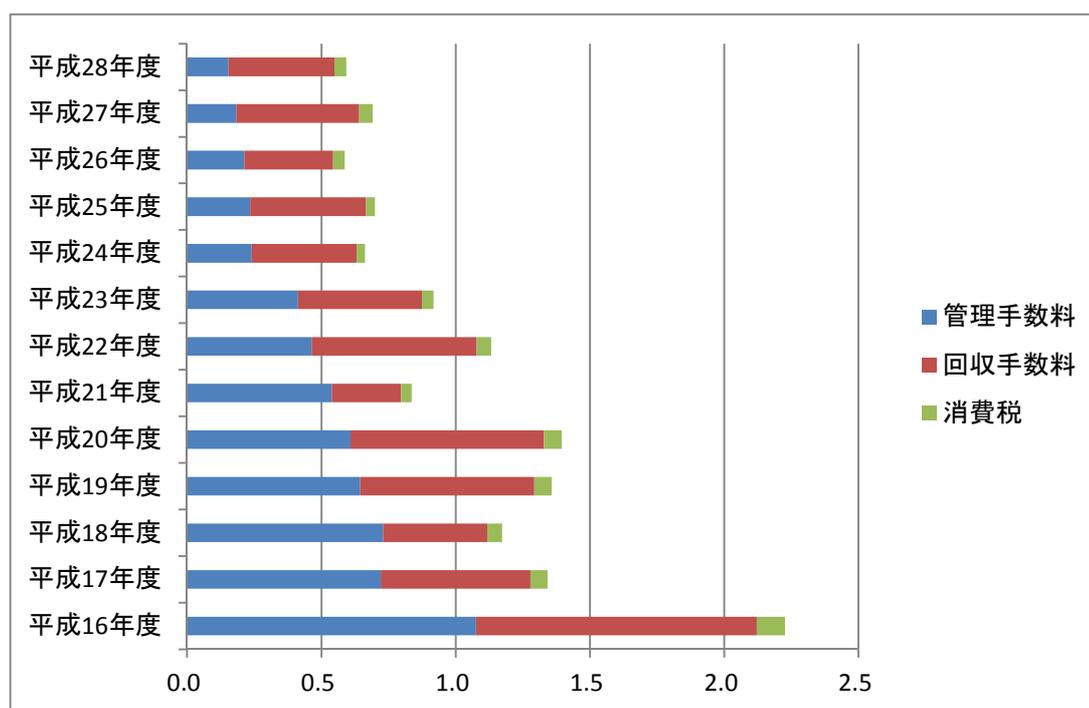
#### <サービサーへの委託費と委託債権からの回収額>

年 度	委託費 A	委託債権からの 回収額 B	B / A
平成28年度	0.6億円	11.3億円	19.1倍
平成27年度	0.7億円	14.3億円	20.6倍
平成26年度	0.6億円	11.0億円	18.7倍
平成25年度	0.7億円	11.3億円	16.2倍
平成24年度	0.7億円	9.7億円	14.7倍
平成23年度	0.9億円	19.3億円	21.0倍
平成22年度	1.1億円	14.1億円	12.5倍
平成21年度	0.8億円	12.0億円	14.4倍
平成20年度	1.4億円	20.1億円	14.4倍
平成19年度	1.4億円	27.6億円	20.3倍
平成18年度	1.2億円	16.3億円	13.9倍
平成17年度	1.3億円	18.8億円	14.0倍
平成16年度	2.2億円	35.9億円	16.1倍

※委託費は、手数料、消費税等からなり、供託金等の訴訟費用を含まない。

#### <サービサー委託費内訳>

(単位：億円)



#### 4. 長期借入金等の償還

平成 28 年度も環境再生保全機構債券の償還を確実に実行し、年度計画どおり完済した。本償還により、長期借入金等の償還は全て完了した。

●環境再生保全機構債券

平成 27 年度末残高	5,000 百万円
償 還 日	償 還 額
H28. 9. 20	5,000 百万円
平成 28 年度末残高	0 百万円

#### IV. 短期借入金の限度額

##### ■中期目標

—

##### ■中期計画

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。

##### ■平成 28 年度計画

平成 28 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

##### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号（平成 11 年法律第 103 号）

##### ■主要な経年データ

###### <主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	5,500 百万円	2,200 百万円	—			一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

短期借入金の抑制状況

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成 28 年度は短期借入を行わなかったことを踏まえ、自己評定をBとした。

■ 課題と対応

資金の計画的、機動的な管理に努め、引き続き借入を極力最小化する。

■ 主要な業務実績

- ・ 短期借入金の借入状況  
平成 28 年度は借入を行わなかった。

V. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

—

■平成 28 年度計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 28 年度計画

なし

VII. 剰余金の使途

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 28 年度計画

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 28 年度計画

なし

## 2. 職員の人事に関する計画

### ■中期目標

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。

### ■中期計画

(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。

(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。

(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(4) 人員に関する指標

管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。

(参考)

期初の常勤職員数 140 人

期末の常勤職員数の見込み 148 人

### ■平成 28 年度計画

(1) 当中期計画中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、債権残高等の業務の状況等を踏まえつつ、円滑な業務実施体制を確保しながら、他部門への統合を含めた縮減等を検討する。

(2) 職員によるより質の高いサービスの提供を行うことができるよう、平成 27 年度に実施した階層・部門ごとの能力・スキル明確化についての検討結果を踏まえ、研修計画に反映させ、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。

なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期計画の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数を上回るよう努める。

(3) 平成 27 年度に実施した「人事評価制度の見直し」により改定した評価制度の運用を開始する。新たな人事評価制度では、個々の職員及び組織全体の成長を図ることを目的に加え、職位等に応じた評価を実施し、人事及び給与に反映し、士気の高い組織運営に努める。

評価制度の運用開始にあたっては、評価者及び被評価者に対する研修を十分に行い、評価

制度の趣旨、内容、方法及び給与等への反映の仕組みを共有し、評価制度への適正な認識を促すとともに、透明性の確保を図る。

また、新たに導入する指導役制度により、採用や人事異動等により配属される職員等の各部門における業務スキルの習得を促し、業務の修得と習熟を支えるとともに、部門内の教育に対する責任と指導役を担う職員自らの自己研鑽の意識の育成・向上を図る。

さらに、評価に係る面談として、期初、期中及び期末に加え評価結果のフィードバック面談を明確化し、評価に対する納得感の向上と評価者による育成への責任意識の醸成・向上を図る。

これら新たな人事評価制度の適正な運用と計画的な研修により、効果的な人材育成を目指す。

#### (4) 人員に関する指標

(参考)

第3期中期目標期間の期初常勤職員数 140 人

第3期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人

### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

### ■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
政府機関等主催の外部研修の活用 (講座数)	—	20 講座 (H25 年度実績)	24 講座	37 講座 (当初計画 : 28 講座)	46 講座 (当初計画 : 39 講座)			
政府機関等主催の外部研修の活用 (参加者数)	—	25 名 (H25 年度実績)	37 名	65 名 (当初計画 : 40 名)	64 名 (当初計画 : 42 名)			

階層別研修の実施・参加（講座数）	—	4 講座 (H25 年度実績)	8 講座	10 講座 (当初計画 : 11 講座)	7 講座 (当初計画 : 9 講座)			
階層別研修の実施・参加（参加者数）	—	36 名 (平成 25 年度実績)	76 名	123 名 (当初計画 : 80 名)	67 名 (当初計画 : 62 名)			
業務専門性研修の実施（講座数）		88 講座 (年度当初計画講座数)	—	89 講座 (当初計画 : 88 講座)	83 講座 (当初計画 : 92 講座)			

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■ 評価と根拠

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 債権管理回収業務に係る組織体制の見直しについては、同業務を所掌する事業管理部において、平成 28 年 4 月に財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制を 2 課体制へと縮減した。また、同部については更なる縮減・統合の検討を行い、平成 29 年度中に経理部に統合する計画を策定した。
- 階層別研修を含む各種研修については、3 か年の「ERCA 研修計画」を策定し、研修運営に係る PDCA サイクル等をより一層明確化するとともに、研修計画に基づき着実に研修を実施し、職員の育成に取り組んだ。
- 人事評価制度については、前年度までの検討結果を踏まえ、「目指すべき職員像」等を明示し、職員の成長により重点を置いた新たな制度に移行した。導入に当たり職員向け説明会等を実施するとともに、併せて導入した「指導役」の仕組みを含めて円滑かつ適正な制度運用に努め、当機構の人事評価制度の目的である職員の育成及び士気向上に組織全体として取り組んだ。また、平成 27 年度評価結果について、定期昇給等に適正に反映した。

## ■課題と対応

平成 28 年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、組織体制の見直し、各種研修の実施、人事評価制度の適正な運用等に取り組む。

## ■主要な業務実績

### (1) 債権管理回収業務に係る組織体制の見直し等

債権残高を着実に減少させている債権管理回収業務の現況等を踏まえて、次のとおり組織体制の見直しを実施した。

- ① 債権管理回収業務を所掌する事業管理部において、財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制を 2 課体制へと縮減した（4 月）。
- ② 事業管理部について、更なる縮減・統合の検討を行い、平成 29 年度中に経理部に統合する計画を策定した。

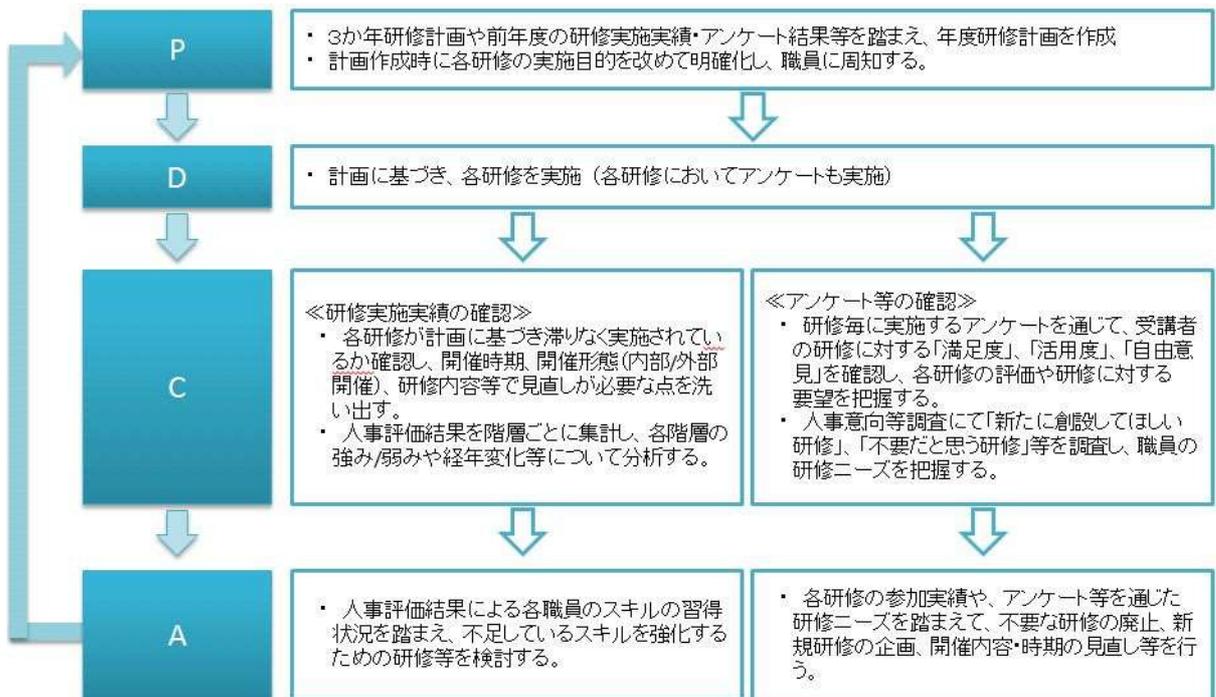
### (2) 各種研修の実施等

管理職をはじめとする各階層の能力向上に向けた研修については、3 か年の研修計画を踏まえ、研修運営に係る P D C A サイクル明確化等の改善を行うとともに、研修計画に基づく各階層・部門ごとの各種研修を着実に実施することにより職員の育成を図った。

#### ①研修運営に係る P D C A サイクル等の明確化

##### ア. P D C A サイクル等の明確化

当年度における研修計画策定から次年度に向けた検討に至るまでの P D C A サイクルを明確化するとともに、人事意向調査や人事評価制度等との関係性を整理することにより、研修内容等について継続的に高度化を図る仕組みを構築した（下図参照）。

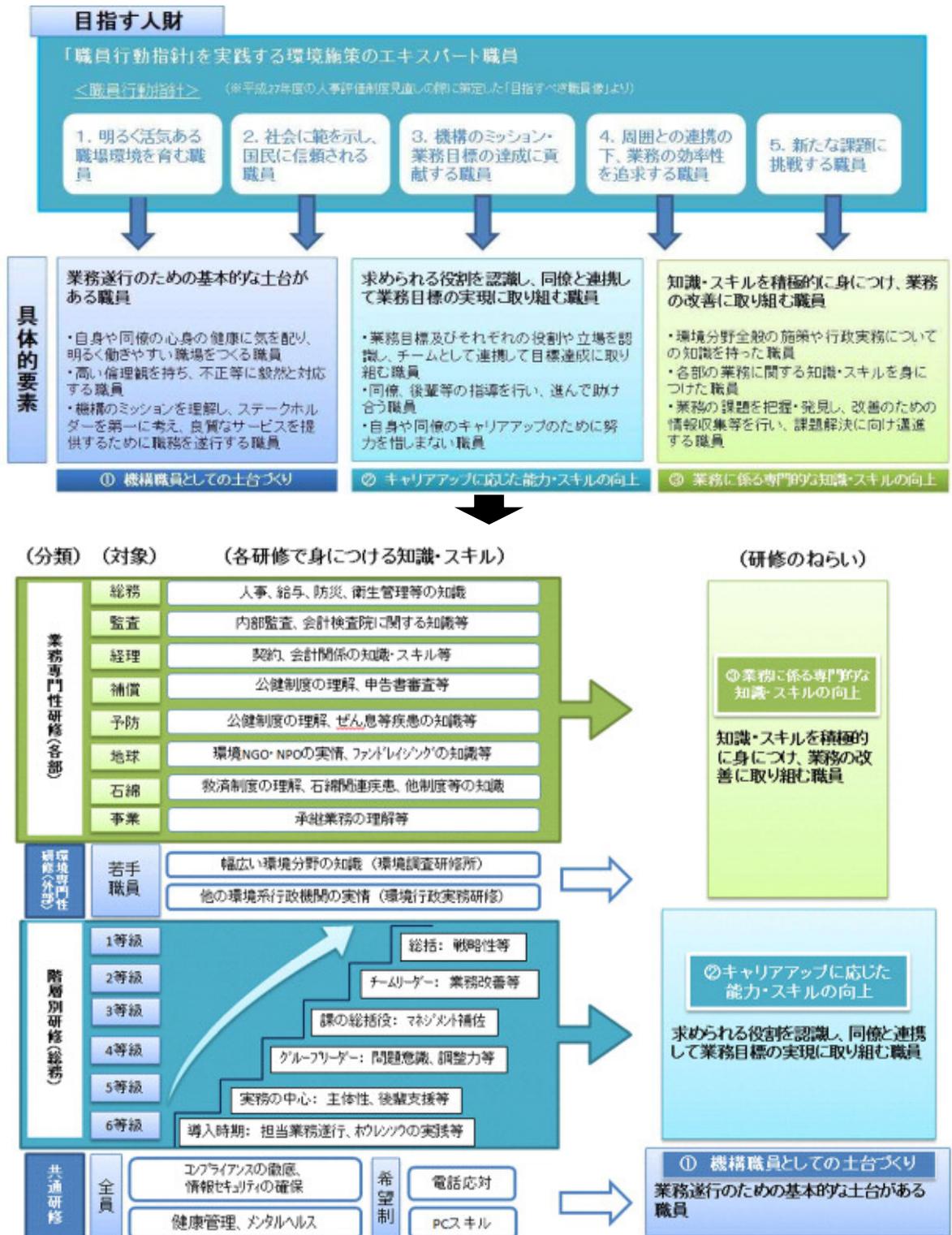


（平成 28 年度 ERCA 研修計画から引用）

イ. 研修目的等の明確化による研修効果向上に向けた取組

(ア) 組織全体の研修体系について

当機構として定める「目指すべき職員像」(「職員行動指針」)を実践する環境施策のエキスパート職員)の実現のため、それぞれの研修がどのような位置づけであるかを明確化し、受講する職員に対して意識付けを行うことで、研修効果の更なる向上を図った(下図参照)。



(平成28年度 ERCA 研修計画から引用)

(イ) 各事業部門が実施する業務専門性研修について

各事業部門における業務専門性研修計画の策定時に、育成目標（当該研修等を通じて実現したい職員像、取得すべき業務知識・スキル等）を明らかにし、当該職員像等への到達如何について効果測定を行うことで、研修のP D C Aサイクルをより実効性のあるものとした。

なお、本取組については、平成 28 年度中に策定した平成 29 年度研修計画から適用した。

② E R C A 研修計画に基づく研修の実施

総務部が実施する「階層別研修」等と各事業部門が実施する「業務専門性研修」を 2 本の柱とする「E R C A 研修計画」に基づき研修を実施し、平成 28 年度は、100 講座を延べ 1, 876 人が受講した。主な研修の実績は、次のとおり。

ア. 階層別研修

7 講座を延べ 67 名が受講し、職位ごとのスキルアップを図った。

なお、平成 28 年度においては新たに「3 等級 P D C A 研修」を開始し、次期管理職候補職員（課長代理 8 名、主任専門役 3 名）のマネジメント能力向上等を図った。

<階層別研修の実績>

研修名	開催時期	延受講者数
新任昇格者研修 2 等級「労務管理」、4 等級「フォローシップ」	7 ～ 8 月	2 等級 3 名、 4 等級 3 名
課長代理・主任調査役・調査役（3 等級）研修 「段取り力」	12 月	15 名
係長・専門役・主任（4 等級）研修 「調整力」	12 月	15 名
3 等級 P D C A 研修	7 月～	11 名
新卒採用職員研修	4 ・ 9 月	10 名
内定者研修	11 ・ 2 月	10 名

イ. 業務専門性研修

83 講座を延べ 838 名が受講し、各部門の業務遂行に必要な専門スキルを向上させた。  
(資料編 P122 共通 11 平成 28 年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績)

ウ. 環境専門性研修

環境省環境調査研修所が主催する研修に職員 12 名が参加し、環境行政に関する知識を習得するとともに、環境省や地方公共団体等において行政実務に携わる職員等との意見交換及び情報交換を行った。

また、環境省主催の環境問題史実地調査研修（西淀川コース）に職員4名が参加し、かつて公害が発生した現場の訪問や患者の方との対話等を通じて、公害の歴史や現状等への理解を深めた。

#### エ. その他の研修

その他の主な研修については、次表のとおり。

研修名（実施時期）	受講者数	概要
メンタルヘルス研修（8～9月）	177	平成27年12月から新たに導入された「ストレスチェック制度」について理解を深めるため、非常勤職員を含む全職員向けの研修を実施。
内部統制研修（9月）	164	役職員一人ひとりの内部統制に対する意識向上を図るため、非常勤職員を含む全役職員向け内部統制研修を実施。
指導役（OJT）研修（9月）	24	人事評価制度における「指導役制度」をより実効性のあるものとするため、指導役（指導をする側）の職員が受講。
コンプライアンス研修（1～2月）	162	改正育児介護休業法の施行等（平成29年1月）を踏まえて、「妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント」の防止をテーマに実施し、非常勤職員を含む全職員が受講。

#### オ. 自主的研修（資格取得支援策）

業務上必要なスキルの習得のため、4分野（簿記、メンタルヘルス・マネジメント検定、ITパスポート、医療事務）の資格取得支援を実施し、職員のスキル向上を促進した。

＜主な資格取得等の実績＞

講座名	受講者数	資格取得者数
簿記通信講座	4	1
メンタルヘルス・マネジメント通信講座	4	1
ITパスポート通信講座	1	1
医療事務講座	1	1
（計）	10	4

※資格未取得の受講者も、今後受験予定。

#### ③人材交流

引き続き、環境省等への実務研修生や出向者の派遣により、環境行政実務に精通した人材を育成した。

### (3) 人事評価制度の適正運営等

平成 27 年度の検討結果を踏まえて、平成 28 年度から新たな人事評価制度に移行したところであり、次のとおり、人事評価制度の目的である職員の育成及び士気向上に組織全体として取り組んだ。

#### ①新たな人事評価制度の概略

「能力・スキル評価」について、当機構の「経営理念」、「経営方針」、「職員行動指針」等を踏まえて、当機構職員として「目指すべき職員像」、職位ごとに「期待される役割」等を明確化し、目標設定、評価及びフォローアップを行う仕組みとした。

また、「業務評価」については、従来の担当業務における目標管理等の仕組みに加えて、課ごとに「業務スキルマップ」を作成し、初めて各部門に配属された職員の業務遂行を念頭に、必要な知識・ノウハウの習得時期を目安として明示することで、日常的な指導や研修等においても活用することとした。

上記「能力・スキル評価」及び「業務評価」において、課題を自ら発見し、積極的に取り組む職員等を評価する仕組みとすることで、職員の士気向上に一層資する評価制度とした。

#### ●ERCA「目指すべき職員像」

- 1 社会に範を示し、国民に信頼される職員
- 2 機構のミッション・業務目標の達成に貢献する職員
- 3 周囲との連携の下、業務の効率性を追求する職員
- 4 新たな課題に挑戦する職員
- 5 明るく活気ある職場環境を育む職員

#### ②新たな人事評価制度の導入及び定着のための取組

職員全員が、新たな人事評価制度の趣旨・目的、手続等を十分理解した上で、年間を通じて取り組むことができるよう、次表のとおり導入及び定着のための取組を実施した。

実施時期	実施内容
平成 28 年 4～5 月	職員に対する説明会
同 6 月	人事評価制度マニュアル（簡易版）の作成
同 6 月	人事評価研修（評価者向け、被評価者向け）
同 7～8 月	期初目標設定（期初面談）
同 9～10 月	期初目標設定状況の確認、目標再検討の依頼等
同 10～11 月	中間評価（中間面談）
同 11～12 月	中間評価状況の確認、管理職等への状況共有
平成 29 年 2～3 月	期末評価（期末面談）
4～5 月（予定）	年度評価の確定、フィードバック面談の実施

#### ③指導役制度の導入

新たな人事評価制度においては「指導役」の仕組みを導入し、導入初年度である平成 28 年度は 35 歳未満の係員級職員を指導対象とした。

指導役職員は、指導対象者の日常の業務指導だけでなく、人事評価における期初目標設定、中間評価及び期末評価にも関与し、指導対象者（被評価者）と評価者との間に立ち、能力・スキルの開発及び発揮についても助言・指導を行うものとして、指導役制度を通じた効果的な人材育成を図った。

また、指導役職員のOJTスキル向上を目的として、OJTの方法論や留意点を学ぶための指導役研修（9月、24名受講）を実施した。

なお、新たな人事評価制度においては、職位ごとの「期待される役割」を受けて、具体的な評価項目として「指導力」、「上司・部下・同僚支援力」等の項目を設定しており、人材育成に寄与した職員を職位ごとに適正に評価する仕組みとしている。

#### ④評価結果の反映

平成27年度の人事評価結果について、平成28年度定期昇給及び6月期賞与の業績手当に適正に反映した。

### 3. 積立金の処分に關する事項

#### ■中期目標

—

#### ■中期計画

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

#### ■平成 28 年度計画

前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。

#### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

#### ■主要な経年データ

##### <主な定量的指標>

—

##### <その他の指標>

—

##### <評価の視点>

- ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。

#### ■評定と根拠

##### <自己評定>

B

##### <根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。

#### ■課題と対応

今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。

■主要な業務実績

公害健康被害予防事業の財源 24,259 千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 4,586 千円を取り崩した。

#### 4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

##### ■中期目標

—

##### ■中期計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

##### ■平成 28 年度計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

##### ■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

##### ■主要な経年データ

###### <主な定量的指標>

—

###### <その他の指標>

—

###### <評価の視点>

- ・ 中期計画期間を超える債務負担の必要性

##### ■評定と根拠

###### <自己評定>

B

###### <根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

- 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。

##### ■課題と対応

業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。

## ■主要な業務実績

28年度は以下にかかる調達（予定価格100万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。

- ・「事務所の賃貸借契約」  
（契約期間：平成28年8月～平成32年3月）
- ・「放射線画像等読影環境の整備に係る機器調達」  
（契約期間：平成28年8月～平成33年10月）
- ・「新事務所における電話交換機、電話機端末等の新規導入及び保守業務（導入業務）」  
（契約期間：平成28年8月～平成33年9月）
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（28年度9月派遣開始分）」  
（契約期間：平成28年8月～平成31年8月）
- ・「建設譲渡・貸付 債権管理システム再構築及び運用保守業務」  
（契約期間：平成28年10月～平成33年3月）
- ・「複合機の賃貸借及び運用・保守業務」  
（契約期間：平成28年10月～平成32年11月）
- ・「住民基本台帳ネットワークシステムに係るハードウェア等調達及び運用保守業務」  
（契約期間：平成28年11月～平成32年11月）
- ・「Pay-easy（ペイジー）収納サービスの利用による汚染負荷量賦課金の収納事務に関する業務（収納機関共同利用センター）」  
（契約期間：平成28年11月～平成34年3月）
- ・「シンクライアント及び接続先PCの導入及び運用保守業務」  
（契約期間：平成28年12月～平成32年2月）
- ・「汚染負荷量賦課金申告・納付書専用ドットインパクトプリンタの調達」  
（契約期間：平成28年12月～平成34年2月）
- ・「汚染負荷量賦課金徴収・審査システムサーバ機器等の更新及び保守・改修・運用支援業務」  
（契約期間：平成29年2月～平成33年9月）
- ・「ビデオ会議システム導入及び保守業務」  
（契約期間：平成29年3月～平成34年3月）

## 主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置>

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-1-2 都道府県等に対する納付金の納付	<p>現地指導調査については、原則3年に1回のサイクルで関係都道府県等を巡回し、引き続き適正な事務処理がなされるよう指導を行うよう努められたい。</p> <p>納付申請等に係る事務処理の効率化について、都道府県等のニーズに対応しているが、引き続き都道府県等のニーズの把握に努められたい。</p>	<p>17都道府県等（H27年度：12都道府県等）を計画し実施した。問題のあった2都道府県等については、環境省へ報告し適正な事務処理がなされるよう指導を行った。</p> <p>事務処理の効率化について、都道府県等から要望のあった、最新のパソコン環境（Windows10）に対応できるようにシステム改修を行うとともに、研修会場拡大の要望を踏まえ、次年度の研修計画を作成した。</p>
I-2-1 収入の安定的な確保と事業の重点化	<p>運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していく恐れがあることから、より一層の事業の重点化、効率化及び工夫により、必要とされる事業の実施を確保していくこと。</p>	<p>運用収入が逡減化傾向にあることから、引き続き、事業の重点化・効率化を更に推進するとともに、可能な事業から工夫や見直しを行い、必要な事業の実施の確保に努めている。</p> <p>なお、次期中期計画期間に向けた予防事業のあり方の検討を開始している。</p>
I-3-1 助成事業にかかる事項	<p>ニーズの的確な把握に努めるとともに、評価制度の着実な実施により、助成事業のさらなる充実に努めること。</p>	<p>団体からのニーズが高い、活動を持続的に実施することや定着を目指すことに対して助成を行うメニューとして「つづける助成」を新設し、助成事業の充実を図った。また、評価制度においては、中間コンサルテーションや書面評価の結果を団体にフィードバックを行い、評価委員のアドバイスを踏まえ、翌年度の要望を行うよう、要望書の様式の改善を図った。</p>

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-3-2 振興事業にかかる事項	ユース世代の環境保全活動を支援するための「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の今後の活用方策の検討及び研修内容・実施時期などニーズの的確な把握に努めることによる効果的・効率的な研修の実施など、振興事業のさらなる充実に努めること。	平成27年度は高校生を対象とした環境活動への表彰を行ったが、平成28年度からは大学生の環境活動の表彰も行うため、全国大学生環境活動コンテスト（ecocon2016）に共催として参画した。研修事業については、団体のニーズ、アンケート結果などを踏まえ、よりキャパシティビルディングに焦点を当てた研修（事業改善、組織管理、資金調達）を全国5地区で実施した。
I-3-3 地球環境基金の運用等について	寄付額に関する第3期中期目標を達成するため、これまで以上に機構の総力を結集し、寄付の獲得に努めること。	寄付者の貢献が見える「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みを活用した新たな助成メニュー（特別助成）を創設し、役員が中心となり、職員とともに企業の上層部に対して参加への直接の働きかけや、機構の他の部署と連携し、他部署が実施している市民等が参加する事業において、地球環境基金事業の周知を行うことで寄付の獲得に努めている。
I-6-1 認定・支給等の迅速かつ適正な実施	環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出することにより、追加資料を求められる割合を減らし、引き続き処理期間の短縮に努める必要がある。	染色標本に限らず、経過が分かる放射線画像、呼吸機能検査結果の記録などを医療機関から収集し、医学的判定の申出を行うなど1回の判定で結果を通知できるよう期間短縮に努めている。
I-6-3 制度運営の円滑化等	引き続き、医療従事者・医療機関等への申請手続きの周知を推進する必要がある。また、効果的な制度の周知ため、周知する対象団体や手段を検討する必要がある。	学会セミナーを通じて制度周知を進めているほか、関係機関が主催する研修会の資料に救済制度の案内を入れるなど実施可能なものから取り組んでいるところ。（例：環境省、労働者健康安全機構が主催の研修会）
I-6-4 救済制度の広報・相談の実施	一時的な効果で終始する広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し救済制度の周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか注視する必要がある。	前年度に行った広報の事後評価を踏まえ広報計画を作成し、テレビCM、新聞広告などにより制度周知を図っているところ。（テレビCM H29 1/4～1/17、新聞全国紙 H28 12/17）

<業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置>

評価項目	指摘事項等	反映状況
<p>Ⅱ－２ 業務運営の効率化</p>	<p>人件費について、業務の実績等を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準を維持するために一層の取組を行うこと。</p>	<p>新規事業の開始に伴い、東京都特別区内（東京事務所）の特別都市手当を神奈川県川崎市（本部）と同一の支給割合に据え置くことで、支給水準を抑制した。</p> <p>また、平成 28 年人事院勧告を踏まえた職員給与の改定においては、年代別ラスパイレス指数が高い「40 代以上」の職員が通常在籍する等級・号俸を中心に昇給幅を抑制した（改定時期は平成 28 年 12 月）。</p>

「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」の措置状況について（平成28年7月1日時点）

（構式1）

No.	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し 宿舍の国庫返納	見出し 宿舍の国庫返納を行う。	1	戸塚宿舍については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣知に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年6月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。

No. 98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
--------	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量購課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	1a	<p>措置内容の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託商工会議所担当者に対する研修会の実施</li> <li>委託商工会議所が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえよう委託商工会議所担当者に対して、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を平成28年3月3日に開催した（参加者数：118名）。</li> <li>申告納付説明・相談会の実施</li> <li>委託商工会議所と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国151商工会議所103会場（出席納付義務者数：2,721事業所）で平成27年4月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続きを説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。その結果、申告額に係る取納率については、99%以上を維持した。また、オンライン申告については、平成27年度は61.6%（平成25年度、58.7%）に増加し、納付義務者の事務処理の効率化を図ることができた。</li> <li>オンライン申告セミナーの開催</li> <li>平成27年11月～平成28年1月にかけて、全国18ヶ所でオンライン申告セミナーを開催した（参加者：99事業所106名）。セミナーではオンライン申告の利便性の理解を促すとともに、オンライン申告を利用するに当たっての事前登録から、エクセル雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成方法等について説明し、参加者には実際にパソコンを使用して仮申告内容でオンライン申告を体験してもらった。</li> <li>事業所へのオンライン申告後援</li> <li>複数の事業所（3箇所以上）の申告手続きを行っている担当者に対し、個別にオンライン申告のメリットや手続きを説明した（7社）。その結果、平成28年度は3社14事業所がオンライン</li> </ul>	<p>今後も引き続き納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に徴収業務を実施する。</p>





【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	不要資産の国庫返納	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。
07	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	1a	平成28年3月に、予定より1年前倒して会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。	実施済み。
08	大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。	1a	予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。	実施済み。
09	人件費の見直し	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレシス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。			
10	組織体制の見直し	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	1a	各事業部で実施していた資金の運用業務について、経理部一元化を行い効率化を図った。（平成23年7月） 石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行うよう業務分担の最適化を行った。（平成24年5月） 総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、監査室員に全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。（平成25年4月） 新たに監事付職員を配置し、監事監査体制の強化を図った。（平成27年4月） 事業管理部において、債権回収の状況を踏まえて課の統合を行い、3課体制から2課体制へと縮減した。（平成28年4月）	今後も組織体制の効率化に努める。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に係る措置状況について（平成28年7月1日時点）

(様式)

No	99	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
----	----	----	-----	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。 独立行政法人運則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標管理中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。 債権回収等の動向を踏まえ、27年度末をもって事業管理部財務資金課を廃止し、前回の他部門への統合を含めた編成等の検討を進めていく。	引き継ぎ、債権管理、債権回収の業務の実施状況等を踏まえて、事業管理部の他部門への統合を含めた編成等の検討を進めていく。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確立のためガバナンス強化の支援に努める。 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を実施するとともに、事業の進捗における報告又は指導及び調査を実施している。 なお、右補償金被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	引き継ぎ監査等を実施していく。
04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。 そもそも資格停止等の制裁措置に馴染まない地方公共団体への法に基づく助成金を除き、資格停止等の制裁措置については、内閣府等において導入している。 なお、右補償金被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	実施済み。
05	補助金等に関する予算の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等については、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。 助成者に配付するパンフレット等において、機構設立当初（平成16年）から助成金の返還や加算金等に関して規定している交付要綱を示し、周知を行っている。	実施済み。

3. その他

措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効率的かつ効果的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や関係業務の共同実施を進める。これにより、関係部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。 主務省及び関係法人等と情報交換を行っているところ。	引き継ぎ主務省及び関係法人等と情報交換をするなど、共同調達や共同実施について検討を行う予定。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成28年8月1日官民協働導入推進委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を旨とした自主的な業務改善を図る。 公共サービス改革基本方針（平成26年6月閣議決定）に基づきつつ、コストの分析を行うなどして、平成25年度に民間競争入札を行い、公益財団法人環境整備業務における汚染負荷監視業務の委託業務について日本商工会議所と委託業務を締結、申告書等の照会及び共同申告書提出業務を行うことなどにより、業務の効率化を図った。	今後該当する事業があれば適宜検討する。

